3) 廃棄物処理施設等

(1) 廃棄物処理施設の状況

概況調査範囲の廃棄物処理施設、ごみ処理施設の状況は表 6.2.4-7 及び図 6.2.4-4 のとおりである。産業廃棄物中間処理施設が 51 件、特別管理産業廃棄物中間処理施設が 8 件(前記と重複)、ごみ処理施設が 1 件存在する。事業計画地にはこれらの施設は存在しない。

震災により事業計画地付近の廃棄物処理施設は全て被災したが、多くの施設が処理を再開している。

表 6.2.4-7　廃棄物処理施設

市	番号	名称	住所	備考
仙台市	1	東北油化工業㈱	仙台市宮城野区蒲生字八郎兵衛谷地第二 112-10	特別管理産業廃棄物中間処理施設
	2	鈴木工業㈱	仙台市若林区卸町東 5-3-28	特別管理産業廃棄物中間処理施設
	3	鈴木工業㈱	仙台市宮城野区中野字沼向 138-1	特別管理産業廃棄物中間処理施設
	4	鈴木工業㈱	仙台市若林区卸町東 4-4-25	特別管理産業廃棄物中間処理施設
	5	(株)青葉環境保全	仙台市宮城野区蒲生 1-6-1	
	6	協業組合仙台清掃公社	仙台市宮城野区日の出町 1-7-10	
	7	協業組合仙台清掃公社	仙台市宮城野区扇町 2-3-40	
	8	協業組合仙台清掃公社	仙台市宮城野区扇町 1-6-35	
	9	協業組合仙台清掃公社	仙台市宮城野区扇町 1-6-21	
	10	㈱皆川紙業	仙台市若林区鶴代町 5-4	
	11	相田化学工業㈱	仙台市若林区六丁の目北町 4-3	特別管理産業廃棄物中間処理施設
	12	大和工業㈱	仙台市若林区荒浜字北長沼 24-13	
	13	松田産業㈱	仙台市宮城野区日の出町 1-1-13	
	14	全環衛生事業協同組合	仙台市若林区荒浜字北長沼 1-2	
	15	㈱昭和羽前建設工業	仙台市宮城野区港 3-8-9	
	16	宮城第一メタル㈱	仙台市宮城野区扇町 3-1-41	
	17	田中産業㈱	仙台市若林区荒浜字南長沼 14-20	
	18	大成ロテック㈱	仙台市若林区卸町東 5-1-36	
	19	㈱鈴文興業	仙台市若林区六丁目字柳堀南 66-2	
	20	鳥羽建設工業㈱	仙台市宮城野区扇町 3-6-6	
	21	㈲秋製工業	仙台市宮城野区中野字掃沼 15	特別管理産業廃棄物中間処理施設
	22	東北黒沢建設工業㈱	仙台市若林区卸町東 4-4-28	
	23	㈱庄司専助商店	仙台市宮城野区日の出町 2-5-15	
	24	仙台アスコン㈱	仙台市宮城野区扇町 6-2-21	
	25	㈱宮城公害処理	仙台市若林区三本塚字荒谷 381	
	26	㈱リバイブ	仙台市宮城野区中野字駈上 24	
	27	㈱万力	仙台市宮城野区港 4-12-9	
	28	㈱鎌田建設	仙台市宮城野区扇町 3-4-2	
	29	㈱エス・ケイ・ディ	仙台市宮城野区日の出町 3-5-4	
	30	㈱ミカド金属	仙台市宮城野区扇町 1-6-30	
	31	㈱秋山建材	仙台市若林区荒浜字北長沼 24-79	
	32	㈱サイコー	仙台市宮城野区蒲生 2-2-1	
	33	㈲大久保工業	仙台市若林区荒浜字谷地中林 1-1	
	34	㈱コウユウ	仙台市若林区荒浜字北長沼 1-4	
	35	㈱青南商事	仙台市宮城野区蒲生 2-2-13	
	36	㈱佐彦	仙台市宮城野区扇町 5-4-7	
	37	㈲仙台福祉清掃社	仙台市若林区六丁の目西町 7-24	
	38	㈲仙台福祉清掃社	仙台市若林区卸町 4-3-1	
	39	㈲東部総業	仙台市若林区今泉字古川 106	
	40	オデッサ・テクノス㈱	仙台市宮城野区扇町 7-4-3	
	41	ジャイワット㈱	仙台市宮城野区中野字四反田 18-3	
	42	梶原電気㈱	仙台市若林区六丁の目元町 13-16	
	43	㈱奥羽木工所	仙台市宮城野区港 4-10-1	
	44	東曹産業㈱	仙台市宮城野区港 4-12-17	特別管理産業廃棄物中間処理施設
	45	㈱ログ	仙台市宮城野区扇町 6-2-2	
	46	㈱港金属	仙台市宮城野区中野字下小袋田 16-4	
	47	㈱メタルセンター	仙台市宮城野区中野字沼頭 7	
	48	㈱吉田レミコン	仙台市宮城野区扇町 4-1-29	
	49	新港リサイクル㈱	仙台市宮城野区港 1-6-1	
	50	今泉工場	仙台市若林区今泉上新田 103	ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設
名取市	51	株式会社自然環境産業	名取市下増田字広浦 7-21, 7-41	
	52	株式会社ｵｲﾙﾌﾟﾗﾝﾄﾅﾄﾘ	名取市下増田字広浦 35-48, 52-3, 52-5	特別管理産業廃棄物中間処理施設

資料：仙台市産業廃棄物処理業者名簿(仙台市 HP)、宮城県産業廃棄物処理業許可業者名簿(宮城県 HP)

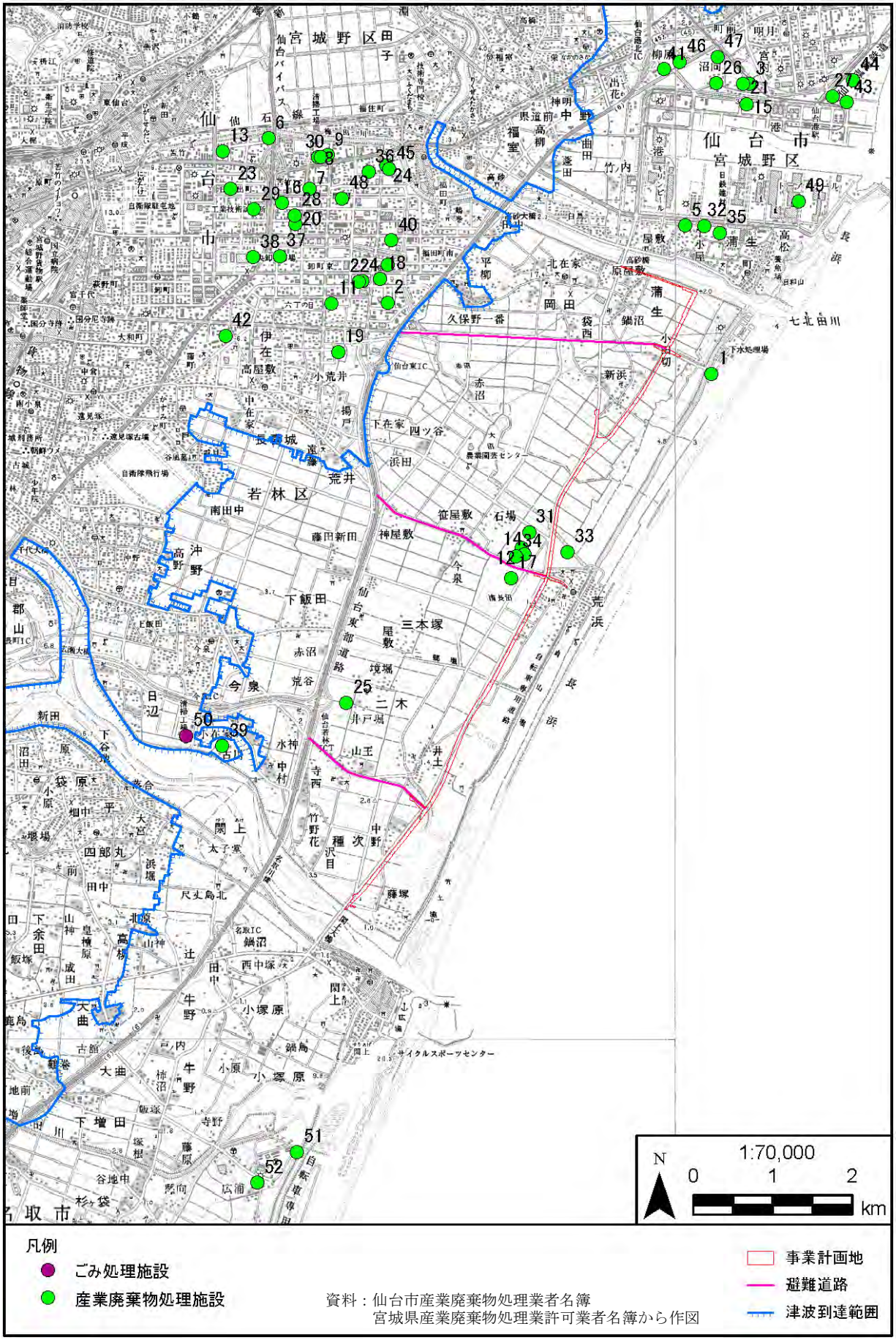

図 6.2.4-4　廃棄物処理施設

(2) その他、関連する社会資本の整備状況等

a) 土地区画整理事業などの状況

概況調査範囲における土地区画整理事業の整備状況は、表 6.2.4-8 及び図 6.2.4-5 に示すとおりである。荒井、仙台港後背地、田子西、荒井東、新田東が施行中となっている。その他、荒井駅北地区、荒井西、荒井南が手続き中となっている。

事業計画地付近には今後実施される土地区画整理などの事業はない。

表 6.2.4-8　土地区画整理事業の状況

市	番号	地区名	施行面積(ha)	事業認可(公告)
仙台市	B01	東仙台	54.2	1932/5/24
	D01	原町工業第一	26.7	1941/5/-
	B05	福田町二丁目	3	1970/1/27
	D03	原町工業第三	60.7	1942/2/21
	B03	福田町第一	15.2	1969/1/28
	D05	原町東部第一	214.2	1966/9/20
	B07	山崎西部	2.7	1971/4/23
	B04	新田	24.3	1969/2/28
	B10	中野第一	30.3	1973/2/2
	A02	仙台港中央	401.1	1974/12/17
	B15	砂押	8.7	1975/3/14
	B25	上田子	11.9	1979/12/25
	B26	田子要害	9.1	1980/9/5
	B27	出花	18.8	1981/9/22
	B40	中野第二	4	1984/10/23
	B31	福室	16.7	1982/12/24
	B36	高砂	45.1	1984/2/28
	B58	田子	31.8	1993/10/1
	B59	燕沢東	5.2	1994/9/5
	B75	燕沢	2.1	1998/11/18
	B62	新田東	61.6	1994/12/28
	B80	出花東	3	2005/1/7
	B84	田子西	16.3	2009/6/17
	D02	原町工業第二	32.4	1941/5/-
	D06	流通センター第一	85.5	1967/6/23
	B06	南小泉北部	32.8	1970/2/10
	D08	流通センター第二	60.1	1972/2/3
	B23	不動東	1.4	1979/5/1
	B21	荒浜	20.1	1979/2/16
	D10	原町東部第三	298.6	1974/7/17
	B73	六丁の目東	7.7	1998/3/20
	D12	荒井	149.9	1986/10/9
	B85	荒井東	33.7	2010/2/24
	B51	中田第二	20.2	1990/3/5
	B87	荒井南	17.7	2012/10/30
	B88	荒井西	46.8	2012/11/15
		荒井駅北地区	18.4	手続き中
名取市		美田園	114.54	2004/1/23
		杜せきのした	69.46	2004/1/23
		閖上	121.8ha	手続き中

資料：仙台市の土地区画整理事業(仙台市 HP)、名取の宅地開発(名取市 HP)
(仮称) 仙台市荒井南土地区画整理事業環境影響評価書
(平成 24 年 5 月、仙台市荒井南土地区画整理組合設立準備委員会)
(仮称) 仙台市荒井西土地区画整理事業環境影響評価書
(平成 24 年 6 月、仙台市荒井西土地区画整理組合設立準備委員会)

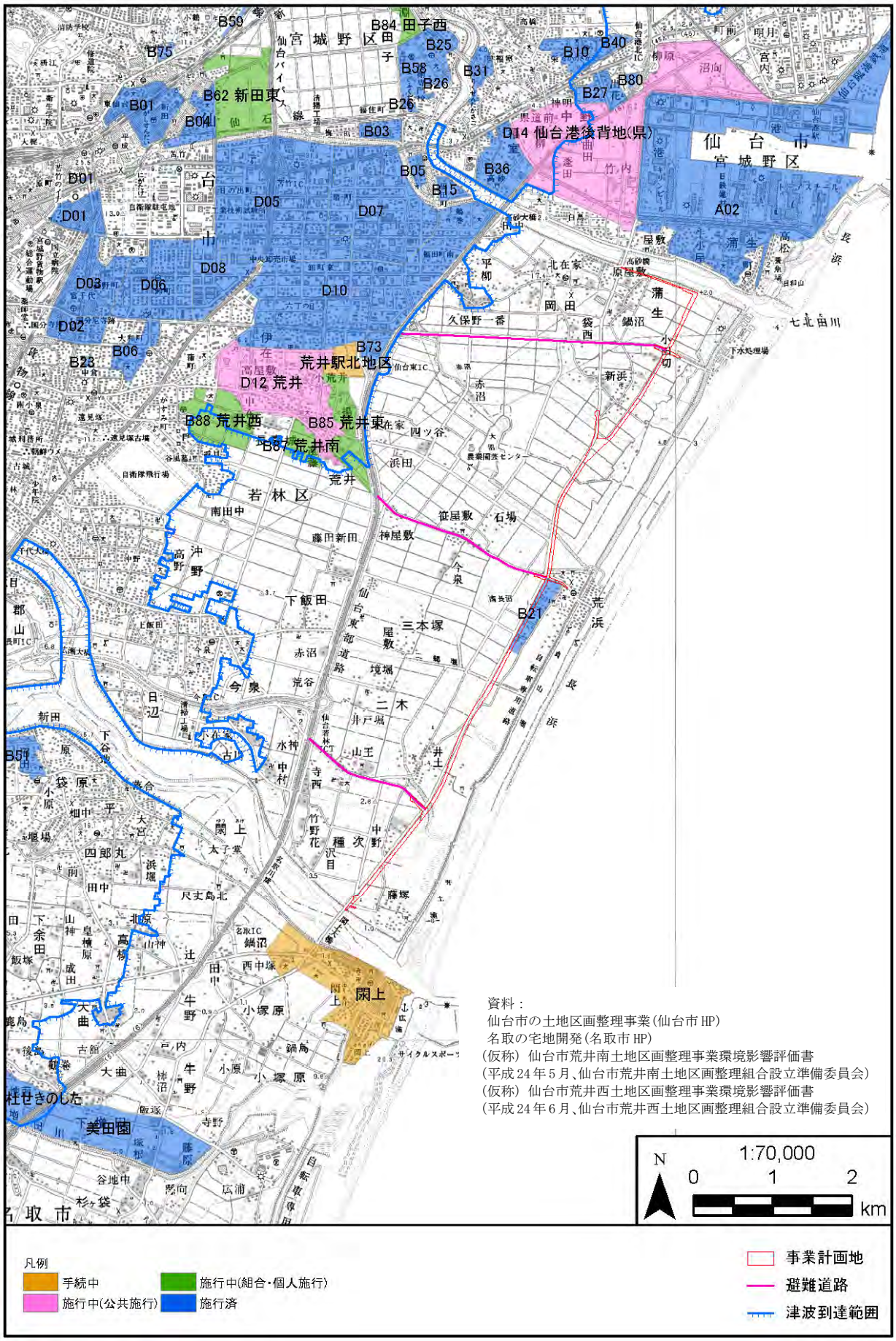

図 6.2.4-5　土地区画整理事業の状況

b) 工業用水道の整備状況

概況調査範囲には仙塩工業用水道、仙台圏工業用水道がある。その位置は図 6.2.4-6 に示すとおりであり、その内容は表 6.2.4-9 のとおりである。

仙塩工業用水道は、仙塩特定地域総合開発計画の一環として、昭和 32 年度から昭和 38 年度までの 7 か年間で建設されたもので、昭和 36 年 11 月から仙塩地区へ給水を開始している。昭和 39 年、仙塩地区を含む仙台湾地区が新産業都市に指定され、昭和 46 年の仙台港開発等により工業導入も急速に進展し、本工業用水道はそれらの地域開発に大きく寄与してきた。

また、地盤沈下が顕著な仙台市苦竹地区等においては、地下水に代わる水源としての大きな役割を果たしている。本工業用水道は建設後相当の期間を経過し、配水管等の老朽化が著しくなったことから、昭和 49 年度から昭和 63 年度の 15 ヶ年間で改築工事を実施し、また平成元年度から建設を進めてきた仙台市泉地区及び富谷町成田地区への給水地域の拡張工事も平成 5 年度に終了し、平成 6 年 4 月 1 日から給水を開始した。

仙台圏工業用水道は、仙台港背後地の工業開発により既設の仙塩工業用水道のみでは需要に応ずる余力がなくなることが見込まれたことから、昭和 47 年度から昭和 51 年度までの 5 か年間で建設されたもので、昭和 51 年 10 月 1 日から給水を開始している。

仙台港背後地に立地する「石油精製、都市ガス、火力発電、鉄鋼関連、ビール製造」の企業等のほか、名取市及び利府町の企業にも給水しており、一日最大 100,000m^3 の供給能力を持っている。

事業計画地に係る工業用水道はない。

表 6.2.4-9　工業用水道の状況

【仙塩工業用水道】

水源	一級河川名取川水系碁石川　（釜房ダム）
取水	名取川頭首工（名取市高館熊野堂）　釜房ダム放流水 （取水量）　一日最大 100,000m^3
給水能力	一日最大 100,000m^3
水質	原水供給
給水区域	仙台市・多賀城市・七ヶ浜町・名取市・利府町

【仙台圏工業用水道】

水源	一級河川名取川水系大倉川　（大倉ダム）
取水	広瀬川四ツ谷堰（仙台市青葉区折立郷六）　大倉ダム放流水 一日最大 100,000m^3
給水能力	一日最大 100,000m^3
水質等	（水温）摂氏 1 度～25 度 （濁度）10 度以下 （水素イオン濃度）pH6.0～8.0 （総硬度）120mg/L 以下
給水区域	仙台市・塩竈市・多賀城市・七ヶ浜町・富谷町・大和町

資料：宮城県企業局水道経営管理室 HP

資料：宮城県企業局水道経営管理室 HP

図 6.2.4-6　工業用水道の状況

c) 農業生産基盤等の整備状況

概況調査範囲における農業生産基盤整備状況、農業近代化施設整備状況、農村生活環境施設整備状況は表 6.2.4-10～12 に示すとおりである。これらの位置は図 6.2.4-7 に示すとおりである。

事業計画地は、ほ場整備事業地、かんがい排水事業地、農村生活環境施設の範囲を通過する。

震災後のほ場整備事業の状況は図 6.2.4-8 に示すとおりであり、名取川以北の国営仙台東土地改良事業で 2,162ha、名取川以南の名取地区ほ場整備事業で 861ha のほ場整備計画がある。

表 6.2.4-10(1/2)　農業生産基盤整備状況（仙台市）

番号	事業名	地区名	受益面積（ha	事業費（千円）	事業内容	開始	終了
仙 1	団体営ほ場整備事業	岩切	569	351,815	区画整理 569.0ha	昭和 39	昭和 43
仙 2	第一次農業構造改善事業	鍋沼	88.6	72,800	区画整理 88.6ha	昭和 44	昭和 44
仙 3	第一次農業構造改善事業	萩袋	33.2	26,070	区画整理 33.2ha	昭和 44	昭和 44
仙 4	県営ほ場整備事業	七郷第三	374	3,149,000	区画整理 374.0ha	昭和 55	平成 3
仙 5	団体営かんがい排水事業	南蒲生	510	733,600	排水機 3、樋門 4、水路 3,150m	昭和 51	昭和 63
仙 6	県営湛水防除事業	田子	122.4	940,000	排水機場	昭和 63	平成 4
仙 8	県営土地改良総合整備事業	鍋沼	70	594,763	用排水路工 12,101m	平成 1	平成 7
仙 9	小規模排水対策特別事業	原田	10	57,310	区画整理 10.0ha	昭和 56	昭和 57
仙 10	県営ほ場整備事業	七郷	493	2,420,520	区画整理 493.0ha	昭和 46	昭和 58
仙 11	県営ほ場整備事業	七郷第二	427	2,549,000	区画整理 427.0ha	昭和 48	昭和 60
仙 12	団体営かんがい排水事業	二郷堀	562	512,545	排水機 2、樋門 1、水路 2,027m	昭和 41	昭和 48
仙 13	県営かんがい排水事業	井土浦	873	2,901,000	排水機場 1、排水路 4,432m	昭和 61	平成 10
仙 14	団体営かんがい排水事業	藤塚	101	621,500	排水機場、水路 1,301m	昭和 58	平成 4
仙 15	団体ほ場整備事業	袋原	25.5	10,560	区画整理 25.4ha	昭和 43	昭和 44

資料：仙台農業振興地域整備計画書（平成 20 年、仙台市）

表 6.2.4-10(2/2)　農業生産基盤整備状況（名取市）

番号	事業名	地区名	受益面積	事業の種類	事業の概要
名 1	県営ほ場整備事業	牛野・大曲	147ha	区画整理	ほ場整備
名 2	県営ほ場整備事業	鍋沼	51ha	区画整理	ほ場整備
名 3	県営ほ場整備事業	下余田	203ha	区画整理	ほ場整備

資料：名取市農業振興地域計画付図（名取市）

表 6.2.4-11(1/2)　農村生活環境整備状況（仙台市）

番号	事業名	地区名	事業費(千円)	事業内容	事業主体	開始	終了
仙 1	農業集落排水事業	笹屋	752,000	受益人口：570 人、受益戸数：124 戸、管路 3.3km	仙台市	昭和 63	平成 3
仙 2	農業集落排水事業	藤田	1,049,000	受益人口：1,090 人、受益戸数：234 戸、管路 4.6km	仙台市	平成元	平成 4
仙 3	農業集落排水事業	四ッ谷	1,405,000	受益人口：1，210 人、受益戸数：61 戸、管路 4.2km	仙台市	平成 5	平成 7
仙 4	農業集落排水事業	小在家	1,141,000	受益人口：880 人、受益戸数：188 戸、管路 7.1km	仙台市	昭和 62	平成 3
仙 5	農業集落排水事業	井土	2,339,000	受益人口：900 人、受益戸数：196 戸、管路 9.4km	仙台市	平成 4	平成 7
仙 6	農業集落排水事業	三本塚	1，377，000	受益人口：530 人、受益戸数：108 戸、管路 5.2km	仙台市	平成 5	平成 7
仙 7	農業集落排水事業	下飯田	1,231,000	受益人口：630 人、受益戸数：131 戸、管路 4.0km	仙台市	平成 6	平成 9
仙 8	農業集落排水事業	藤塚	1,158,000	受益人口：570 人、受益戸数：131 戸、管路 3.8km	仙台市	平成 6	平成 9

資料：仙台農業振興地域整備計画書（平成 20 年、仙台市）

表 6.2.4-11(2/2)　農村生活環境整備状況（名取市）

番号	施設の種類	位置及び規模	受益戸数
名 1	集会施設	村区集会所	205

資料：名取市農業振興地域計画付図（名取市）

表 6.2.4-12(1/2)　農業近代化施設整備状況（仙台市）

番号	事業種目	受益面積(ha)	受益戸数	事業費（千円）	施設の名称		事業着工年度
					名称	数量・規模	
仙 1	大規模共同育苗施設設置事業	25	7	16,200	育苗センター	271㎡	昭和 57
仙 3	大規模共同育苗施設設置事業	100	18	－	育苗センター	100ha 規模	昭和 46
仙 4	大規模共同育苗施設設置事業	50	3	－	育苗センター	50ha 規模	昭和 48
仙 5	大規模共同育苗施設設置事業	100	17	－	育苗センター	100ha 規模	昭和 47
仙 6	共同発酵処理機械事業	－	－	69,795	堆肥生産センター附帯施設	1 棟 464㎡ 一式	昭和 55
仙 16	地域農業生産総合振興事業	25	7	24,899	ライスセンター	32 石 4 基	昭和 56
仙 17	農業生産体制強化対策事業	－	－	27,195	農産加工場		平成 11
仙 18	生産集団機械化促進事業	20	3	9,375	ライスセンター	20ha 規模	昭和 49
仙 19	良質米生産集団育成事業	20	6	17,600	ライスセンター	33 石 3 基	昭和 56
仙 20	土地利用型集団営農推進対策事業	20	7	16,834	ライスセンター	33 石 3 基	昭和 53
仙 21	高位生産営巣特別促進対策事業	26	7	23,644	ライスセンター	32 石 4 基	昭和 59
仙 22	良質米中核集団育成事業	25	7	24,100	ライスセンター	33 石 3 基	昭和 61
仙 23	野菜集団産地育成事業	248	160	17,160	集出荷所	1 棟 231㎡	昭和 56
仙 24	農業経営基盤強化支援対策事業	60	1	99,476	ライスセンター	1 棟	平成 8
仙 25	農業生産体質強化総合推進対策事業	520	－	248,950	カントリーエレベータ		平成 10
仙 27	農業生産総合対策事業	310	－	302,574	大豆乾燥調整・集出荷貯蔵施設		平成 12
仙 28	高能率稲作集団営農推進事業	20	10	16,370	ライスセンター	30 石 3 基	昭和 52

資料：仙台農業振興地域整備計画書（平成 20 年、仙台市）

表 6.2.4-12(2/2)　農業近代化施設整備状況（名取市）

番号	施設の種類	地区名	規模	受益面積	受益戸数	利用組織
名 3	穀類乾燥調整施設	下余田	乾燥機 5 基、調整施設 1 式、コンバイン 3 台	50ha	6 戸	集団栽培生産組織
名 4	園芸栽培施設	太子堂	品質向上施設　3,000 ㎡	0.3ha	5 戸	集団栽培生産組織
名 5	集荷所･共同選花施設	高柳	集荷所 330 ㎡、選花機 1 式、直売所 99 ㎡	3ha	20 戸	集団栽培生産組織
名 6	穀類乾燥調整施設	閖上町区	乾燥機 3 基、調整施設 1 式、コンバイン 3 台	25ha	3 戸	集団栽培生産組織
名 7	穀類乾燥調整施設	飯塚	乾燥機 3 基、調整施設 1 式、コンバイン 3 台	25ha	3 戸	集団栽培生産組織
名 8	園芸栽培施設	村区	品質向上施設　3,000ha	0.5ha	5 戸	集団栽培生産組織
名 9	穀類乾燥調整施設	牛野	乾燥機 4 基	30ha	5 戸	集団栽培生産組織
		大曲	調整施設 1 式、コンバイン 2 台			
名 10	加工施設	耕谷	味噌・もち加工施設 1 式	－	4 戸	農業生産法人
名 15	土壌改良施設	杉ヶ袋南	堆肥盤 330 ㎡、ベーラー・レーキ 1 台、マニアスプレッダー1 台	7ha	20 戸	集団栽培生産組織
名 16	共同選果施設	下増田	選果施設 1 式	8ha	80 戸	集団栽培生産組織

資料：名取市農業振興地域計画付図（名取市）

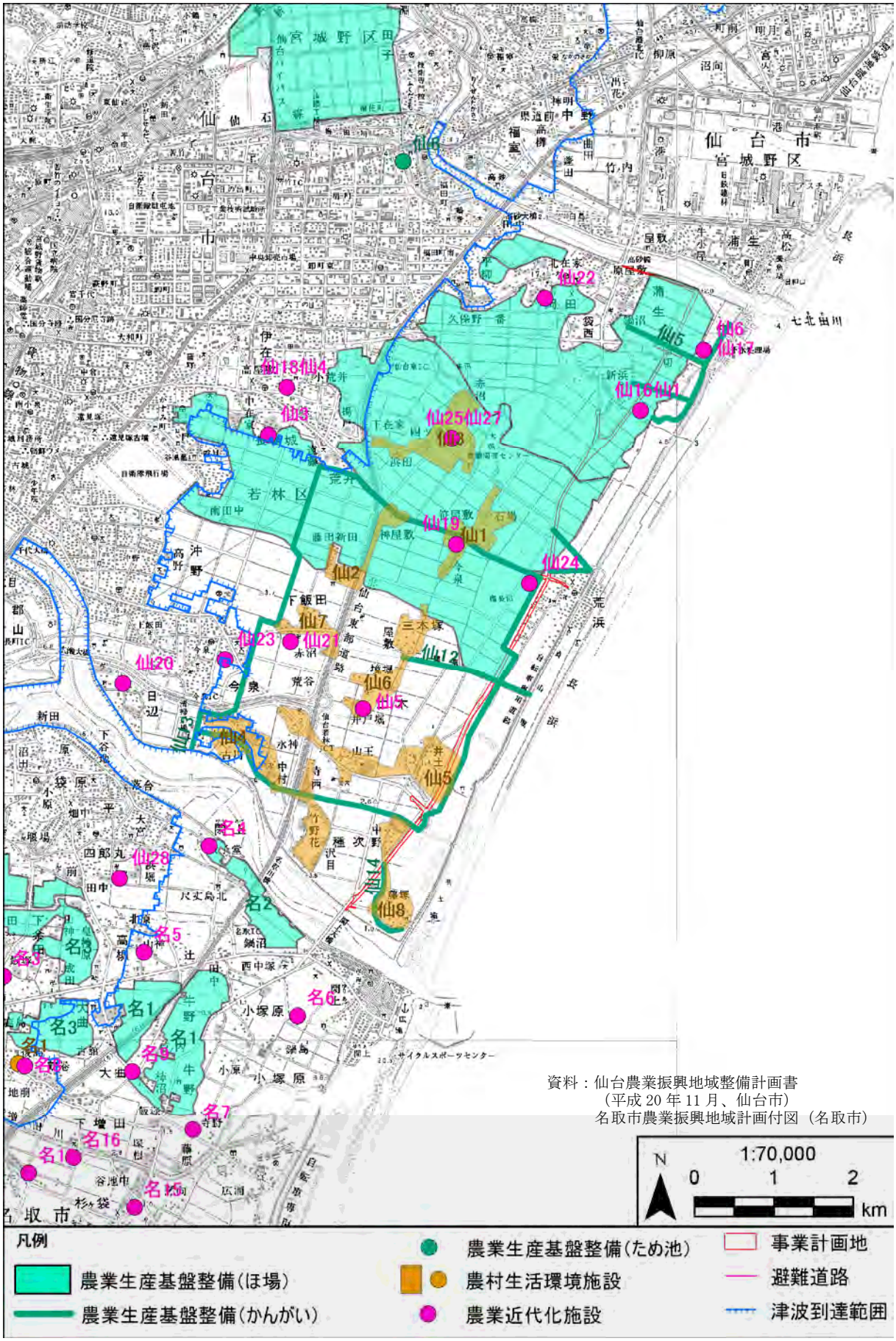

図 6.2.4-7　農業基盤等の整備状況

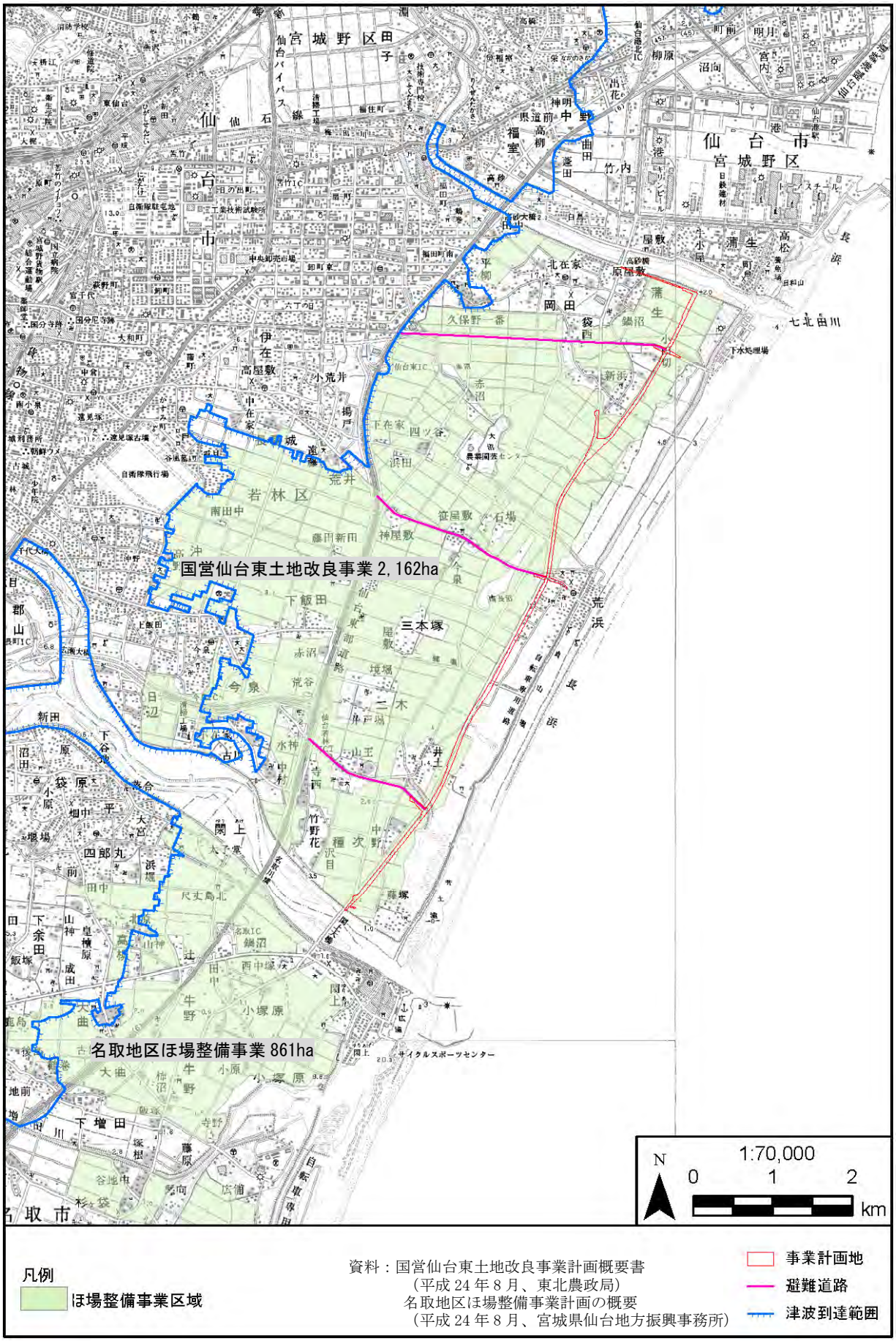

図 6.2.4-8　ほ場整備の状況

6.2.5. 環境の保全等についての配慮が特に必要な施設等

1) 学校、病院、文化施設、福祉施設の配置の状況

社会生活上、環境配慮が特に必要な施設として、学校、幼稚園、病院、文化施設等が挙げられる。概況調査範囲における学校、病院等、環境への配慮が特に必要な施設の状況は、表 6.2.5-1 及び図 6.2.5-1 に示すとおりである。

事業計画地付近には、荒浜地区に小学校、福祉施設、老人ホーム等が存在していたが、いずれも震災後に休止している。

2) 住宅の配置の状況

概況調査範囲は、海岸部から西部に広がる農地に笹屋敷、藤田、四ッ谷、小在屋、井土、三本塚、下飯田、藤塚など集落排水事業が整備されている農業集落や、市街化調整区域で下水道が整備されている岡田、荒浜の大規模既存集落が散在している。

仙台東部道路の西方にある市街化区域は、卸町や日の出町、仙台港背後の工業専用地域以外は連担した住宅地や商業業務地を形成している。

事業計画地付近をみると、図 6.2.5-2 に示すとおり南蒲生、新浜、荒浜、井土、藤塚などの集落が存在しているが、住民の多くは現在、避難もしくは移転している。

3) 環境の保全等についての配慮が特に必要な計画など

概況調査範囲には、地下鉄東西線の整備や、地下鉄東西線の整備にあわせ、土地区画整理事業の施行（仙台市荒井東土地区画整理事業）や土地区画整理事業が計画（荒井駅北地区、荒井西地区、荒井南地区）されているが、これらはいずれも仙台東部道路を挟んだ西側に位置していることから、本事業に伴う影響は想定されず、特段の配慮は不要と考えられる。

表 6.2.5-1　配慮が特に必要な施設(1/3)

区分	番号	名称	区分	番号	名称
小学校	22	西山小学校	保育所	51	上飯田横堀保育所
	34	南小泉小学校		74	小田原保育園
	35	原町小学校		75	乳銀杏保育園
	42	六郷小学校		76	ﾅｻﾞﾚﾄ愛児園
	44	七郷小学校		77	高砂保育所
	45	荒浜小学校		78	保育所新田こばと園
	46	高砂小学校		79	さゆり保育園
	47	中野小学校		83	宝保育園
	48	岡田小学校		91	福室希望園
	49	東仙台小学校		98	飯田保育所
	58	宮城野小学校		100	田子希望園
	59	東六郷小学校		101	卸町光の子保育園
	64	四郎丸小学校		107	扇町まるさんかくしかく保育園
	65	新田小学校		108	六丁の目ﾏｻﾞｰｸﾞｰｽ保育園
	67	遠見塚小学校		111	若竹よいこのくに保育園
	71	福室小学校		112	東盛ﾏｲﾄﾘｰ園
	78	大和小学校		113	荒井青葉保育園
	85	袋原小学校		114	ろりぽっぷ保育園
	86	中野栄小学校		115	上飯田くるみ保育園
	87	沖野小学校		120	閖上保育所
	93	蒲町小学校		121	名取みたぞの保育園
	94	枡江小学校	せんだい保育室	3	光ヶ丘保育園
	96	東四郎丸小学校		5	ﾏﾐｰﾗﾝﾄﾞ保育園
	99	鶴巻小学校		22	宮城野保育園
	100	東宮城野小学校		24	おもちゃばこ保育園
	101	沖野東小学校		25	小野寺保育室
	104	田子小学校		28	六丁の目保育園
	129	下増田小学校		30	ﾊﾆｰ保育園
	130	閖上小学校		44	ﾌﾞﾙｰﾍﾞﾘｰｽﾞ保育園
中学校	5	南小泉中学校		48	ｶｰﾙ英会話ほいくえん
	8	六郷中学校		54	あっぷる保育園
	9	七郷中学校		58	新田らぼむ保育園
	10	高砂中学校		59	ちゃいるどらんど六丁の目保育園
	22	蒲町中学校		60	中野ﾗﾋﾞｱ保育園
	25	中野中学校		63	童和保育園
	26	袋原中学校	幼稚園	35	あけぼの幼稚園
	29	沖野中学校		38	上田子幼稚園
	31	西山中学校		40	清水幼稚園
	54	田子中学校		41	しらとり幼稚園
	63	東仙台中学校		42	志波幼稚園
高等学校	2	仙台工業高等学校		44	立華幼稚園
	4	仙台大志高等学校		46	東岡幼稚園
	5	仙台図南萩陵高等学校		47	東盛幼稚園
	6	仙台第二工業高等学校		49	なかの幼稚園
	7	宮城県立農業高校		50	ﾅｻﾞﾚﾄ幼稚園
適応指導ｾﾝﾀｰ	2	適応指導教室「杜のひろば・宮城野」		51	はなぶさ幼稚園
	7	適応指導教室「杜のひろば・若林」		52	東仙台幼稚園
保育所	1	木ノ下保育所		53	ふくだまち幼稚園
	2	南小泉保育所		55	ふくむろ幼稚園
	3	やまとまちあから保育園		57	ｴｺｰﾙﾉﾜｰﾙ幼稚園
	12	中野栄あしぐろ保育所		58	ろりぽっぷ幼稚園
	18	ゆりかご保育園		59	蒲町幼稚園
	22	新田すいせん保育所		60	七郷幼稚園
	23	原町すいせん保育所		62	聖和幼稚園
	25	あっぷる保育園		66	ﾄﾞﾘｰﾑ幼稚園
	27	鶴ヶ谷保育所		68	やまと幼稚園
	36	袋原保育所		69	るり幼稚園
	38	沖野保育所		70	六郷幼稚園
	39	福田町保育所		71	六丁目幼稚園
	45	萩野町保育所		87	袋原幼稚園
	46	蒲町保育所		93	ゆりかご幼稚園
	48	東仙台保育所		94	若竹幼稚園
	50	鶴巻保育所		108	わかば幼稚園

表 6.2.5-1　配慮が特に必要な施設(2/3)

区分	番号	名称	区分	番号	名称
児童館	22	東中田児童館	福祉施設(障害者)	156	向日葵ﾌｧﾐﾘｰ
	26	六郷児童館		158	わたげの樹
	32	沖野児童館		160	わたげの家
	33	若林児童館	福祉施設(高齢者)	16	仙台市宮城野老人憩の家
	35	沖野ﾏｲｽｸｰﾙ児童館		18	仙台市鶴巻老人憩の家
	38	東部児童館		19	仙台市東仙台老人憩の家
	40	幸町児童館		20	仙台市新田老人憩の家
	42	若林区中央児童館		22	仙台市原町老人憩の家
	44	高砂児童館		24	仙台市岡田老人憩の家
	50	遠見塚児童館		30	仙台市大和老人憩の家
	58	郡山児童館		31	仙台市荒浜老人憩の家
	59	田子児童館		32	仙台市蒲町老人憩の家
	61	中野児童館		33	仙台市遠見塚老人憩の家
	64	枡江児童館		34	仙台市小鶴老人福祉ｾﾝﾀｰ
	65	中野栄児童館		35	仙台市東六郷老人憩の家
	71	大和児童館		43	仙台市袋原老人憩の家
	72	七郷児童館		67	仙台市沖野老人福祉ｾﾝﾀｰ
	73	福室児童館		69	仙台市高砂老人福祉ｾﾝﾀｰ
	76	蒲町児童館		70	仙台市郡山老人福祉ｾﾝﾀｰ
	78	岡田児童館	ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ	3	ｱｲｹｱﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ
	81	東四郎丸児童館		4	ｻﾝﾃﾗｽ風家
	88	宮城野児童館		5	ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ憩いの園
	89	袋原ｺﾐｭﾆﾃｨ児童館		6	ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ美の里
	91	鶴巻児童館		10	清水沼ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ
	92	幸町南児童館		11	ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽあすく
	102	新田児童館		18	袋原ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ
児童養護施設	3	児童養護施設 小百合園		22	ｹｱﾊﾟｰﾄﾅｰ若林
	4	児童養護施設 ﾗ･ｻｰﾙ･ﾎｰﾑ		24	ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰﾌﾛｰｼﾞｭ福田町
	8	乳児院 宮城県乳児院		25	福室ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ
福祉施設(障害者)	6	仙台市宮城野障害者福祉ｾﾝﾀｰ		26	四郎丸ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ
	7	仙台市若林障害者福祉ｾﾝﾀｰ		28	ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽわかなの杜
	8	宮城県障害者福祉ｾﾝﾀｰ		32	ｾﾝﾄｹｱ若林
	13	仙台市白鳥たんぽぽﾎｰﾑ		33	ﾃﾞｲｹｱﾊｳｽあんしんどう中倉
	14	ほわっと･わたげ		42	ｻﾃﾗｲﾄｹｱｾﾝﾀｰ仙台東通所介護事業所
	15	宮城野雲母倶楽部+ら ｉ ふ		45	ｾﾝﾄｹｱ福田町
	24	仙台市上飯田たんぽぽﾎｰﾑ		46	遠見塚ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ
	36	ﾊｰﾄﾗｲﾌせんだい創働舎		49	社会福祉法人宮城厚生福祉会福田町ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰⅡ
	42	みどり工房若林		52	仙台市高砂ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ
	49	だんでらいおん		53	ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰにこﾄﾋﾞｱ萩野町
	51	縁むすび		54	沖野ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ
	65	わ･は･わ遠見塚		57	ｱｼｽﾄ中倉ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ
	66	ｱｸﾃｨﾌﾞ･ﾃﾞｲ		58	仙台市郡山ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ
	70	仙台ﾜｰｸｷｬﾝﾊﾟｽ		59	ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽおいちゃん家
	72	わはわ		65	さくらﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ精華
	73	わ･は･わ沖野		69	認知症対応型通所介護いこいの園
	85	喫茶ﾙｰﾑぱれった		87	ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽみやぎの杜
	87	ぱれった･けやき木ノ下		88	しあわせの郷遠見塚３丁目ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ
	92	わ･は･わ宮城野		105	ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ向日葵
	94	ﾌﾘｰｽﾍﾟｰｽ ｿﾚｲﾕ		108	ｱｻﾋｻﾝｸﾘｰﾝ株式会社東仙台ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ
	96	ｺｯﾍﾟ		111	福田町ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰⅠ
	99	びぁ		123	萩野町ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰふれあい
	100	ふるたいむ		125	仙台中倉ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ
	102	第二啓生園		131	夢のふれあい村
	107	啓生園		136	ほっと･居久根
	108	啓生園(通所併設)		139	特定非営利活動法人ゆうあんどあいﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽはらのまち
	113	いずみ授産所		147	ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ大和
	119	ﾜｰｷﾝｸﾞｷﾞﾙﾄﾞ花梨		151	ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰﾄﾞﾝｸﾏｻｰ東仙台
	126	まどか荒浜		152	ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰすだちの里
	129	きぼう園		153	ふくむろ接骨院ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ
	145	高砂はげみﾎｰﾑ		157	株式会社ほの花
	146	つどいの家･ｺﾍﾟﾙ		166	きらりﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ宮城野
	147	のぞみ苑		173	荒浜ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ
	153	仙台通勤寮		176	ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰなごやか東仙台

表 6.2.5-1　配慮が特に必要な施設(3/3)

区分	番号	名称	区分	番号	名称
地域包括支援センター	8	東仙台地域包括支援センター	老人短期入所施設	2	ﾌﾙｰﾌﾟ福室短期入所生活介護
	10	高砂地域包括支援センター		3	わかなの杜
	11	福田町地域包括支援センター		5	みはるの杜
	14	六郷地域包括支援センター		9	短期入所生活介護施設福田町
	16	荒浜地域包括支援センター		11	六郷の杜
	17	遠見塚地域包括支援センター	病院	18	独立行政法人国立病院機構 仙台医療ｾﾝﾀｰ
	22	郡山地域包括支援センター		19	自衛隊仙台病院
	26	東中田地域包括支援センター		20	東北厚生年金病院
老人ﾎｰﾑ	2	松涛館		21	国家公務員共済組合連合会 東北公済病院 宮城野分院
	3	萩の風		22	財団法人東北予防衛生会青葉病院
	5	ﾌﾟﾙｰﾌﾗｲﾌｶﾞｰﾃﾞﾝ		24	財団法人光ヶ丘ｽﾍﾟﾙﾏﾝ病院
	8	宮城野の里		27	中嶋病院
	11	ｹｱﾊｳｽ大宮		30	NTT 東日本東北病院
	13	ｹｱﾊｳｽ J&B		31	仙台整形外科病院
	24	ﾙﾎﾞ福室		60	ｵｰﾙｸﾞﾘｰﾝ閖上ｸﾘﾆｯｸ
	26	ﾍﾞｽﾄﾗｲﾌ仙台東		61	森内科ｸﾘﾆｯｸ
	27	あけの星荘		62	東北国際ｸﾘﾆｯｸ
	28	ｼﾙﾊﾞｰﾊｳｽﾄﾞﾝｸﾏｻｰ東仙台		63	曽我内科こどもｸﾘﾆｯｸ
	29	なでしこの館	診療所	3	東部休日診療所
	30	六郷の杜	市民ｾﾝﾀｰ・公民館	1	六郷市民センター
	35	ﾍﾞｽﾄﾗｲﾌ仙台南		2	沖野市民センター
	44	暁星園		3	七郷市民センター
	58	潮音荘		4	高砂市民センター
	63	白東苑		5	福室市民センター
	65	ﾁｱﾌﾙ遠見塚		6	田子市民センター
	68	杜の里		7	東部市民センター
	76	J&B		8	幸町市民センター
	80	ｻﾞ・ｻﾝｼｬｲﾝ仙台		9	中央市民センター
	82	ﾆﾁｲのきらめき仙台若林		10	若林市民センター
	83	ｼﾙﾊﾞｰﾎｰﾑのどか苑		11	東中田市民センター
	85	ｱｲｹｱｻｰﾋﾞｽ仙台株式会社そらの苑		12	岡田コミュニティ・センター
	86	有料老人ﾎｰﾑやすらぎ苑仙台		13	幸町南コミュニティ・センター
	88	住宅型有料老人ﾎｰﾑ憩いの園		14	新田コミュニティ・センター
	92	ﾊｰﾄﾌﾙ仙台		15	鶴巻コミュニティ・センター
	94	りらく苑木ノ下		16	中野コミュニティ・センター
	96	ｸﾞﾙｰﾌﾟﾘﾋﾞﾝｸﾞﾌﾛｰｼﾞｭ福田町		17	中野栄コミュニティ・センター
	97	ｸﾞﾙｰﾌﾟﾘﾋﾞﾝｸﾞ美の里苑		18	東仙台コミュニティ・センター
	98	かっちゃん家荒井		19	枡江コミュニティ・センター
	102	老人ﾎｰﾑうらやす		20	宮城野コミュニティ・センター
	103	ｹｱﾊｳｽうらやす		21	荒浜コミュニティ・センター
小規模多機能型居宅介護施設	2	結いの館		22	沖野コミュニティ・センター
	4	ｾﾝﾄｹｱ仙台田子		23	蒲町コミュニティ・センター
ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ	4	ふれあいの家白鳥		24	七郷六丁目コミュニティ・センター
	5	ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑやわらぎ		25	東六郷コミュニティ・センター
	10	くつろぎ保養館仙台東		26	遠見塚コミュニティ・センター
	12	ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑなんてん伊在荘		27	大和コミュニティ・センター
	13	ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑすだちの里		28	東四郎丸コミュニティ・センター
	14	しあわせの郷遠見塚３丁目ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ		29	閖上公民館
	16	四郎丸高齢者ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ「おちあい」		30	下増田公民館
	17	袋原ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑふれあいの家			
	38	ﾆﾁｲのほほえみ仙台福室			
	39	ﾆﾁｲのほほえみ仙台やまとまち			
	46	ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑにこﾄﾋﾟｱ萩野町			
	51	ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑなつぎ埜			
老人保健施設	2	ﾘﾊﾋﾞﾘﾊﾟｰｸ仙台東			
	6	けやき			
	10	ﾘﾊﾋﾞﾘﾊﾟｰｸ高砂			
	15	春風のころ			
	21	老人保健施設はくれい			

資料：平成 21 年度自然環境基礎調査報告書（平成 22 年、仙台市）
仙台市 HP、インターネット検索結果

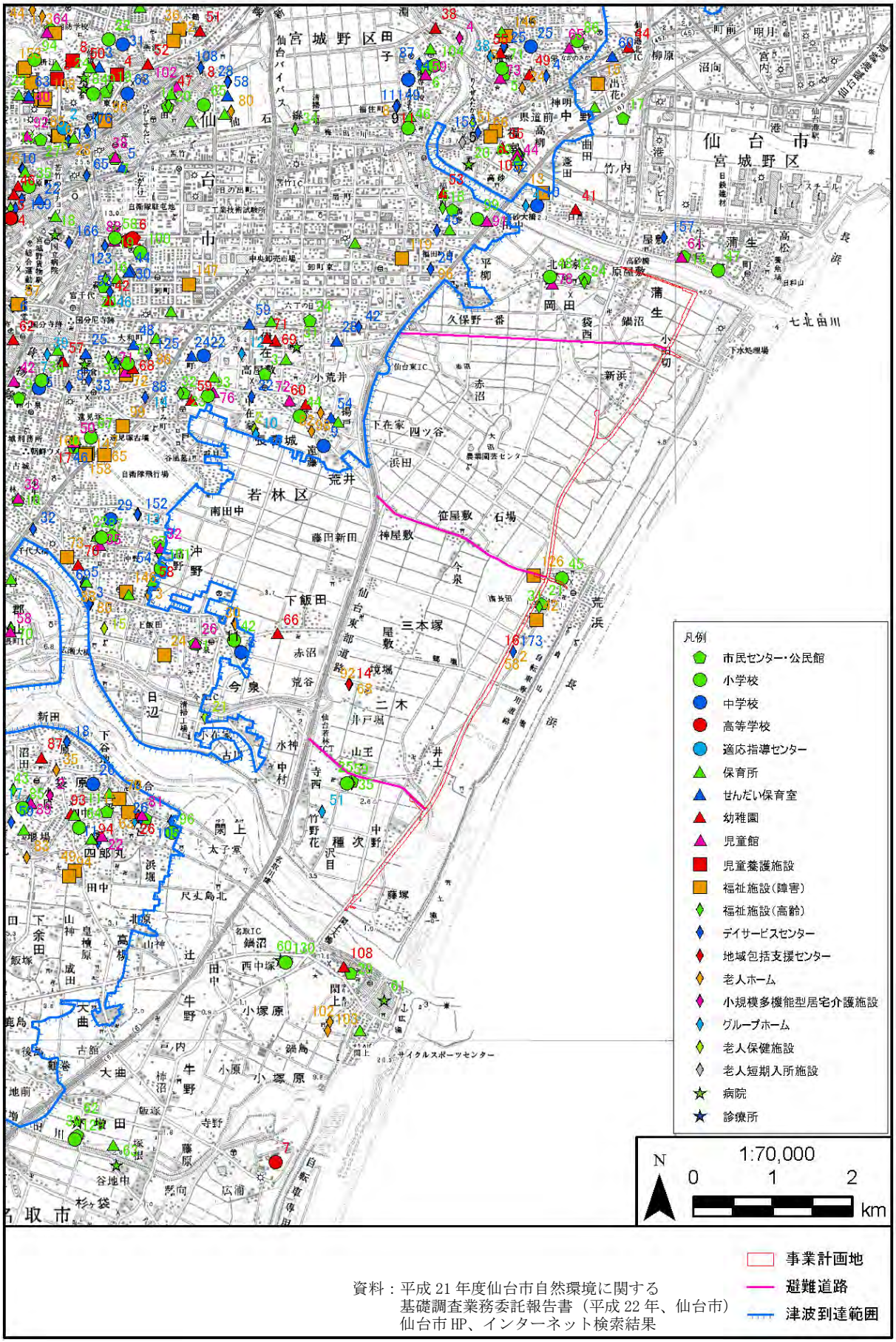

資料：平成 21 年度仙台市自然環境に関する
基礎調査業務委託報告書（平成 22 年、仙台市）
仙台市 HP、インターネット検索結果

図 6.2.5-1　配慮が特に必要な施設

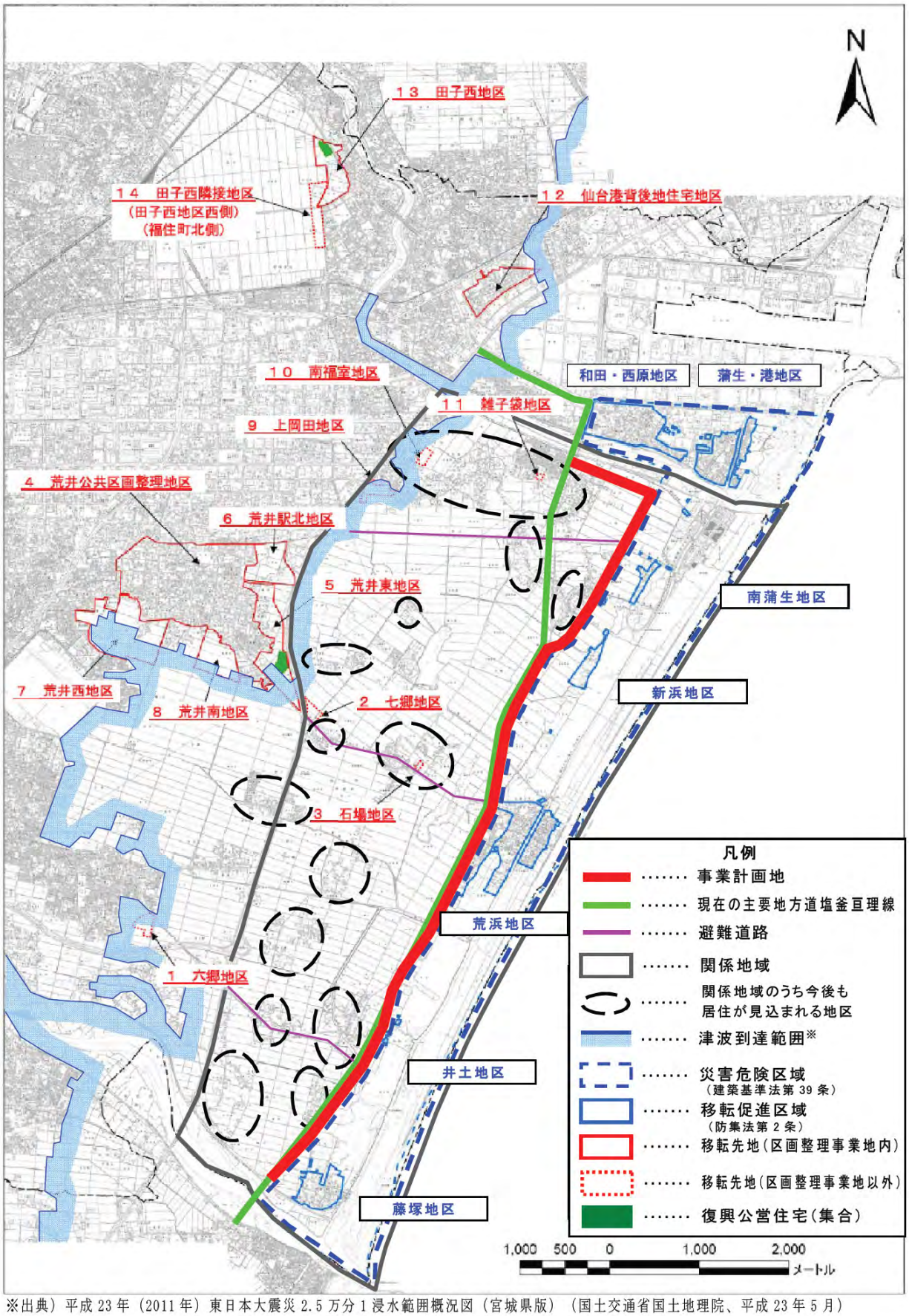

※出典）平成 23 年（2011 年）東日本大震災 2.5 万分 1 浸水範囲概況図（宮城県版）（国土交通省国土地理院、平成 23 年 5 月）

図 6.2.5-2　沿道の居住状況と移転先地位置図

6.2.6. 環境の保全等を目的とする法令等

1) 法令等に基づく指定・規制

(1) 自然環境保全に係る指定地域等の状況

自然環境保全に係る指定地域等の状況は表 6.2.6-1、表 6.2.6-2、表 6.2.6-3 および図 6.2.6-1、図 6.2.6-2、図 6.2.6-3 に示すとおりである。

表 6.2.6-1　環境保全の状況として対象とする主な法指定等及び計画

自然環境保全に係る主な法指定等	概況調査地域	事業計画地
ア．自然公園（国定公園、県立自然公園） 【自然公園法】	存在しない	存在しない
イ．県自然環境保全地域、県緑地環境保全地域 【自然環境保全条例】	仙台湾海浜県自然環境保全地域	存在しない
ウ．史跡、名勝、天然記念物等 【文化財保護法】	史跡（陸奥国分尼寺跡、遠見塚古墳）、天然記念物（苦竹のイチョウ）	存在しない
エ．鳥獣保護区 【鳥獣保護法】	鳥獣保護区（仙台海浜、仙台） 特別保護地区（仙台海浜） 特定猟具使用禁止区域（銃）（仙台南、仙台東、名取、仙台） 指定猟法(鉛製散弾)禁止区域(名取川、広瀬川、七北田川)	鳥獣保護区（仙台海浜） 特定猟具使用禁止区域（銃）（仙台南*、仙台） 指定猟法（鉛製散弾）禁止区域（名取川*、七北田川） *事業計画地に隣接
オ．特別緑地保全地区 【都市計画法】	存在しない	存在しない
カ．風致地区 【都市計画法】	安養寺風致地区	存在しない
キ．保安林 【森林法】	飛砂防止保安林	存在しない
ク．保存緑地 【杜の都の環境をつくる条例】	存在しない	存在しない
ケ．環境保全区域 【広瀬川の清流を守る条例】	存在しない	存在しない
コ．水質保全区域 【広瀬川の清流を守る条例】	水質保全区域（愛宕橋～名取川合流前）	存在しない
サ．保護林、レクリエーションの森等国有林内の制限林等 【国有林野の活用に関する法律】	存在しない	存在しない

表 6.2.6-2　指定文化財一覧

区分	番号	文化財名	指定区分	所在地
史跡	1	陸奥国分寺尼寺跡	国指定	若林区
	2	遠見塚古墳	国指定	若林区
天然記念物	3	苦竹のイチョウ	国指定	宮城野区

※番号は図 6.2.6-1 と対応

表 6.2.6-3　鳥獣保護区等一覧

区分	番号	名称	面積
鳥獣保護区	1	仙台海浜	7,956 ha
	2	仙台	15,019 ha
特定猟具 使用禁止区域（銃）	3	仙台南	4,000 ha
	4	仙台東	5,454 ha
	5	名取	617 ha
	6	仙台	4,300 ha
指定猟法（鉛製散弾） 禁止区域	7	名取川	816 ha
	8	広瀬川	441 ha
	9	七北田川	308 ha

※番号は図 6.2.6-2 と対応

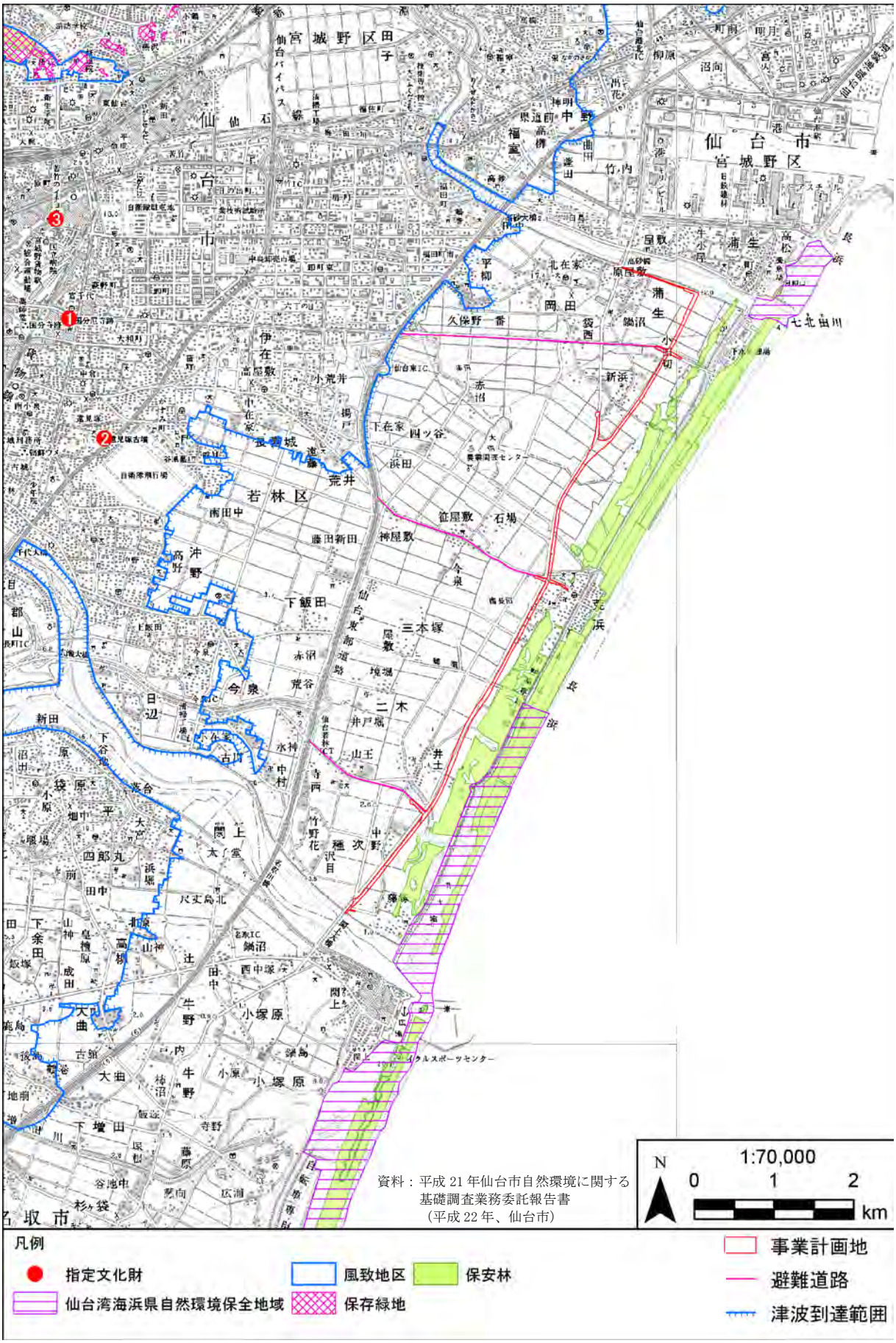

図 6.2.6-1　自然環境保全に係る主な指定等の状況図

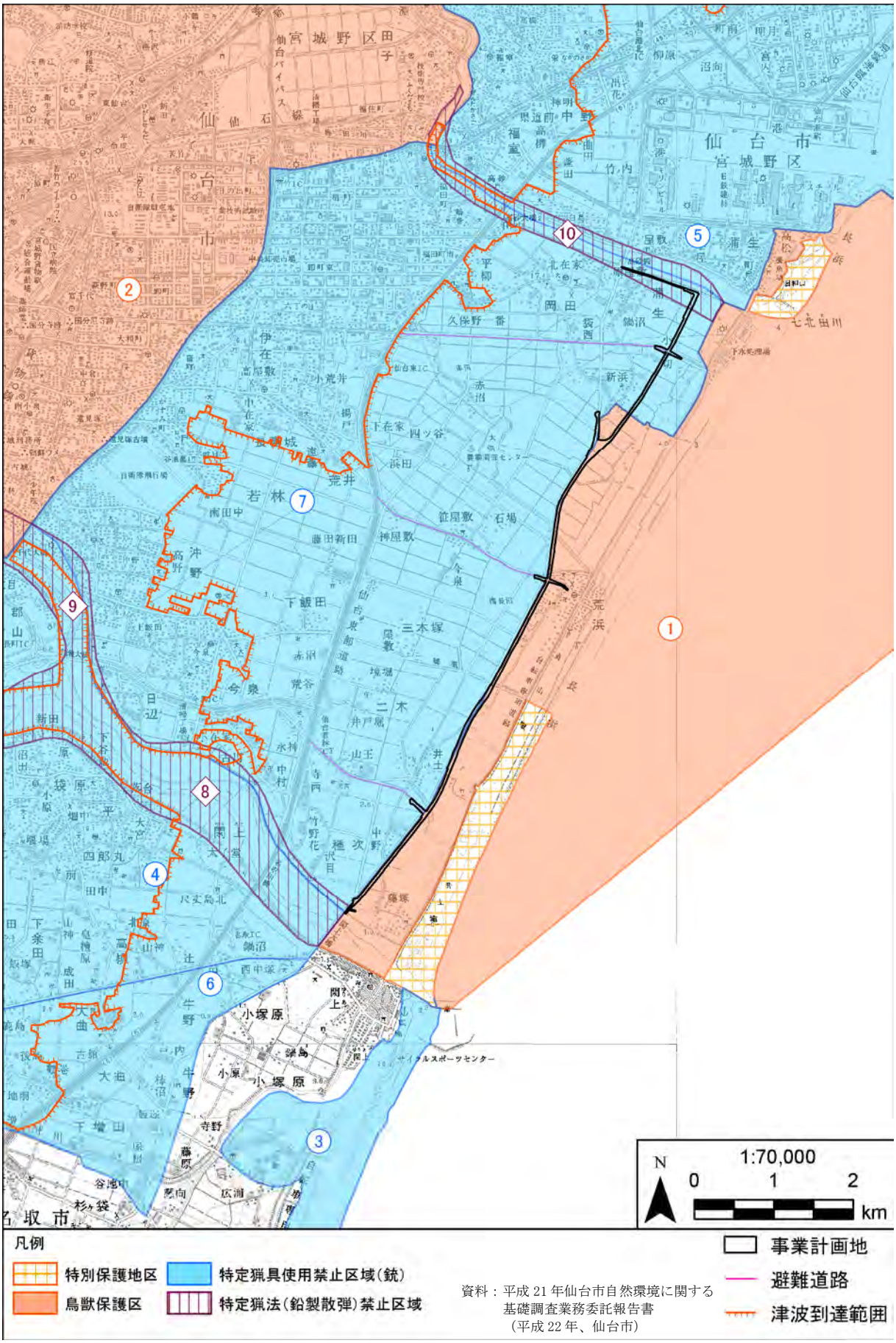

図 6.2.6-2　鳥獣保護区等位置図

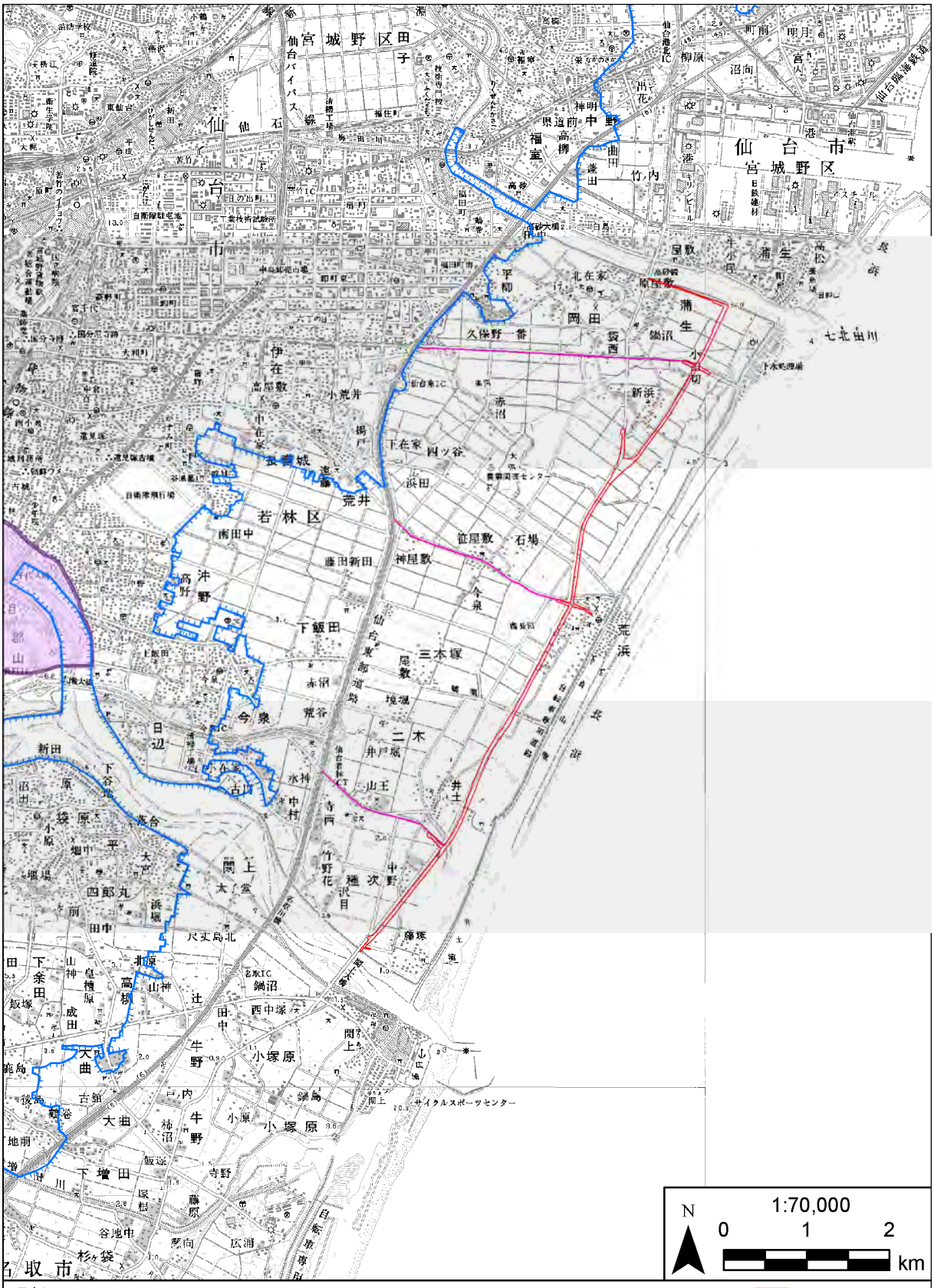

図 6.2.6-3　水質保全区域

(2) 公害防止に係る地域指定、環境基準の類型指定等の状況

概況調査範囲及び事業計画地における公害防止に係る地域指定、環境基準の類型指定等の状況は表 6.2.6-4 のとおりである。これらに該当する環境基準や規制基準等は、表 6.2.6-6～表 6.2.6-32 に示すとおりである。

表 6.2.6-4(1/2)　公害防止に係る地域指定、環境基準の類型指定等

項目	概況調査範囲	事業計画地
大気質	大気の汚染に係る環境基準が適用される。 二酸化窒素に係る環境基準が適用される。 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準が適用される。 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む)及び土壌の汚染に係る環境基準が適用される。 微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準が適用される。 大気汚染防止法(第 5 条指定ばい煙)の指定(仙台市・名取市)を受けている。 【環境基本法】 【ダイオキシン類対策特別措置法】 【大気汚染防止法】	大気の汚染に係る環境基準が適用される。 二酸化窒素に係る環境基準が適用される。 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準が適用される。 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む)及び土壌の汚染に係る環境基準が適用される。 微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準が適用される。 大気汚染防止法(第 5 条指定ばい煙)の指定(仙台市・名取市)を受けている。 【環境基本法】 【ダイオキシン類対策特別措置法】 【大気汚染防止法】
騒音	騒音に係る環境基準の類型指定(都市計画区域)を受けている。 航空機騒音に係る環境基準の類型指定(陸上自衛隊霞目飛行場)を受けている。 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定を受けている。 騒音規制法：特定工場等において発生する騒音の規制に係る区域指定(都市計画区域)を受けている。 騒音規制法：特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に係る区域指定(都市計画区域)を受けている。 騒音規制法：自動車騒音の要請限度に係る区域指定(都市計画区域)を受けている。 宮城県公害防止条例：特定事業場から発生する騒音の規制に係る区域指定（市域全域）を受けている。 仙台市公害防止条例：指定建設作業に伴って発生する騒音の規制に係る区域指定(都市計画区域のうち工業専用地域を除く)を受けている。 【環境基本法】 【騒音規制法】 【宮城県公害防止条例】 【仙台市公害防止条例】	騒音規制法：特定工場等において発生する騒音の規制に係る区域指定のうち第2種区域(市街化調整区域)の指定を受けている。 騒音規制法：特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に係る区域指定のうち第2種区域(市街化調整区域)の指定を受けている。 騒音規制法：自動車騒音の要請限度に係る区域指定のうちｂ区域(市街化調整区域)の指定を受けている。 宮城県公害防止条例：特定事業場から発生する騒音の規制に係る第 2 種区域(市街化調整区域)を受けている。 仙台市公害防止条例：指定建設作業に伴って発生する騒音の規制に係る区域指定(都市計画区域のうち工業専用地域を除く)を受けている。 【騒音規制法】 【宮城県公害防止条例】 【仙台市公害防止条例】
振動	振動規制法：特定工場等において発生する振動の規制に係る区域指定(都市計画区域)を受けている。 振動規制法：特定建設作業に伴って発生する振動の規制に係る区域指定(都市計画区域)を受けている。 振動規制法：道路交通振動の要請限度に係る区域指定(都市計画区域)を受けている。 宮城県公害防止条例：特定事業場から発生する振動の規制に係る区域指定（市域全域）を受けている。 仙台市公害防止条例：指定建設作業に伴って発生する振動の規制に係る区域指定(都市計画区域のうち工業専用地域を除く)を受けている。 【振動規制法】 【宮城県公害防止条例】 【仙台市公害防止条例】	振動規制法：特定工場等において発生する振動の規制に係る区域指定のうち、第1種区域(市街化調整区域)の指定を受けている。 振動規制法：特定建設作業に伴って発生する振動の規制に係る区域指定のうち、第1種区域(市街化調整区域)の指定を受けている。 宮城県公害防止条例：特定事業場から発生する振動の規制に係る第 1 種区域(市街化調整区域)を受けている。 仙台市公害防止条例：指定建設作業に伴って発生する振動の規制に係る区域指定(都市計画区域のうち工業専用地域を除く)を受けている。 【振動規制法】 【宮城県公害防止条例】 【仙台市公害防止条例】

表 6.2.6-4(2/2)　公害防止に係る地域指定、環境基準の類型指定等

項目	概況調査範囲	事業計画地
低周波音	規制地域はない	規制地域はない
悪臭	悪臭防止法の規制地域（都市計画区域のうち市街化区域）の指定を受けている。 宮城県公害防止条例、宮城県悪臭公害防止対策要綱、仙台市悪臭対策指導要綱の適用地域（市内全域）となっている。 【悪臭防止法】 【宮城県公害防止条例】 【宮城県悪臭公害防止対策要綱】 【仙台市悪臭対策指導要綱】	宮城県公害防止条例、宮城県悪臭公害防止対策要綱、仙台市悪臭対策指導要綱の適用地域（市内全域）となっている。 【宮城県公害防止条例】 【宮城県悪臭公害防止対策要綱】 【仙台市悪臭対策指導要綱】
水質	水質汚濁に係る環境基準の類型指定（名取川、広瀬川、七北田川、増田川）を受けている。 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準が適用される。 【環境基本法】 【ダイオキシン類対策特別措置法】	ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準が適用される。 【ダイオキシン類対策特別措置法】
底質	ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準が適用される。 【ダイオキシン類対策特別措置法】	ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準が適用される。 【ダイオキシン類対策特別措置法】
地下水汚染	地下水の水質汚濁に係る環境基準が適用される。 【環境基本法】	地下水の水質汚濁に係る環境基準が適用される。 【環境基本法】
地盤沈下	工業用水法による地下水揚水規制指定地域、および宮城県公害防止条例による地下水採取規制地域が定められている。 【工業用水法】 【宮城県公害防止条例】	工業用水法による地下水揚水規制指定地域が定められている。 【工業用水法】
土壌汚染	土壌の汚染に係る環境基準が適用される。 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準が適用される。 【環境基本法】 【ダイオキシン類対策特別措置法】	土壌の汚染に係る環境基準が適用される。 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準が適用される。 【環境基本法】 【ダイオキシン類対策特別措置法】
日照阻害	都市計画法における第 1 種高度地区、第 2 種高度地区、第 3 種高度地区、第 4 種高度地区の指定を受けている。また、最低限高度地区の指定を受けている。 【都市計画法】	指定地域はない（市街化調整区域）。

(3) 環境関連の条例

仙台市、名取市、宮城県における環境関連の条例は以下のとおりである。

表 6.2.6-5　関係法令の指定、規制等

【仙台市の条例】

関係法令		指定状況及び規制基準の内容
第7編　環境	仙台市環境基本条例(平成8年3月19日)	環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保し、清流、豊かな緑等に象徴される杜の都の風土を永遠に継承することを目的とする。
	仙台市環境影響評価条例（平成 10 年 12 月 16 日）	環境影響評価および事後調査に関する手続等を定めることにより、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業の立案及び実施に際し、環境の保全及び創造（環境への影響を回避し、又は低減することが困難である場合に、損なわれる環境の代償として講じられる環境の創出をいう。以下同じ）の見地から適正な配慮がなされることを期し、もって仙台市環境基本条例の本旨である現在及び将来の世代の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。
	杜の都の環境をつくる条例（平成 18 年 6 月 23 日）	緑の保全、創出及び普及に関し、必要な事項を定めるとともに、緑の保全、創出及び普及に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、健康で文化的な市民生活の確保と杜の都の緑豊かな都市環境の形成に資することを目的とする。
	広瀬川の清流を守る条例(昭和 49 年 9 月 28 日)	広瀬川の清流を守るため市長、事業者及び市民のそれぞれの責務を明らかにするとともに、自然的環境の保全等に関し、必要な事項を定めるものとする。
	仙台市公害防止条例(平成8年3月19日)	仙台市環境基本条例第三条に定める基本理念にのっとり、市長、事業者及び市民の公害の防止に関する責務を明らかにし、並びに公害の防止等に関し必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに、生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）を保全することを目的とする。
	仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 5 年 3 月 18 日）	市、事業者及び市民が一体となって、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量を推進し、廃棄物を適正に処理し、及び生活環境の清潔を保持することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の生活環境の向上に資することを目的とする。
	ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例（平成 11 年 3 月 16 日）	ごみの散乱の防止について必要な事項を定めることにより、市、事業者、市民等、土地所有者等及び自主的活動団体の協働によるごみの散乱のない快適なまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生活環境の向上に資することを目的とする。
第9編　開発	杜の都の風土を育む景観条例（平成 7 年 3 月 16 日）	景観法の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等に関し必要な事項を定めるとともに、杜の都の風土を育む調和のとれた魅力的な景観の形成に関し、施策の基本となる事項その他必要な事項を定めることにより、仙台らしい個性的なまちづくりを推進し、もって豊かな地域社会の創造と文化の向上を図ることを目的とする。
	仙台市屋外広告物条例（平成元年 3 月 17 日）	屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）並びに屋外広告業について、屋外広告物の規定に基づき必要な規制を行うことにより、良好な景観を形成し、及び、風致を維持し、並びに公衆に対する危害を防止することを目的とする。

資料：仙台市例規集

【名取市の条例】

関係法令		指定状況及び規制基準の内容
第7編	名取市文化財保護に関する条例（昭和40年10月1日）	文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第182条第2項及び第190条の規定に基づき、法及び文化財保護条例(昭和50年宮城県条例第49号。以下「県条例」という。)の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、市の区域内に存するもののうち、市にとって特に重要なもの等について、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化の向上に資することを目的とする。
第8編	名取市環境基本条例（平成11年3月11日）	良好な環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかに するとともに、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進 し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

資料：名取市例規集

【宮城県の条例】

関係法令	指定状況及び規制基準の内容
宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進条例（平成14年7月17日）	自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進について、県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより施策を総合的かつ計画的に推進し、もって環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築並びに現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
ふるさと宮城の水循環保全条例(平成16年6月22日)	健全な水循環の保全について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、健全な水循環の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の安全かつ健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。
宮城県公害防止条例（地下水の採取に関する規則)(平成7年7月12日)	知事は、地下水の採取により地盤が沈下している地域又は沈下するおそれがあると認める地域で、代替水源が確保され、又は確保される見込みがあるものを地下水採取規制地域として指定し、地盤の沈下を防止することを目的とする。

資料：宮城県例規集

(4) 環境基準

a) 大気汚染に係る環境基準

(a) 大気汚染に係る環境基準

表 6.2.6-6　大気汚染に係る環境基準

区分	二酸化硫黄（SO_2）	一酸化炭素（CO）	浮遊粒子状物質（SPM）	二酸化窒素（NO_2）	光化学ｵｷｼﾀﾞﾝﾄ（OX）
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。（S48.5.16告示）	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。（S48.5.8告示）	1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。（S48.5.8告示）	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。（S53.7.11告示）	1時間値が0.06ppm以下であること。（S48.5.8告示）
長期的評価	1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値（1日平均値の年間2%除外値）を環境基準と比較して評価を行う。 ただし、環境基準を超える日が2日間以上連続した場合には非達成と評価する。			1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値（一日平均値の年間98%値）を環境基準と比較して評価を行う。	－
短期的評価	測定を行った日についての1時間値の1日平均値を環境基準と比較して評価を行う。	測定を行った日についての1時間値の1日平均値もしくは8時間平均値を環境基準と比較して評価を行う。	測定を行った日についての1時間値の1日平均値又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。	－*	測定を行った日についての各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

（大気の汚染に係る環境基準について　昭和48年5月8日環境庁告示第25号　改正平成8年環境庁告示第73号）
（二酸化窒素に係る環境基準について　昭和53年7月11日環境庁告示第38号　改正平成8年環境庁告示第74号）

* 大気汚染に係る環境基準には二酸化窒素の短期濃度の基準値はないが、中央公害対策審議会により地域の人口集団の健康を適切に保護することを考慮して、短期暴露（1時間暴露）の指針値として0.1～0.2ppmが提案されている。

(b) 有害汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準

表 6.2.6-7　有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物　質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境基準	1年平均値が0.003mg/m³以下であること。（H9.2.4告示）	1年平均値が0.2mg/m³以下であること。（H9.2.4告示）	1年平均値が0.2mg/m³以下であること。（H9.2.4告示）	1年平均値が0.15mg/m³以下であること。（H13.4.20告示）

（ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について　平成9年2月4日環境庁告示第4号　改正平成13年4月20日環境庁告示第30号）

(c) 微小粒子状物質に係る環境基準

表 6.2.6-8　微小粒子状物質に係る環境基準

物　質	微小粒子状物質
環境基準	1年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m³以下であること。

（微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について　平成21年9月9日環境省告示第33号）

b) 水質汚濁に係る環境基準

(a) 人の健康の保護に関する環境基準

表 6.2.6-9　人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基準値	項　目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ＰＣＢ	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四 塩 化 炭 素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		

備考 1：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については 、最高値とする。

備考 2：「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

備考 3：海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

備考 4：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

（水質汚濁に係る環境基準について　昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号　改正平成 25 年 3 月 27 日環境省告示第 30 号）

(b) 生活環境の保全に関する環境基準

表 6.2.6-10(1/2)　生活環境の保全に関する環境基準（河川ア）

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）	浮遊物質量（ＳＳ）	溶存酸素量（ＤＯ）	大腸菌群数
AA	水道１級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100m L以下
A	水道２級・水産１級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100m L以下
B	水道３級、水産２級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100m L以下
C	水産３級・工業用水１級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	－
D	工業用水２級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	－
E	工業用水３級・環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	－

備考１：基準値は、日間平均値とする。
備考２：農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。
備考 ３：水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼海域もこれに準ずる。）。
備考４：最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
試料10ml、1ml、0.1ml、0.01ml……のように連続した４段階（試料量が0.1ml以下の場合は1mlに希釈して用いる。）を５本ずつBGLB醗酵管に移殖し、35～37℃、48±３時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100ml中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

（注）1.自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2.水道１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道２級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道３級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3.水産１級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
水産２級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用
水産３級：コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用
4.工業用水１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水２級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水３級：特殊の浄水操作を行うもの
5.環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(水質汚濁に係る環境基準について　昭和46年12月28日環境庁告示第59号　改正平成25年3月27日環境省告示第30号)

表 6.2.6-10(2/2)　生活環境の保全に関する環境基準（河川イ）

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値 全亜鉛	基準値 ﾉﾆﾙﾌｪﾉｰﾙ
生物Ａ	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下
生物特Ａ	生物Ａの水域のうち、生物Ａの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下
生物Ｂ	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下
生物特Ｂ	生物Ａ又は生物Ｂの水域のうち、生物Ｂの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下

備考１：基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）

(水質汚濁に係る環境基準について　昭和46年12月28日環境庁告示第59号　改正平成25年3月27日環境省告示第30号)

表 6.2.6-11(1/3)　生活環境の保全に係わる環境基準（湖沼ア）

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃 度 (pH)	化学的酸素要求量 （ＣＯＤ）	浮遊物質量 （ＳＳ）	溶存酸素量 （ＤＯ）	大腸菌群数
AA	水道１級・水産１級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100m L 以下
A	水道２、３級、水産２級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100m L 以下
B	水産３級・工業用水１級・農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	－
C	工業用水２級・環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	－

備考：水産１級、水産２級及び水産３級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

（注）1.自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2.水道１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道２、３級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3.水産１級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
水産２級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用
水産３級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
4.工業用水１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水２級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
5.環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(水質汚濁に係る環境基準について　昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号　改正平成 25 年 3 月 27 日環境省告示第 30 号)

表 6.2.6-11(2/3)　生活環境の保全に係わる環境基準（湖沼イ）

項目／類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及び II 以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
II	水道１、２、３級（特殊なものを除く。）水産１種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
III	水道３級（特殊なもの）及び IV 以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
IV	水産２種及び V の欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
V	水産３種・工業用水・農業用水・環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下

備考１：基準値は年間平均値とする。
備考２：水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
備考３：農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

（注）1.自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2.水道１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道２級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道３級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
3.水産１種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産２種及び水産３種の水産生物用
水産２種：ワカサギ等の水産生物用及び水産３種の水産生物用
水産３種：コイ、フナ等の水産生物用
4.環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(水質汚濁に係る環境基準について　昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号　改正平成 25 年 3 月 27 日環境省告示第 30 号)

表 6.2.6-11(3/3)　生活環境の保全に係わる環境基準（湖沼ウ）

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

（水質汚濁に係る環境基準について　昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号　改正平成 25 年 3 月 27 日環境省告示第 30 号）

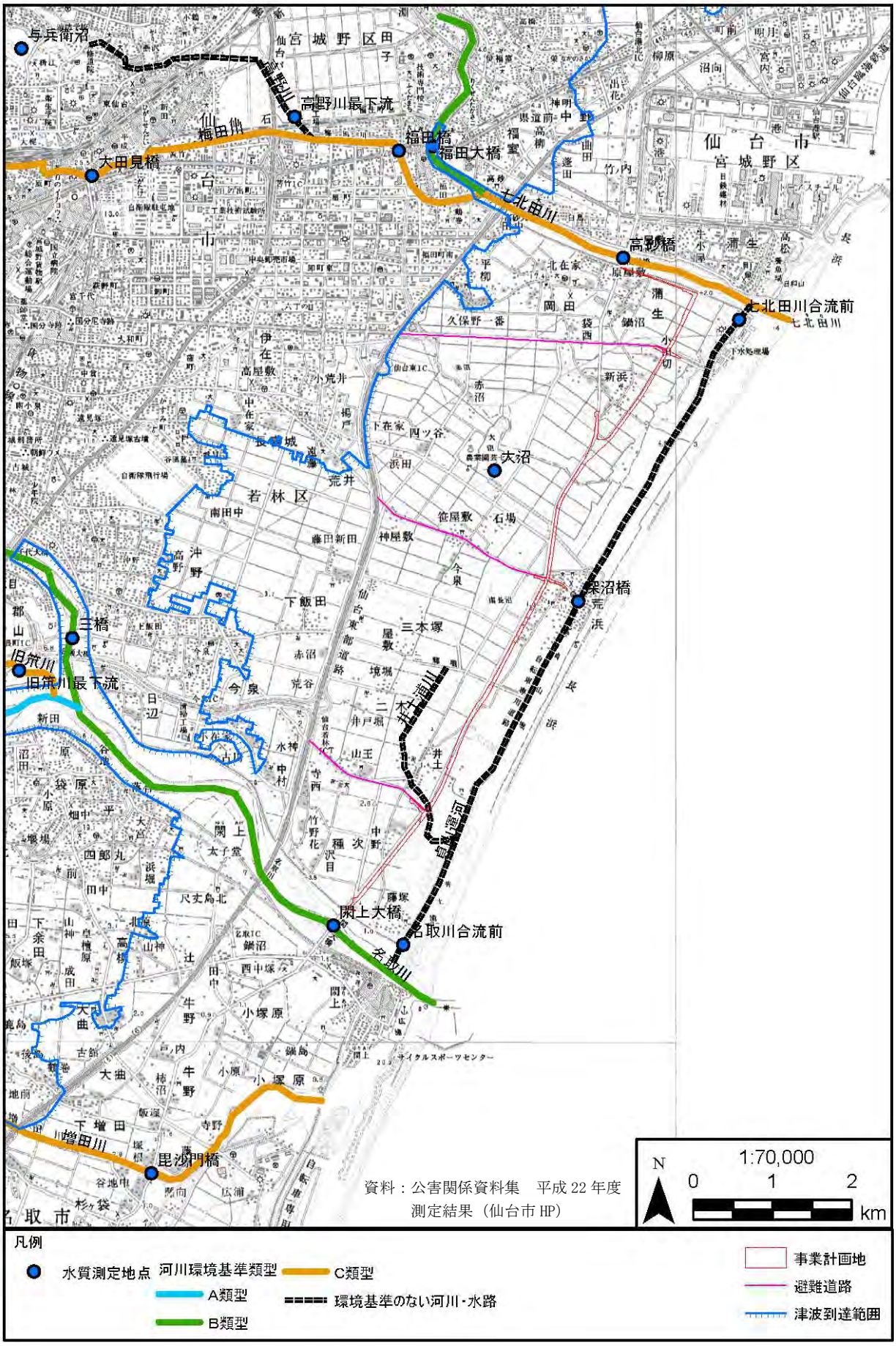

図 6.2.6-4　河川の類型及び水質測定地点

c) 土壌の汚染に係る環境基準

表 6.2.6-12　土壌の汚染に係る環境基準

項　目	環境上の条件	項　目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。	1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	検液 1L につき 1mg 以下であること。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。	1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
砒（ひ）素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。	1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。	チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
ＰＣＢ	検液中に検出されないこと。	チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。	ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。	セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。	ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。	ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。		

備考 1：環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては別途定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

備考 2：カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、 0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、 0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

備考 3：「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

備考 4：有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮをいう。

（土壌の汚染に係る環境基準について　平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号　改正平成 22 年 6 月 16 日環境省告示第 37 号）

d) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

表 6.2.6-13　地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値	項　目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L 以下
ＰＣＢ	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四 塩 化 炭 素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考 1：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については 、最高値とする。

備考 2：「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

備考 3：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格Ｋ0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格Ｋ0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

備考 4：1，2―ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

（地下水の水質汚濁に係る環境基準について　平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号　改正平成 24 年 5 月 23 日環境省告示 85 号）

e) ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準

表 6.2.6-14　ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁
（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準

媒　　体	基準値
大　　気	0.6pg-TEQ/m^3以下
水　　質 （水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/ｇ以下
土　　壌	1,000pg-TEQ/ｇ以下

備考 1：基準値は、2,3,7,8－四塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシンの毒性に換算した値とする。

備考 2：大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

備考 3：土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に２を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。

備考 4：土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ／ｇ以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に２を乗じた値が 250pg-ＴＥＱ／ｇ以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

（ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について
平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号　改正平成 21 年 3 月 31 日環境省告示第 11 号）

f) 騒音に係る環境基準

(a) 騒音に係る環境基準

表 6.2.6-15(1/2)　騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
ＡＡ	50dB 以下	40dB 以下
Ａ及びＢ	55dB 以下	45dB 以下
Ｃ	60dB 以下	50dB 以下

注 1：時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

注 2：仙台市告示第 126 号（平成 24 年 3 月 30 日）による地域の類型は図 6.2.6-5 のとおりである。

ＡＡを当てはめる地域：青葉区荒巻字青葉の第二種中高層住居専用地域（都市計画法第八条第一項第二号の文教地区（公園の区域を除く）に限る）

Ａを当てはめる地域　：第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域（ＡＡの項に掲げる地域を除く）

Ｂを当てはめる地域　：第一種住居地域
第二種住居地域
準住居地域
近隣商業地域（Ａの項に掲げる地域に囲まれている地域に限る）

Ｃを当てはめる地域　：近隣商業地域（Ｂの項に掲げる地域を除く）
商業地域
準工業地域
工業地域

表 6.2.6-15(2/2)　騒音に係る環境基準　＜道路に面する地域＞

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
Ａ地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
Ｂ地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及びＣ地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

備考：車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路（注 1）に近接する空間（注 2）については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

（注）1. 高速自動車国道、一般国道、都道府県道、４車線以上の市町村道及び自動車専用道路
2. ２車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m までの範囲。２車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲

基準値	
昼間	夜間
70dB 以下	65dB 以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下）によることができる。	

（騒音に係る環境基準について　平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号　改正平成 24 年 3 月 30 日環境省告示第 54 号）

(b) 航空機騒音に係る環境基準

表 6.2.6-16　航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値（単位：WECPNL） ※平成 24 年度まで	基準値（単位：L_{den}） ※平成 25 年度から
I	70 以下	57 以下
II	75 以下	62 以下

（注 1）I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域とする。

（注 2）概況調査範囲における地域の類型をあてはめる地域として、「昭和 51 年 12 月 28 日宮城県告示第 1192 号」により、陸上自衛隊霞の目飛行場周辺に上記の地域の類型をあてはめる地域が指定されている。

（航空機騒音に係る環境基準について　昭和 48 年 12 月 27 日環境庁告示第 154 号、改正平成 12 年環境庁告示第 78 号）

(c) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

表 6.2.6-17　新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	70dB 以下
II	75dB 以下

（注 1）I をあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域とする。

（注 2）概況調査範囲における地域の類型をあてはめる地域として、「昭和 52 年 5 月 20 日宮城県告示第 387 号　最終改正平成 17 年 11 月 22 日告示第 1287 号」により、東北新幹線鉄道の本線及び側線の軌道中心線から両側にそれぞれ 300 メートル以内の区域内に上記の地域の類型をあてはめる地域が指定されている。

（新幹線鉄道騒音に係る環境基準について　昭和 50 年 7 月 29 日環境庁告示第 46 号、改正平成 12 年環境庁告示第 78 号）

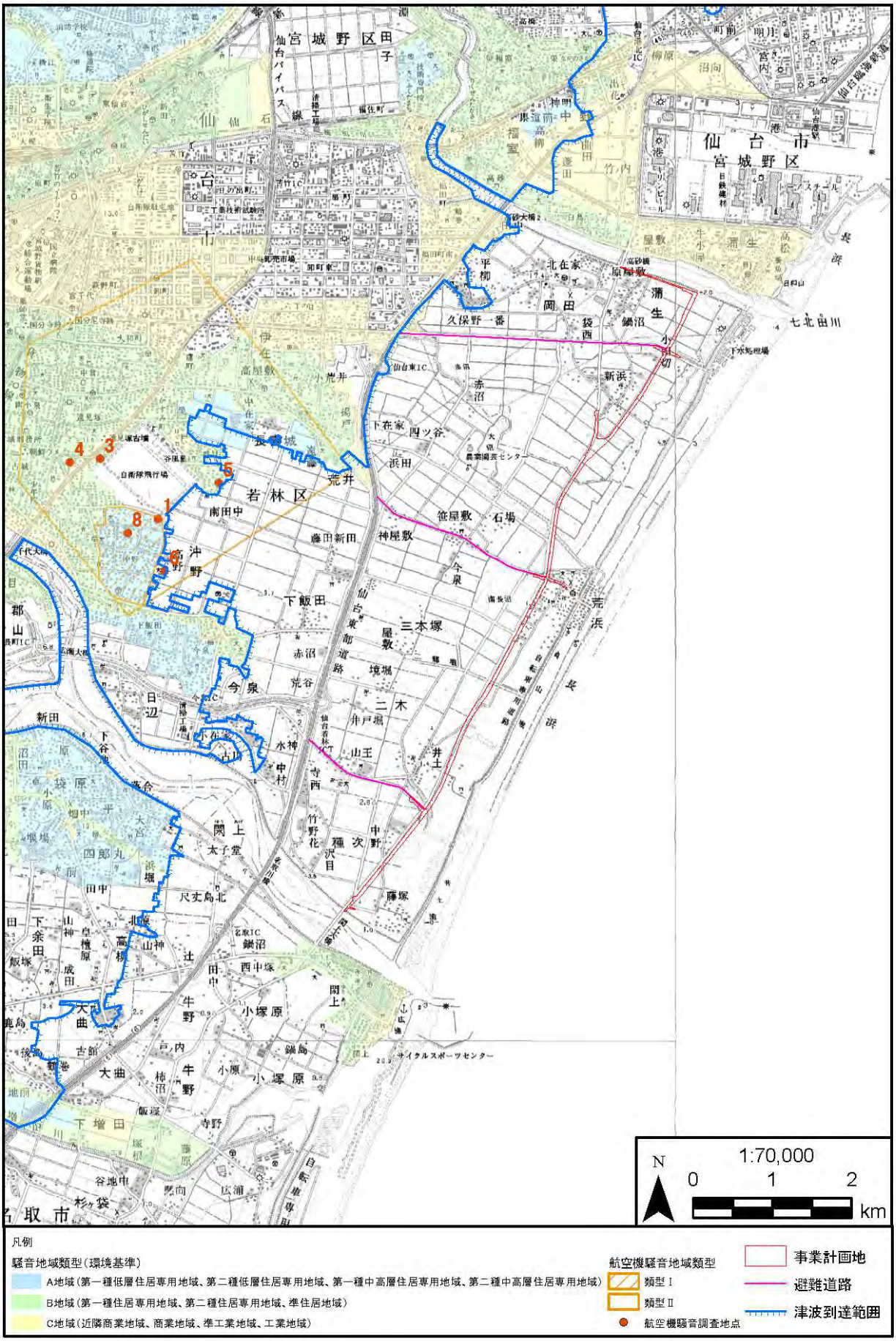

図 6.2.6-5　騒音に係る地域の類型指定（環境基準）

(5) 要請限度

a) 自動車騒音の要請限度

表 6.2.6-18　自動車騒音の要請限度

区域の区分	昼間 6：00～22：00	夜間 22：00～翌 6：00
a 区域及びb 区域のうち 1 車線を有する道路に面する地域	65dB	55dB
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	70dB	65dB
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する地域	75dB	70dB
幹線交通を担う道路（注 1）に近接する区域（注 2）に係る限度の特例	75dB	70dB

a 区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、
第二種中高層住居専用地域、仙台市域の特別用途地区のうち文教地区

b 区域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域（仙台市域は文教地区を除く）、
仙台市域の近隣商業地域でその周囲が第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、
第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域に囲まれている区域、市街化調整区域

c 区域：近隣商業地域（仙台市域ではｂ区域に該当する区域を除く）、商業地域、準工業地域、工業地域

（注）1.高速自動車国道、一般国道、都道府県道、４車線以上の市町村道及び自動車専用道路

2.２車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m までの範囲。２車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲

（騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令　平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号　改正平成 23 年 11 月 30 日環境省令第 32 号）

（騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の備考に規定する市長が定める区域について　平成 12 年 3 月 27 日仙台市告示第 230 号、改正平成 12 年 12 月 21 日仙台市告示第 1208 号）

b) 道路交通振動の要請限度

表 6.2.6-19　道路交通振動の要請限度

区域の区分	昼間 8：00～19：00	夜間 19：00～翌 8：00
第 1 種区域	65dB	60dB
第 2 種区域	70dB	65dB

第 1 種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、
第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、
仙台市域の近隣商業地域でその周囲が第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、
第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域に囲まれている区域、
市街化調整区域

第 2 種区域：近隣商業地域（仙台市域では第 1 種区域に該当する区域を除く）、商業地域、
準工業地域、工業地域

（振動規制法施行規則　昭和 51 年 11 月 10 日総理府例第 58 号　改正平成 23 年 11 月 30 日環境省令第 32 号）

（振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定により指定する地域及び同法第 4 条第 1 項の規定により定める規制基準について　平成 8 年 3 月 29 日仙台市告示第 188 号　改正平成 13 年 3 月 8 日仙台市告示 239 号）

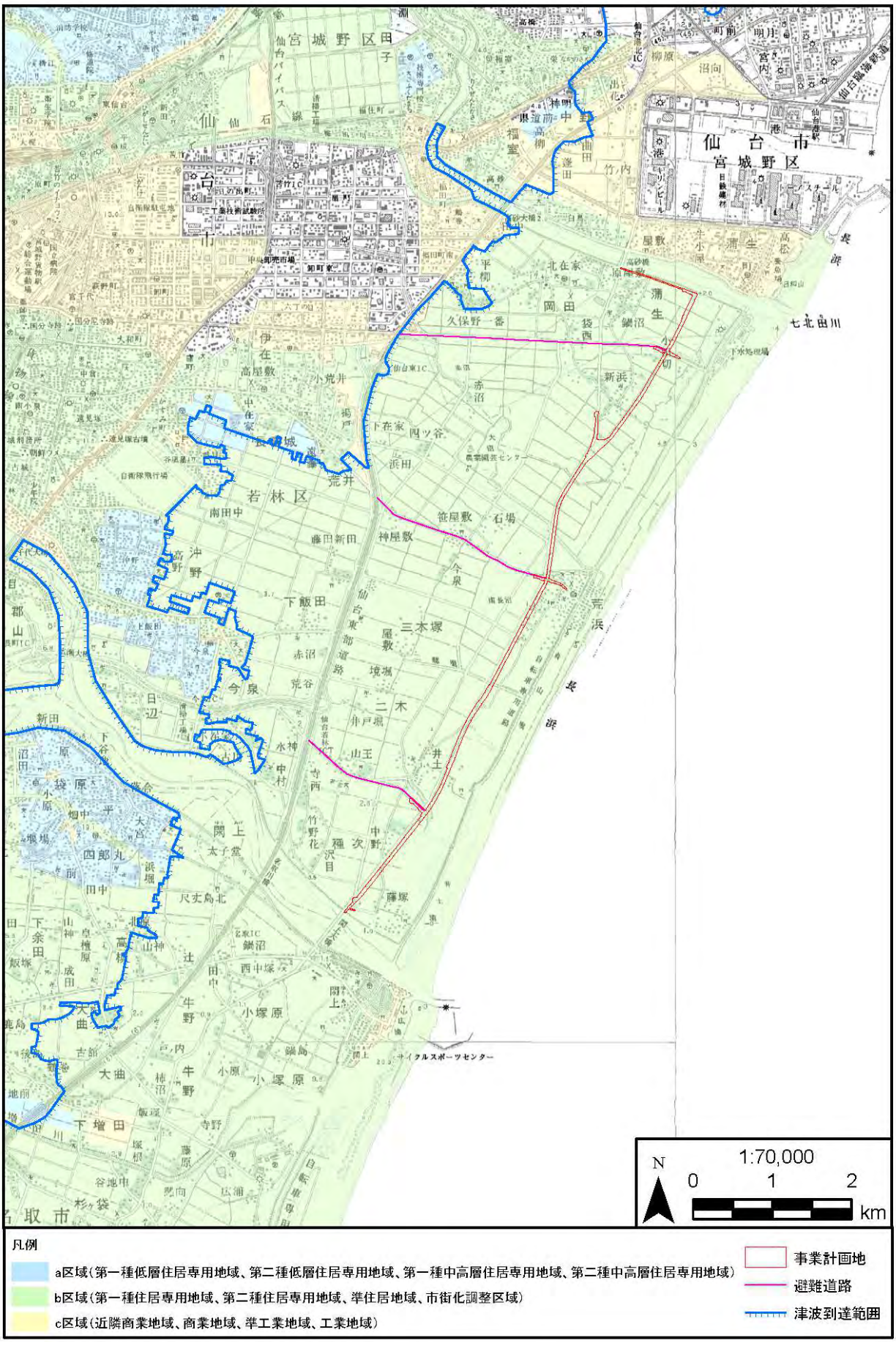

図 6.2.6-6　騒音に係る区域の区分指定（自動車騒音の要請限度）

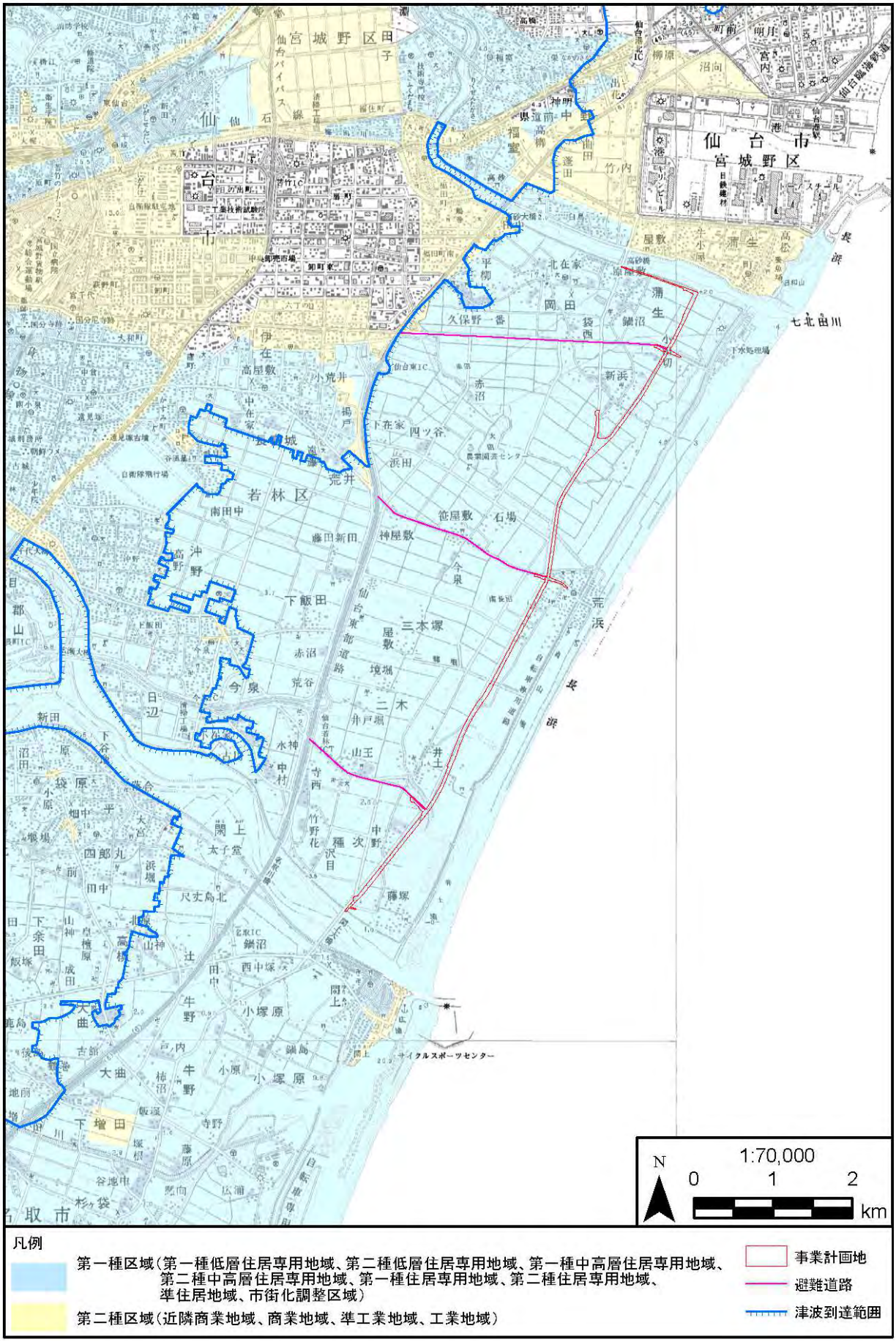

図 6.2.6-7　振動に係る区域の区分指定（道路交通振動の要請限度）

(6) 規制基準

a) 大気汚染防止法に基づく排出基準

表 6.2.6-20　工場及び事業場から排出される大気汚染物質に対する規制方式とその概要

物質名			主な発生の形態等	規制の方式と概要
ばい煙	硫黄酸化物(SOx)		ボイラー、廃棄物焼却炉等における燃料や鉱石等の燃焼	1) 排出口の高さ(He)及び地域ごとに定める定数Kの値に応じて規制値（量）を設定 許容排出量(Nm^3/h)＝$K\times10^{-3}\times He^2$ 一般排出基準：K＝3.0～17.5 特別排出基準：K＝1.17～2.34 2) 季節による燃料使用基準 燃料中の硫黄分を地域ごとに設定。 硫黄含有率：0.5～1.2%以下 3) 総量規制 総量削減計画に基づき地域・工場ごとに設定
	ばいじん		同上及び電気炉の使用	施設・規模ごとの排出基準（濃度） 一般排出基準：0.04～0.7g/Nm^3 特別排出基準：0.03～0.2g/Nm^3
	有害物質	カドミウム(Cd) カドミウム化合物	銅、亜鉛、鉛の精錬施設における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 1.0mg/Nm^3
		塩素(Cl_2) 塩化水素(HCl)	化学製品反応施設や廃棄物焼却炉等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 塩素：30mg/Nm^3 塩化水素：80，700mg/Nm^3
		フッ素(F) フッ化水素(HF)等	アルミニウム精錬用電解炉やガラス製造用溶融炉等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 1.0～20mg/Nm^3
		鉛(Pb) 鉛化合物	銅、亜鉛、鉛の精錬施設等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 10～30mg/Nm3
		窒素酸化物(NOx)	ボイラーや廃棄物焼却炉等における燃焼、合成、分解等	1) 施設・規模ごとの排出基準 新設：60～400ppm 既設：130～600ppm 2) 総量規制 総量削減計画に基づき地域・工場ごとに設定
揮発性有機化合物(VOC)			VOC を排出する次の施設 化学製品製造・塗装・接着・印刷における乾燥施設、吹付塗装施設、洗浄施設、貯蔵タンク	施設ごとの排出基準 400～60,000ppmC
粉じん	一般粉じん		ふるいや堆積場等における鉱石、土砂等の粉砕･選別、機械的処理、堆積	施設の構造、使用、管理に関する基準 集じん機、防塵カバー、フードの設置、散水等
	特定粉じん（石綿）		切断機等における石綿の粉砕、混合その他の機械的処理	事業場の敷地境界基準 濃度 10 本／リットル
			吹き付け石綿使用建築物の解体・改造・補修作業	建築物解体時等の除去、囲い込み、封じ込め作業に関する基準
特定物質（アンモニア、一酸化炭素、メタノール等 28 物質）			特定施設において故障、破損等の事故時に発生	事故時における措置を規定 事業者の復旧義務、都道府県知事への通報等
有害大気汚染物質**			234 物質(群) このうち「優先取組物質」として 22 物質	知見の集積等、各主体の責務を規定 事業者及び国民の排出抑制等自主的取組、国の科学的知見の充実、自治体の汚染状況把握等
	指定物質	ベンゼン	ベンゼン乾燥施設等	施設・規模ごとに抑制基準 新設：50～600mg/Nm^3 既設：100～1500mg/Nm^3
		トリクロロエチレン	トリクロロエチレンによる洗浄施設等	施設・規模ごとに抑制基準 新設：150～300mg/Nm^3 既設：300～500mg/Nm^3
		テトラクロロエチレン	テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機等	施設・規模ごとに抑制基準 新設：150～300mg/Nm^3 既設：300～500mg/Nm^3

＊ばいじん及び有害物質については、都道府県は条例で国の基準より厳しい上乗せ基準を設定することができる。
＊上記基準については、大気汚染状況の変化、対策の効果、産業構造や大気汚染源の変化、対策技術の開発普及状況等を踏まえ、随時見直しを行っていく必要がある。
＊＊（低濃度でも継続的な摂取により健康影響が懸念される物質）

資料：大気汚染防止法の概要（平成 24 年 4 月、水・大気環境局大気環境課）

b) ダイオキシン類に係る排出基準

(a) 大気基準適用施設

表 6.2.6-21　ダイオキシン類に係る排出基準（単位：ng-TEQ/m³N）

特定施設種類	施設規模（焼却能力）	新設施設基準	既設施設基準
廃棄物焼却炉（火床面積が 0.5 ㎡ 以上、又は焼却能力が 50 kg/h 以上）	4t/h 以上	0.1	1
	2t/h-4t/h	1	5
	2t/h 未満	5	10
製鋼用電気炉（変圧器の定格容量が 1,000 キロボルトアンペア以上）		0.5	5
焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉（原料の処理能力が 1t/h 以上）		0.1	1
亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉（原料の処理能力が 0.5t/h 以上）		1	10
アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉、乾燥炉（焙焼炉、 乾燥炉：原料の処理能力が 0.5t/h 以上、溶解炉：容量が 1ｔ以上		1	5

注：既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用されていた廃棄物焼却炉（火格子面積が 2㎡以上、又は焼却能力 200 kg/h 以上）及び製鋼用電気炉については、上表の新設施設の排出基準が適用されている。

資料：ダイオキシン類対策特別措置法に基づく基準等（環境省 HP）

(b) 水質基準対象施設

表 6.2.6-22　ダイオキシン類に係る排出基準（単位：pg-TEQ/L）

特定施設種類	排出基準
・硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設 ・カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設 ・硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設 ・アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設 ・担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設 ・塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設 ・カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設 ・クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設 ・4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設 ・2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設 ・ジオキサジンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設 ・アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 ・亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 ・担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しない ものに限る。）によるものを除く。）の用に供するろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設 ・廃棄物焼却炉（火床面積 0.5㎡以上又は焼却能力 50kg/h 以上）に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設 ・廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設及び PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設及び分離施設 ・フロン類（CFC 及び HCFC）の破壊（プラズマ反応法、廃棄物混焼法、液中燃焼法及び過熱蒸気反応法によるものに限る。）の用に供するプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 ・水質基準対象施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設 ・水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	10

※廃棄物の最終処分場の放流水に関する基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく維持管理基準を定める命令により 10pg-TEQ/L。

資料：ダイオキシン類対策特別措置法に基づく基準等（環境省 HP）

c) 水質汚濁防止法・宮城県公害防止条例・仙台市公害防止条例の排水基準

表 6.2.6-23　水質汚濁防止法・宮城県公害防止条例・仙台市公害防止条例の排水基準

【健康項目】

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチル パラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L*1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.3mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L*2*3
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L*4
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10mg/L*3
	海域 230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8mg/L*5
	海域 15mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L*3

備考

＊1　砒素及びその化合物についての規制基準は，昭和 49 年 12 月 1 日以前から湧出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定する温泉をいう。以下同じ。）を利用する旅館業（水質汚濁防止法），公衆浴場（宮城県公害防止条例），工場等（仙台市公害防止条例）については，当分の間適用しない。

＊2　アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの，亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。

＊3　仙台市公害防止条例の排水基準は設定されていない。

＊4　1,1-ジクロロエチレンに係る仙台市公害防止条例の排水基準は，0.2mg/L

＊5　ふっ素に係る仙台市公害防止条例の排水基準は，15mg/L

（水質汚濁防止法　排水基準を定める省令　昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 53 号　改正平成 24 年 5 月 23 日環境省令第 15 号）
（宮城県公害防止条例　公害防止条例施行規則　平成 7 年 9 月 27 日　改正平成 20 年 2 月 15 日規則第 3 号）
（仙台市公害防止条例　仙台市公害防止条例施行規則　平成 8 年 3 月 29 日　仙台市規則第 25 号）

【生活環境項目】

項目	区分		水質汚濁防止法			宮城県公害防止条例	仙台市公害防止条例
			一般排水基準	特別排水基準 *1*5			
				下水道整備区域	その他の区域		
	排水		50m³/日以上	25m³/日以上		50m³/日以上 25m³/日以上 *4	50m³/日以上 25m³/日以上 *4
pH（水素指数）	海域に排出する場合		5.0～9.0	－	－	5.0～9.0	5.0～9.0
	海域以外に排出する場合		5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
BOD（海域・湖沼以外の公共用水域に排出する場合に適用）			160(120)	30(20)	130(100)	160(120)	160(120)
COD（海域・湖沼に排出する場合に適用）			160(120)	160(120)	160(120)	160(120)	160(120)
浮遊物質量			200(150)	90(70)	200(150)	200(150)	200(150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量		鉱油類	5	5	5	5	5
		動植物油脂類	30	30	30	30	30
フェノール類含有量			5	5	5	5	5
銅含有量			3	3	3	3	3
亜鉛含有量			2	2	2	2	5
溶解性鉄含有量			10	10	10	10	10
溶解性マンガン含有量			10	10	10	10	10
クロム含有量			2	2	2	2	2
大腸菌群数（個/1cm³）			3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
窒素含有量*2			120(60)	120(60)	120(60)	120(60)	
燐含有量*3			16(8)	16(8)	16(8)	16(8)	

備考

＊1　広瀬川の相生橋から名取川との合流点及び梅田川のうどう溜池から七北田川との合流点までに排出する１日当りの排出量が 25m³以上の特定事業場に適用されます。

＊2　青下ダム，月山池，丸田沢ため池及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用されます。

＊3　青下ダム，大倉ダム，月山池，七北田ダム，丸田沢ため池及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用されます。

＊4 宮城県公害防止条例，仙台市公害防止条例ともに＊1の地域に排出する場合は，１日当りの排出量が 25m³以上の事業場が規制対象となります。

＊5　畜産農業又はそのサービス業に属する特定事業場及び共同調理場から排出される排出水に係る特別排水基準は，当該排出水の量が１日につき 10m³以上であるものについて，一般排水基準に定める許容限度となります。

（水質汚濁防止法　排水基準を定める省令　昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 53 号　改正平成 24 年 5 月 23 日環境省令第 15 号）
（宮城県公害防止条例　公害防止条例施行規則　平成 7 年 9 月 27 日　改正平成 20 年 2 月 15 日規則第 3 号）
（仙台市公害防止条例　仙台市公害防止条例施行規則　平成 8 年 3 月 29 日　仙台市規則第 25 号）

d) 土壌汚染関係対象物質と基準

表 6.2.6-24　土壌汚染関係対象物質と基準

特定有害物質（法第2条第1項）		土壌汚染対策法の指定基準（法第5条第1項）			（参考）環境基本法に基づく土壌の汚染に係る環境基準（銅を除く）
		土壌含有量基準（直接摂取によるリスク）		土壌溶出量基準（地下水等の摂取によるリスク）	
揮発性有機化合物(第1種特定有害物質)	四塩化炭素	-		検液1Lにつき0.002mg以下であること	検液1Lにつき0.002mg以下であること
	1,2-ジクロロエタン	-		検液1Lにつき0.004mg以下であること	検液1Lにつき0.004mg以下であること
	1,1-ジクロロエチレン	-		検液1Lにつき0.02mg以下であること	検液1Lにつき0.02mg以下であること
	シス-1,2-ジクロロエチレン	-		検液1Lにつき0.04mg以下であること	検液1Lにつき0.04mg以下であること
	1,3-ジクロロプロペン	-		検液1Lにつき0.002mg以下であること	検液1Lにつき0.002mg以下であること
	ジクロロメタン	-		検液1Lにつき0.02mg以下であること	検液1Lにつき0.02mg以下であること
	テトラクロロエチレン	-		検液1Lにつき0.01mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること
	1,1,1-トリクロロエタン	-		検液1Lにつき1mg以下であること	検液1Lにつき1mg以下であること
	1,1,2-トリクロロエタン	-		検液1Lにつき0.006mg以下であること	検液1Lにつき0.006mg以下であること
	トリクロロエチレン	-		検液1Lにつき0.03mg以下であること	検液1Lにつき0.03mg以下であること
	ベンゼン	-		検液1Lにつき0.01mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること
重金属等(第2種特定有害物質)	カドミウム及びその化合物	土壌1Kgにつき150mg以下であること		検液1Lにつき0.01mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であり，かつ，農用地においては，米1Kgにつき1mg未満であること
	六価クロム化合物	土壌1Kgにつき250mg以下であること		検液1Lにつき0.05mg以下であること	検液1Lにつき0.05mg以下であること
	シアン化合物	遊離シアンとして土壌1Kgにつき50mg以下であること		検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと
	水銀及びその化合物	総水銀	土壌1Kgにつき15mg以下であること	検液1Lにつき0.0005mg以下であること	検液1Lにつき0.0005mg以下であること
		アルキル水銀		検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと
	セレン及びその化合物	土壌1Kgにつき150mg以下であること		検液1Lにつき0.01mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること
	鉛及びその化合物	土壌1Kgにつき150mg以下であること		検液1Lにつき0.01mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること
	砒素及びその化合物	土壌1Kgにつき150mg以下であること		検液1Lにつき0.01mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であり，かつ，農用地（田に限る）においては，米1Kgにつき15mg未満であること
	ふっ素及びその化合物	土壌1Kgにつき4000mg以下であること		検液1Lにつき0.8mg以下であること	検液1Lにつき0.8mg以下であること
	ほう素及びその化合物	土壌1Kgにつき4000mg以下であること		検液1Lにつき1mg以下であること	検液1Lにつき1mg以下であること
農薬等(第3種特定有害物質)	シマジン	-		検液1Lにつき0.003mg以下であること	検液1Lにつき0.003mg以下であること
	チウラム	-		検液1Lにつき0.006mg以下であること	検液1Lにつき0.006mg以下であること
	チオベンカルブ	-		検液1Lにつき0.02mg以下であること	検液1Lにつき0.02mg以下であること
	PCB	-		検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと
	有機りん化合物	-		検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと

（土壌汚染対策法　土壌汚染対策法施行規則　平成14年12月26日環境省令第29号　改正平成23年7月8日環境省令第13号）

e) 地下水採取規制

表 6.2.6-25　地下水採取規制

揚水設備の設置届出	地下水採取規制地域内で、動力を用いて地下水を採取するための設備を新たに設置し、または既設の設備により新たに地下水を採取しようとする場合のうち、下記に該当する設備(工業用に供するものは工業用水法の規制を受けます。）が対象となる。 1.吐出口の断面積が 6㎠を超える揚水設備 2.同一敷地内に複数の揚水設備がある場合は、吐出口の断面積の合計が 6㎠を超える揚水設備 3.建設工事等において、一時的に地下水を排除するために設置する揚水設備 これらの設備を設置される場合には、事前（工事着工の 60 日前まで）に届出が必要で、上記③を除き原則として、下記の構造等基準に適合する揚水設備を設置することが必要である。
揚水設備に係る構造等基準	吐出口の断面積が 21ｃｍ^{2}以下で、かつ、ストレーナーの位置が地表面下 300ｍ以深であること。

（宮城県公害防止条例　昭和 46 年 3 月 18 日　宮城県条例第 12 号　改正平成 19 年 12 月 18 日条例第 102 号）
（宮城県公害防止条例施行規則　平成 7 年 9 月 27 日　宮城県規則第 79 号　改正平成 20 年 2 月 15 日規則第 3 号）

f) 水質保全区域に係る規制

表 6.2.6-26　水質保全区域に係る規制

（広瀬川の清流を守る条例　水質保全区域に係る規制について）

排出水の規制基準	(1) ＴＯＣ（全有機炭素）の排出濃度は、排出先（区間）と排出量によって決まる。 ＴＯＣは、ＢＯＤ(生物化学的酸素要求量)と読み替える。 (2) 残留塩素は、0.1mg/リットル以下であること。 (3) 外観は、広瀬川の水を著しく変化させるような色または濁りのないこと。 (4) 温度は、広瀬川の水を著しく変化させるような排水温度でないこと。 (5) 臭気は、広瀬川の水に著しく臭気を帯びさせるような排出水でないこと。

（広瀬川の清流を守る条例　広瀬川の清流を守る条例施行規則　昭和 51 年 4 月 8 日　仙台市規則第 26 号）

g) 騒音関係規制基準

表 6.2.6-27　特定工場等に係る騒音の規制基準

時間の区分 / 区域の区分	朝 午前 6 時から 午前 8 時まで	昼間 午前 8 時から 午後 7 時まで	夕 午後 7 時から 午後 10 時まで	夜間 午後 10 時から 午前 6 時まで	備考
第 1 種区域 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域及び文教地区	45dB	50dB	45dB	40dB	
第 2 種区域 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、市街化調整区域及び地域の指定のない地域	50dB	55dB	50dB	45dB	学校等の周囲 50m の区域内は、左の基準から 5dB を減じた値
第 3 種区域 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	55dB	60dB	55dB	50dB	
第 4 種区域 工業地域	60dB	65dB	60dB	55dB	

注)
(1)上記規制基準は、工場等の敷地境界線における値である。
(2)近隣商業地域でその周囲が第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域であるものについては、騒音にあっては第 2 種区域の基準を、振動にあっては第 1 種区域の基準を適用する。
(3)都市計画区域外における県条例の特定事業場は、騒音にあっては第 2 種区域を、振動にあっては第 1 種区域の基準を適用する。
(4)学校等とは、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの施設をいう。

(騒音規制法　昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号　改正平成 23 年 12 月 12 日法律第 122 号)
(宮城県公害防止条例　公害防止条例施行規則平成 7 年 9 月 27 日　宮城県規則第 79 号　改正平成 20 年 2 月 15 日規則第 3 号)
(騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)第 3 条第 1 項の規定により指定する地域及び同法第 4 条第 1 項の規定により定める規制基準について　平成 8 年 3 月 29 日仙台市告示第 185 号　改正平成 13 年 3 月 8 日仙台市告示 238 号)

h) 振動関係規制基準

表 6.2.6-28　特定工場等に係る振動の規制基準

時間の区分 / 区域の区分	昼間 午前 8 時から 午後 7 時まで	夜間 午後 7 時から 午前 8 時まで	備考
第 1 種区域 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、市街化調整区域及び地域の指定のない地域	60dB	55dB	学校等の周囲 50m の区域内は、左の基準から 5dB を減じた値
第 2 種区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	65dB	60dB	

注)
(1)上記規制基準は、工場等の敷地境界線における値である。
(2)近隣商業地域でその周囲が第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域であるものについては、騒音にあっては第 2 種区域の基準を、振動にあっては第 1 種区域の基準を適用する。
(3)都市計画区域外における県条例の特定事業場は、騒音にあっては第 2 種区域を、振動にあっては第 1 種区域の基準を適用する。
(4)学校等とは、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの施設をいう。

(振動規制法　昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号　改正平成 23 年 12 月 14 日法律第 122 号)
(宮城県公害防止条例　公害防止条例施行規則平成 7 年 9 月 27 日　宮城県規則第 79 号　改正平成 20 年 2 月 15 日規則第 3 号)
(振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)第 3 条第 1 項の規定により指定する地域及び同法第 4 条第 1 項の規定により定める規制基準について　平成 8 年 3 月 29 日仙台市告示第 188 号　改正平成 13 年 3 月 8 日仙台市告示 239 号)

(7) 特定建設作業に係る騒音・振動の規制基準

表 6.2.6-29　特定建設作業騒音の規制基準

規制種別	第 1 号区域	第 2 号区域
基準値	85dB（敷地境界線）	
作業禁止時間	19^{00}～7^{00}	22^{00}～6^{00}
1 日あたりの作業時間	10 時間以内	14 時間以内
作業期間	連続 6 日以内	
作業禁止日	日曜日その他休日	

第 1 号区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整地域、工業地域のうち学校・病院等の敷地の境界から 80m までの区域

第 2 号区域：工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね 80m以外の地域

(特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準　昭和 43 年 11 月 27 日　厚生省､建設省告示第 1 号　改定平成 12 年 3 月 28 日環境庁告示第 16 号)

(特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和 43 年厚生省/建設省告示第 1 号)別表第 1 号の規定により指定する区域について　平成 8 年 3 月 29 日仙台市告示第 186 号)

表 6.2.6-30　特定建設作業振動の規制基準

規制種別	第 1 号区域	第 2 号区域
基準値	75dB（敷地境界線）	
作業禁止時間	19^{00}～7^{00}	22^{00}～6^{00}
1 日あたりの作業時間	10 時間以内	14 時間以内
作業期間	連続 6 日以内	
作業禁止日	日曜日その他休日	

第 1 号区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整地域、工業地域のうち学校・病院等の敷地の境界から 80m までの区域

第 2 号区域：工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね 80m以外の地域

(振動規制法施行規則　昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号　改正平成 23 年 11 月 30 日環境省令第 32 号)

(振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号別表第 1 付表第 1 号の規定により、市長が指定する区域について　平成 8 年 3 月 29 日仙台市告示第 189 号)

(8) 指定建設作業に係る騒音・振動の規制基準

表 6.2.6-31　指定建設作業騒音の規制基準

規制種別	規制基準・内容
規制基準 （敷地境界線）	80dB 75dB（作業場所が学校・保育所・病院・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲 50 メートル以内の区域にある場合）
時間帯	表脚注のイの区域：午前七時～午後七時 表脚注のロの区域：午前六時から午後九時
一日当たりの発生時間	表脚注のイの区域：十時間 表脚注のロの区域：十四時間
発生する期間	連続して六日
発生する日	日曜日及び休日以外の日

イ：次のいずれかに該当する区域
(1)都市計画法第五条の規定により指定された都市計画区域（同法第八条第一項第一号の規定により定められた工業地域及び工業専用地域を除く。）の区域
(2)(1)の工業地域のうち、学校・保育所・病院・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲八十メートル以内の区域
ロ：イ(1)の工業地域のうち、イ(2)の区域以外の区域

（仙台市公害防止条例　仙台市公害防止条例施行規則　平成 8 年 3 月 29 日 仙台市規則第 25 号）

表 6.2.6-32　指定建設作業振動の規制基準

規制種別	規制基準・内容
規制基準 （敷地境界線）	75dB 70dB（作業場所が学校・保育所・病院・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲 50 メートル以内の区域にある場合）
時間帯	表脚注のイの区域：午前七時～午後七時 表脚注のロの区域：午前六時から午後九時
一日当たりの発生時間	表脚注のイの区域：十時間 表脚注のロの区域：十四時間
発生する期間	連続して六日
発生する日	日曜日及び休日以外の日

イ：次のいずれかに該当する区域
(1)都市計画法第五条の規定により指定された都市計画区域（同法第八条第一項第一号の規定により定められた工業地域及び工業専用地域を除く。）の区域
(2)(1)の工業地域のうち、学校・保育所・病院・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲八十メートル以内の区域
ロ：イ(1)の工業地域のうち、イ(2)の区域以外の区域

（仙台市公害防止条例　仙台市公害防止条例施行規則　平成 8 年 3 月 29 日 仙台市規則第 25 号）

(9) 災害防止に関する指定地域等の状況等

概況調査範囲、事業計画地ともに、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり危険箇所は指定されていない。

災害危険区域については、仙台市宮城野区と若林区の海浜部が災害危険区域の指定を受けている。また名取市においても、海浜部の災害危険区域の指定手続きが進められている。また、土砂災害警戒区域が、仙台市宮城野区燕沢に存在する。

事業計画地は災害危険区域に隣接する。

表 6.2.6-33　災害防止に関する指定地域等の状況等

関係法令	概況調査範囲	事業計画地
砂防指定地 砂防法(明治 30 年法律第 29 号　改正平成 22 年 3 月 31 日法律第 20 号) 砂防指定地等管理条例（平成 15 年 3 月 20 日宮城県条例第 42 号)	指定地域はない	指定地域はない
急傾斜地崩壊危険区域 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年7月1日法律第57号　改正平成 17 年 7 月 6 日法律第 82 号)	指定地域はない	指定地域はない
地すべり危険箇所 地すべり等防止法(昭和 33 年 3 月 31 日法律第 30 号　改正平成 24 年 6 月 27 日法律第 42 号)	指定地域はない	指定地域はない
災害危険区域 建築基準法第 39 条第 1 項（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号　改正平成 24 年 8 月 22 日法律第 67 号) 仙台市災害危険区域条例（昭和 49 年 12 月 19 日条例 49 号　改正平成 23 年 12 月 16 日） （名取市は条例制定手続き中及び指定手続き中)	仙台市宮城野区岡田、蒲生一丁目、蒲生二丁目、蒲生、中野、港一丁目、港二丁目、仙台市若林区荒浜、荒浜新一丁目、荒浜新二丁目、井土、種次、藤塚、二木 名取市下増田字屋敷、字台林、字広浦、字北原東、杉ヶ袋字金洗	仙台市主要地方道塩釜亘理線及び市道岡田 107 号線東部の指定地域が事業計画地に隣接している。
土砂災害警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂防止対策の推進に関する法律第 6 条第 1 項(平成 12 年 5 月 8 日法律第 57 号　改正平成 22 年 11 月 25 日法律第 52 号)	仙台市宮城野区燕沢、東仙台	指定地域はない

資料：仙台市災害危険区域条例の改正及び沿岸部の災害危険区域の指定について

（平成 23 年 12 月　都市整備局建築指導課構造監理係）

図 6.2.6-8　仙台市災害危険区域

資料：災害危険区域の指定について（平成 24 年 8 月名取市復興まちづくり課）

図 6.2.6-9　名取市災害危険区域（案）（平成 24 年 8 月現在）

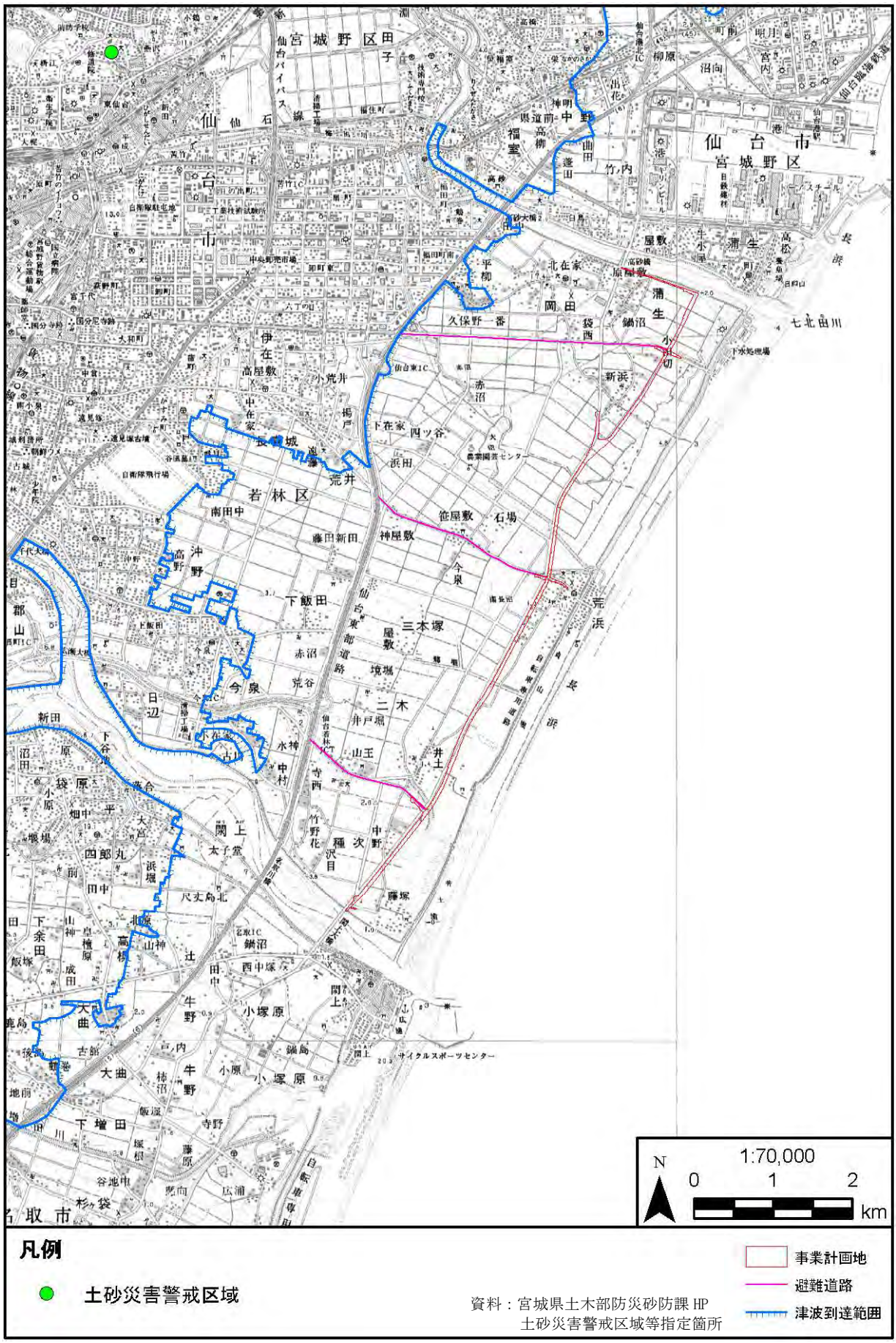

図 6.2.6-10　土砂災害警戒区域

2) 地域の環境基本計画等環境保全に係る方針

地域の環境基本計画等は、下表のとおりである。

表 6.2.6-34 (1/2)　行政計画・方針等の状況

行政計画	計画期間等	改定状況	備考
1)宮城県環境基本計画 （平成 18 年 3 月　宮城県）	平成 18 年 4 月～ 平成 28 年 3 月	－	
2)杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画） （平成 23 年 3 月 仙台市環境局環境部環境企画課）	平成 23 年度～ 平成 32 年度	平成 22 年度改訂済み	
3)仙台市基本構想・基本計画 （平成 23 年 3 月 仙台市総務企画局企画部企画調整課）	平成 23 年度～ 平成 32 年度	－	
4)仙台市都市計画マスタープラン （平成 24 年 4 月 仙台市都市整備局計画部都市計画課）	平成 24 年度～ 平成 32 年度	－	
5)仙台市「杜の都」景観計画 （平成 21 年 3 月 仙台市都市整備局計画部都市景観課）	－	－	
6)仙台市みどりの基本計画 （平成 24 年 7 月 仙台市建設局百年の杜推進部百年の杜推進課）	平成 24 年～ 平成 32 年	－	
7) 新・仙台市環境行動計画[第 6 版] [改訂版] (平成 22 年 3 月　仙台市)	－	－	
8)仙台市震災復興基本方針 （平成 23 年 4 月 仙台市復興事業局震災復興室）	平成 23 年 4 月～	－	
9)仙台市震災復興ビジョン（仙台市震災復興計画素案） （平成 23 年 5 月 仙台市震災復興本部）	平成 23 年度～ 平成 27 年度	－	
10)仙台市震災復興計画 （平成 23 年 11 月 仙台市復興事業局震災復興室）	平成 23 年度～ 平成 27 年度	－	
11)仙台市復興整備計画 （平成 24 年 7 月 仙台市・宮城県）	平成 24 年度～ 平成 27 年度	－	
12) 仙台市実施計画 （平成 24 年 3 月　仙台市）	平成 24 年度～ 平成 27 年度	－	

表 6.2.6-34 (2/2)　行政計画・方針等の状況

行政計画	計画期間等	改定状況	備考
13)名取市環境基本計画 （平成 15 年 3 月　名取市）	平成 15 年度～ 平成 24 年度	－	
14)名取市第四次国土利用計画 （平成 22 年 11 月 名取市政策企画課）	平成 23 年度～ 平成 32 年度	－	
15)名取市第五次長期総合計画 （平成 22 年 11 月 名取市政策企画課）	平成 23 年度～ 平成 32 年度	－	
16)名取市震災復興計画 （平成 23 年 10 月 名取市建設部震災復興室）	平成 23 年度～ 平成 29 年度	－	
17)名取市復興整備計画 （平成 24 年 3 月 名取市・宮城県）	平成 23 年度～ 平成 29 年度	第一回変更	

(1) 宮城県環境基本計画（平成 18 年 3 月　宮城県）

宮城県環境基本計画は、環境基本条例（平成 7 年宮城県条例第 16 号）第 9 条に基づき策定されるもので、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに県の施策の大綱を定めるものである。

また、県の目指す環境及び社会の将来像を明らかにして、その実現に向けた県民、事業者、行政等地域社会を構成するすべての主体が共通の認識のもとに、環境の保全及び創造に取り組むための基本的方向性を示したものである。

なお、環境基本条例において、人と自然が共生できる県土、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な県土、地球環境の保全の推進の 3 つの基本理念が掲げられている。

さらに新しい宮城づくりの基軸として福祉、環境及び教育を掲げた宮城県総合計画の個別計画としてだけでなく、環境分野の個別計画に施策の基本的方向を与えるものとして位置づけられる。

したがって、地球温暖化対策、廃棄物対策等の分野別の具体的な施策、目標等は、これらの個別計画において定めることになり、これらの個別計画は宮城県環境基本計画の実施計画となるものである。

また、国の環境政策上の地域計画としての役割も期待されている。

本事業では、環境への負荷の少ない持続的な発展など、宮城県環境基本条例の基本理念を踏まえた居住環境づくりなど、事業計画への反映を検討していくものとする。

(2) 杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）（平成 23 年 3 月　仙台市環境局環境部環境企画課）

a) 環境都市像と環境施策展開の方向

「環境都市像」（「杜」と生き、「人」が活きる都・仙台－杜の恵みを未来につなぎ、「環」「輪」「和」の暮らしを楽しむまちへ－）を具現化するため、対処すべき重要な環境課題、進めていくべき政策の分野という観点から「低炭素都市」、「資源循環都市」、「自然共生都市」、「快適環境都市」の 4 つの分野別の環境都市像と良好な環境を支える仕組みづくり・人づくりを展開するものとしている。

表 6.2.6-35(1/2)　環境施策の方向性と施策体系

環境施策の方向性		施策体系
低炭素都市づくり	省資源でエネルギー効率の高いまちづくりの観点から、公共交通機関を中心とした移動しやすいまちを目指し、とりわけ地下鉄東西線の開業（平成 27 年度予定）を契機としながら、二酸化炭素の排出の少ない低炭素型の都市構造及び都市交通のシステムづくりを進めます。 また、エネルギーの持続的利用のために、自動車、設備、建築物などのエネルギー効率の向上や、日常生活や事業活動での再生可能エネルギーの利用を推進します。 さらに、低炭素型の商品やサービスを選ぶ行動やスタイルが、長期的にはコスト面からもメリットがあり、あるいは生活の豊かさや満足感につながるという意識を広め、そのような行動へ誘導する仕組みをつくるなど、ハード・ソフト両面から低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルの普及と定着を図ります。	1. エネルギー効率の高い都市構造・都市空間をつくる 2. エネルギー効率の高い交通システムをつくる 3. 低炭素型のエネルギーシステムをつくり、広げる 4. 低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを広げる
資源循環都市づくり	長く使える物を選択し、大事に使い、地域の中で融通しあうなど、限りある資源を有効に使いなるべく廃棄物を出さないような日常生活や事業活動への積極的な転換を図ります。 さらに、排出された廃棄物については、可能な限りリサイクルを進めるとともに、地域内や広域での資源の循環利用を促進します。 そして、そのことを通じた市民や地域活動の活発化や、地球温暖化対策にも貢献しうる資源の有効活用、環境への負荷の低減にもつなげます。 また、ごみの排出状況に対応したより適正で効率的なごみ処理体制や、将来にわたり安全・安心で持続可能なごみ処理体制の構築と確保を図ります。	1. 資源を大事に使う 2. 資源のリサイクルを進める 3. 廃棄物の適正な処理を進める
自然共生都市づくり	貴重な森林や象徴的な市街地の緑などの多様で豊かな自然環境を杜の都の資産として将来に引き継ぐため、法令等に基づく規制や誘導などを通じて保全を図るとともに、機能集約型都市づくりの観点から適切な土地利用へ積極的に誘導していくことにより、自然の豊かな地域の保全を進めます。 また、農林水産業などで古くから行われていた自然に対する人為的な関わりが、私たちにさまざまな恵みをもたらす生態系の保全に重要な役割を果たしていることを再認識し、人と自然との適切な関わり合いやふれあいを促進します。 さらに、市域全体の緑をつなぐ市街地の緑化、生命を育む水環境の保全や健全な水循環の確保によって、自然環境の保全と向上を図ります。	1. 豊かな自然環境を守り、継承する。 2. 自然の恵みを享受し、調和のとれた働きかけをする 3. 生態系をつなぎ、親しみのある市街地の緑化を進める 4. 豊かな水環境を守る

表 6.2.6-35(2/2)　環境施策の方向性と施策体系

環境施策の方向性		施策体系
快適環境都市づくり	市民の健康で安全な生活を支える生活環境を確保するため、これまで行ってきた環境保全対策を着実に推進するとともに、自動車環境負荷の低減や合流式下水道の改善などの対策を実施することにより、環境基準を満たしている場合はさらなる向上を、満たしていない場合には早期の達成を目指します。また、化学物質の移動や排出などの情報を市民や事業者等との間で共有するなど、相互理解のもとで環境リスクの低減を図ります。 さらに、本市の歴史や風土に根ざした景観や地域環境の保全と形成、身近な環境の美化などを市民との協働により推進し、快適さや美しさ、歴史性などが感じられるまちづくりを進め、都市の魅力を増し、にぎわいや活力の創出にもつながるような多様で質の高い地域環境づくりに努めます。	1. 健康で安全・安心な生活を支える良好な環境を保つ 2. 景観・歴史・文化等に優れた多様な地域づくりを進める
良好な環境を支える仕組みづくり・人づくり	環境の保全と創造に関わるあらゆる主体が、その責任と役割に応じて、積極的に環境配慮行動を実践することができるよう、引き続き、一人一人の環境への意識を高めるために必要な普及啓発を積極的に進めます。 そして、環境の保全と創造をより効果的に推進するため、すべての主体が環境に関する理念を共有し、制度や仕組みを理解したうえで、各々が当たり前のように環境行動を実践していけるよう、社会経済の制度や仕組みを環境配慮の視点を十分に組み込んだ形に見直します。また、人づくりはすべてにつながる基礎であることから、環境教育・学習のさらなる広がりと充実とを図り、市民協働により推進します。 さらに、環境づくりに関する人的交流や情報交流を進め、市域内での取り組みにとどまらず、国内の他地域や海外諸都市などとの連携を通じて広い視野で持続可能な社会づくりを推進します。	1. 地域環境力を向上させるまちづくりの仕組みをつくる 2. 環境の視点が組み込まれた社会経済の仕組みを整える 3. 環境づくりを支える市民力を高める 4. 環境についての情報発信や交流・連携を進める

資料：杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）　平成 23 年 3 月　仙台市環境局環境部環境企画課

b) 土地利用における環境配慮指針

土地利用における環境配慮の指針では、地形や自然特性、現在の土地利用の状況などを踏まえ、山地地域、西部丘陵地・田園地域、市街地地域、東部田園地域、海浜地域の 5 つの地域に大別し、各々の地域における基本的な土地利用の方向性や環境に配慮すべき事項などの基本的な指針を示している。調査地域は市街地地域、東部田園地域、海浜地域に属し、事業計画地は東部田園地域に属する。

表 6.2.6-36　土地利用における環境配慮の指針

	環境配慮の指針
市街地地域	(1) 省エネルギー設備・機器の導入や太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極的な利用に努めるとともに、コージェネレーション（熱電併給）システムや地域冷暖房など、面的に高効率でエネルギーを利用する社会基盤づくりに積極的に関わる。 (2) 自然の風や太陽光の活用、建築物の断熱性の向上、外壁・舗装の蓄熱やエアコンからの排熱による夏季の気温上昇の緩和、通風の確保など、環境に配慮した建築物の建設に努める。 (3) 移動の際は、公共交通機関や自転車の利用、徒歩を前提とし、ICT 化や物流の合理化などにより自動車をできるだけ使用しない事業形態を検討する。 (4) 限りある資源の有効利用のため、積極的に 3 R（スリーアール）の取り組みを進める。 (5) 生態系の連続性を考慮し、緑化の推進や多様な生物の生息・生育の場となるビオトープ（生物の生息・生育空間）づくりに努める。 (6) 野生生物の本来の生息・生育域に配慮し、地域に由来する在来種を植樹するなど、外来種の移入をできるだけ避けるように努める。 (7) 健全な水循環を確保するため、透水性舗装や駐車場舗装面の緑化、芝生による地表面被覆の改善により、雨水の有効利用に努める。 (8)健康上支障がないよう環境への影響を低減することはもとより、人が五感で感じる美しさ、安らぎ、快適さなどへの著しい影響の回避、さらにはより質の高い環境の確保に努める。
東部田園地域	(1) 水田は気候の緩和機能や保水機能などを有することから、その保全に努め、市街地の拡大を抑制する。 (2) 未利用の有機性資源の堆肥化を進め、地域内での循環に努める。 (3) 環境にやさしい農業（土づくりと化学肥料・化学農薬の低減）により、水田等の特徴的な生態系の維持に努める。 (4) 食料生産基地としての機能の向上を図るとともに、市民農園などを人と自然との交流の場として活用する。 (5) 澄んだ空気、清らかな水、静穏な音環境などの自然本来の環境を保ち、広大な田園、居久根に代表されるような、地域に根ざした原風景の保全に努める。 (6) 市民の自然とのふれあいや、環境保全活動の機会の創出に努める。 (7) 生態系を保全する活動の担い手としての市民・NPO 等の積極的な参加や自発的な活動を促し、個性ある地域づくりに努める。
海浜地域	(1) 多様な生物が生息する干潟や希少な生物の生息地を含む、本市の豊かな生態系を支える極めて重要な地域であり、砂浜や干潟の環境を人工的に創造・再生することは極めて困難であることも踏まえ、この地域は保全を図ることを原則とし、必要に応じ、その可能性を見極めながら再生の手立てを検討する。 (2) 水の量や流れの改変、極端な冷温水の排水などを回避する。 (3) 自然と人のふれあいの場として活用を図る場合は、それによる環境影響が最小になるよう努める。 (4) 市民の自然とのふれあいや、環境保全活動の機会の創出に努める。 (5) 生態系を保全する活動の担い手としての市民・NPO 等の積極的な参加や自発的な活動を促し、個性ある地域づくりに努める。

資料：杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）　平成 23 年 3 月　仙台市環境局環境部環境企画課

c）開発事業等における段階別の環境配慮の指針

開発事業者等を実施する際の環境負荷の低減のため、企画段階では、前節の土地利用の配慮の指針などに沿って立地を検討し、計画段階では環境負荷を低減させるための施設配置等を検討、実施段階では、適切な工法の選択、維持管理の実施など、開発の各段階（企画段階・計画段階・実施段階以降）での配慮の指針を示す。それぞれの段階において適切な環境への配慮を行うことによって、環境への影響を最小限にすることはもとより、維持管理や環境負荷対策の効率化等の効果を図ることができる。

以下では、それぞれの段階で環境に配慮が求められる一般的な例を示すものであり、土地利用における配慮の指針と同様に、実際の開発事業においては、個々の事業やケースごとに、事業の性質や内容に応じた形で具体的に環境配慮の内容が検討されることが必要であり、適切な段階に適切な環境配慮が行われることが期待される。

表 6.2.6-37　開発事業等における段階別の環境配慮の指針

	環境配慮の指針
企画段階	(1) 植生自然度の高い地域や、希少な生物の生息・生育地、生物の重要な繁殖や餌場、水源地などでの事業は回避し、やむを得ず開発を行う場合には、環境負荷を最小限にする努力を行ったうえで代償措置を実施する。 (2) 市の基本計画、都市計画の方針、前節の「土地利用における地域別の環境配慮指針」などとの整合性を図り、鉄道などの公共交通機関を中心とする機能集約型の効率的な都市構造と合致するような立地場所を選定する。 (3) 環境負荷が集中する地域や環境基準が達成されていない地域に、更に環境負荷を増大させるような立地は回避する。 (4) 道路、公共交通、上下水道等の社会資本が整備されている地域において、その計画容量を超えない範囲での開発を基本とする。 (5) コージェネレーション（熱電併給）システムや地域冷暖房など、面的に高効率でエネルギーを利用する社会基盤づくりに積極的に関わる。 (6) 地域内で継続的に利用できる資源の調達や適正かつ効率的な廃棄物の収集運搬、リサイクルや処分が図られる立地を検討する。 (7) 早い段階から、開発事業等の内容や立地予定地域等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるよう努める。
計画段階	(1) 建築物に関する環境性能の評価制度などを活用し、断熱性能の向上や省エネルギー設備の積極的な導入を図る。 (2) 太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を積極的に検討する。 (3) 廃棄物の分別や適正な保管のために必要なスペースを確保するなど、廃棄物のリサイクルや適正処理に向けた取り組みについて検討する。 (4) 地域特性に合わせ、自然環境や水循環の保全、生物多様性の向上、生物とのふれあいの場の確保などについて検討する。 (5) 周辺に生息する野生動物への影響を最小限とするため、工事の段階的実施や動物の繁殖期を考慮した工程とするよう努める。 (6) 事業に伴う土地の改変のために、貴重な植物の移植を行うなどの代償措置を検討する際には、元の環境と同等の水準が確保されるよう努める。 (7) 発生する環境負荷に応じ、環境基準などを満たすための必要な措置の実施に努める。 (8) 歩行者の動線確保や歩車分離、待機自動車の敷地内誘導などについて検討する。 (9) 地域の景観や歴史的・文化的な特性などを生かし、個性ある環境の保全と創造に努める。 (10) 適度なゆとりのある空間、安らぎや潤いをもたらす空間の形成に努める。 (11) 住民等の安全で健康的な暮らしを確保するよう、電波障害、日照阻害、低周波音の発生等の防止に努める。 (12) 開発事業等の具体的な内容やその実施が及ぼす環境影響の大きさ等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるよう努める。
実施段階以降	(1) 工事用の車両・機器等のアイドリング・ストップや適切な維持管理により騒音の発生抑制に努めるとともに、汚染物質の排出をできるだけ低減する。 (2) 既存建築物の資材や土砂などを有効活用するとともに、再生材や地元産材の使用に努める。 (3) 環境マメジメントシステム等により、継続的なエネルギーの削減行動や3R（スリーアール）に取り組む。 (4) 緑地等の適切な維持管理を行う。 (5) 事業の内容や安全管理・危機管理体制等に関する情報の公開に努め、地域と連携した良好な環境づくりを進める。

注）　企画段階：立地の選定など事業の構想や企画立案の段階
計画段階：事業計画を詳細にする段階
実施段階以降：工事を実施する段階及びその後の事業の運営を行う段階
資料：杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）　平成 23 年 3 月　仙台市環境局環境部環境企画課

(3) 仙台市基本構想・基本計画（平成 23 年 5 月　仙台市総務企画局企画部企画調整課）

a) 将来の姿

仙台市基本構想・基本計画では、仙台が、さまざまな市民力に支えられながら、誰もが心豊かに暮らし続けることができる都市、「ひとが輝く杜の都」であるため、仙台がこれまで育んできた都市個性を発展させた以下の 4 つの都市像を目指すべき将来の姿として掲げている。

「未来を育み創造する学びの都」

－未来につなぐ多様な価値や個性を創り続ける輝く学都－

・学びの場にあふれ、生涯にわたり楽しく学ぶことで市民力が広がり、一人ひとりの心の豊かさにつながるまち
・世界中から人材や情報が集まり、知的資源の集積と交流から新たな価値を生み出すまち
・未来を担う子どもや若者が学びを通じて心豊かに成長し、社会に羽ばたく力を伸ばすまち
・城下町の歴史的資産や伝統のもとに、創造的な文化風土を育み、世界性を持つ都市の個性が息づくまち

「支え合う健やかな共生の都」

－やすらぎに満ち、心豊かな暮らしを支える安心・健康都市－

・誰もが健やかに生涯にわたって生きがいを持ち、自立して豊かな生活を送ることができるまち
・安心して子どもを生み育てることができ、すべての子どもたちが健やかに育つことを社会全体で応援するまち
・すべての市民が人間の尊厳を大切にし、多様性を認め合いながら、能力を発揮することができ、一人ひとりが尊重されるまち
・災害への十分な備えがなされ、互いに支え合い、安全に安心して暮らすことができるまち

「自然と調和し持続可能な潤いの都」

－低炭素型の都市システムを持ち、魅力的で暮らしやすい杜の都－

・環境負荷の小さい都市の構造を持ち、市民生活や経済活動の中に低炭素・資源循環の仕組みが備わるまち
・公共交通を中心とした利便性の高い交通体系のもと、郊外の良好な生活環境を維持しながら都心や拠点に高度な機能を集約した、誰もが快適に暮らし活動できるまち
・多様な生態系や潤いと恵みに満ちた豊かな自然に包まれ、緑と水のネットワークや杜の都の文化風土を継承する個性的な都市景観がやすらぎを醸し出す美しいまち
・里山や田園が保全活用され、農林業の多面的な機能を都市の力に生かすまち

「東北を支え広く交流する活力の都」

－魅力と活力にあふれ、世界とつながる中枢都市－

・活力に満ちた産業活動が展開され、多様な雇用の機会を創り出すまち

・産学官民の連携により付加価値の高い産業が広がり、創造的な人材をひきつけるまち

・多彩で独自性のある都市の魅力が創られ、賑わいと活力に満ちたまち

・高次な都市機能を持ち、アジアをはじめとした世界と交流し、東北の自立的発展を支えるまち

b) 区別計画

宮城野区の圏域は、都心および周辺地域、丘陵住宅地域、北部住宅・田園地域、東部住宅・産業・田園地域に区分され、事業計画地は東部住宅・産業・田園地域に位置する。

若林区の圏域は、都心および周辺地域、郊外住宅地域、産業・交流地域、田園・海浜地域に区分され、事業計画地は郊外住宅地域に位置している。

表 6.2.6-38(1/2)　施策の基本方向

地域名	特性と動向	主な施策の基本方向
宮城野区東部住宅・産業・田園地域	・豊かな田園と蒲生干潟などの自然豊かな海岸が広がる。 ・仙台塩釜港および背後地周辺では港湾の整備と連携した産業振興・流通の拠点形成を促進するための基盤整備が進んでいる。 ・ＪＲ仙石線の駅周辺において、土地区画整理事業などの実施により市街地形成が進み、若い世代が転入などにより増加している。 ・扇町・日の出町地区は、若林区の卸町・六丁の目地区と一体となって、流通・産業地域を形成している。	・仙台港背後地土地区画整理事業の進捗に合わせ、地区内にある高砂中央公園や近隣公園の整備を実施する。 ・仙台塩釜港および周辺地区の物流・交流機能の強化に向け、(仮称) 仙台港インターチェンジの整備を促進するとともに、アクセス道路の整備を推進する。 ・市道の交差点改良や踏切改良等、歩行者などの道路利用者の安全対策を実施する。 ・蒲生干潟などの海岸線や、貞山運河などにおいてサイクリングロードを生かした水辺環境の創出を図る。 ・津波に対する取り組みを、地域住民、関係機関と連携して進める。 ・西原地区等において、ポンプ場建設などによる雨水対策事業の推進を図る。

表 6.2.6-38(2/2)　施策の基本方向

地域名	特性と動向	主な施策の基本方向
若林区郊外住宅地域	・都心および周辺地域の東部から国道4号を挟んで低層戸建を主とする住宅地が広がり、幹線道路沿いに中高層の集合住宅や業務ビルが立地する。 ・地下鉄東西線の（仮称）荒井駅周辺地区においては、周辺の田園環境を生かし、多様な魅力を持った東部地域の中心となる新しい街の形成が期待されている。 ・近年は区画整理事業による市街地整備がなされた荒井地区等で人口が増加する一方、古くからの住宅地がある既成市街地では高齢化が進行している。	・駅前広場の整備やバスの結節などにより地下鉄東西線等の鉄道へのアクセス性を高め、生活圏域における公共交通の利便性の向上を図る。 ・地域における小売業・サービス業の機能を維持するため、地域のまちづくりと一体化した商店会などの取り組みを支援する。 ・建築物等の耐震化と不燃化を促すとともに、豪雨時の雨水排水対策などを進める。また、地域共助による災害時要援護者への支援を促すなど、地域と行政が連携して災害発生時の被害を減じるための取り組みを進める。 ・保育需要に適切に対応するために保育サービスの充実を図るほか、地域の創意を生かし、地域と共に安心して子育てができる環境づくりを進める。 ・新市街地の整備による居住者の増加に対応して、地域による新たなコミュニティ形成の取り組みを支援し、東部地域の核となる新しいまちの形成を図る。
太白区名取川右岸地域	・市街地の形成が、水害の心配される名取川下流域の低い土地にも進んでいる。 ・幹線道路や南仙台駅周辺を中心に、市街地開発により商業施設の集積が進んでいる。 ・市街地の分断および交通渋滞の解消に向け、南仙台駅を結節拠点とした交通体系の構築と幹線道路および生活道路などの整備を求める声が多くある。	・雨水排水施設の整備を図り、浸水に対する地域全体の防災力を高める。 ・安心して子育てができるよう、地域で見守り、支援していく環境づくりを進める。 ・柳生和紙の紙漉などの区内の伝統文化や自然、歴史的資源を活用し、子どもたちの地域理解を進めるとともに、地域への愛着を涵養する。 ・幹線道路の整備を進め、南仙台駅を結節点とした交通体系の構築などを図る。 ・住み始めた時期の異なる住民同士の交流や子どもから高齢者までの幅広い世代間の交流の機会づくりを促進するとともに、地域活動への支援を通じ、地域の活性化を図る。

資料：仙台市基本構想・基本計画（平成23年5月　仙台市総務企画局企画部企画調整課）

資料：仙台市基本構想・基本計画（平成 23 年 5 月　仙台市総務企画局企画部企画調整課）

図 6.2.6-11　宮城野区の地域区分図

	自然環境保全ゾーン		都心		東北新幹線
	集落・里山・田園ゾーン		広域拠点（泉中央地区・長町地区）		鉄道在来線
市街地ゾーン	鉄道沿線区域		都市軸（地下鉄南北線沿線・東西線沿線）		地下鉄（南北・東西線）
市街地ゾーン	郊外区域		機能拠点 国際経済流通拠点（仙台塩釜港周辺地区）		自動車専用道路
市街地ゾーン	工業・流通・研究区域		機能拠点 国際学術文化交流拠点（青葉山周辺地区）		行政界・区界

資料：仙台市基本構想・基本計画（平成 23 年 5 月　仙台市企画調整局政策部総合計画課）

図 6.2.6-12　若林区の地域区分図

資料：仙台市基本構想・基本計画（平成 23 年 5 月　仙台市企画調整局政策部総合計画課）

図 6.2.6-13　太白区の地域区分図

(4) 仙台市都市計画マスタープラン（平成 24 年 3 月改定　仙台市都市整備局計画部都市計画課）

本方針は、都市計画法第 18 条の 2 による「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、市町村の建設に関する基本構想（地方自治法第 2 条第 4 項）並びに、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画法第 6 条の 2）に即して定めたもので、仙台市がこれから進める都市計画は、本方針に基づいて行っていくものとしている。

土地利用の方針図を図 6.2.6-8 に示す。事業計画地は、集落・里山・田園ゾーンとなっている。

表 6.2.6-39(1/2)　土地利用の基本方針及び都心、拠点、都市軸形成の方針

ゾーン、都心、拠点及び都市軸		基本方針など	
土地利用の基本方針	自然環境保全ゾーン	豊かな生態系を支える地域であり、本市の自然特性が将来にわたって保持されるよう、自然環境を保全するとともに、被災した東部地域の自然環境を再生する。	
	集落・里山・田園ゾーン	自然環境保全にも及ぶ農地・農業の持つ他面的な価値を十分に認識しながら、農林業振興や地域活性化により集落の生活環境の維持・改善を図る。 土地利用の転換は、公益上必要な施設や集落の生活環境を維持する施設などの周辺環境と調和したものを除き抑制する。 里山地域は山地と市街地の緩衝帯として本市の生態系の連続性を支える地域であり、保全に努めるとともに、森林などの持続的な利活用、環境と調和した農林業の振興などを推進する。 田園地域は、水田の持つ気候緩和機能や保水機能などを保全するとともに、被災した東部地域においては、生産基盤の強化などによる農地の再生と、被災した方の移転先として農地に配慮しながら安全な住まいを確保する。	
	市街地ゾーン	市街地ゾーンについては、「鉄道沿線区域」、「工業・流通・研究区域」、「郊外区域」の 3 つに区分し、それぞれの地域特性に応じた土地利用を進める。 豊かな都市環境や歴史的・文化的資産、風格のある都市景観などを活かし、環境負荷にも配慮しながら、魅力的で活力のある市街地空間を形成する。	
		鉄道沿線区域	交通利便性や地域の中心としての機能を生かした生活環境の充実を図るとともに、居住機能を一層集積する。 また、被災した方の安全な住まいの確保に向けて、鉄道沿線区域への移転を推進する。
		工業・流通・研究区域	将来的な動向なども踏まえ、それぞれの機能のさらなる集積と国際的・広域的な産業機能や研究開発機能の一層の集積とともに、産業構造の変化に対応した地域産業機能を集積する。 また、大震災への備えとしての防災機能を高めるため、都市全体としての流通・業務機能の強化を進める。

資料：都市計画マスタープラン（平成 24 年 3 月　仙台市都市整備局計画部都市計画課）

表 6.2.6-39(2/2)　土地利用の基本方針及び都心、拠点、都市軸形成の方針

ゾーン、都心、拠点及び都市軸		基本方針など	
土地利用の基本方針	市街地ゾーン	郊外区域	市民の暮らしを支える都市機能の維持・改善や、生活に必要な地域交通の確保など、良好な生活環境の形成を図る。 特に、地域活動や生活利便性の低下が懸念される地域については、土地利用、住宅、交通、福祉など様々な分野の連携を図りながら、市民と共に地域特性を活かした活力ある地域づくりによる地域再生を進める。 また、丘陵地などの安全で安心な宅地の確保を進める。
都心、拠点、都市軸形成の方針	都心	東北・仙台都市圏の交流拠点として活力を牽引し、商業・業務機能、国際交流機能、文化・芸術機能、居住機能など多様な機能と、利便性の高い交通環境が調和して相乗的に都市活力を生み出すよう、都心機能を強化・拡充する。 また、都心に集積された都市機能や資源を復興を支える源泉としながら、東北仙台・仙台都市圏を力強く牽引する。	
	拠点	都心との機能分担や連携を図りながら、広域拠点及び機能拠点を次のように配置する。	
		広域拠点	泉中央地区及び長町地区に「広域拠点」を配置し、都市圏の活動を支え、生活拠点にふさわしい魅力的で個性ある都市機能の強化・充実を進める。
		機能拠点	仙台塩釜港周辺地区に「国際経済流通拠点」、青葉山周辺地区に「国際学術文化交流拠点」を配置し、都市としての持続的な発展を支える魅力的で個性ある都市機能の強化を進める。
	都市軸	東西と南北の地下鉄駅を結ぶ地下鉄沿線を、十文字型の「都市軸」と位置づけ、駅を中心とした土地の高度利用や都市機能の集積を図る。 また、被災した方の安全な住まいの確保に向けて、「都市軸」への移転を推進する。	
		東西都市軸	地下鉄東西線沿線の「東西都市軸」においては、西部の学術研究機能と、中心部の商業・業務機能、東部の産業機能など、多様な都市機能の集積と連携を図り、本市の持続的な発展を担う新たな創造と交流の基軸を形成する。
		南北都市軸	都心と広域拠点などを結ぶ地下鉄南北線沿線の「南北都市軸」においては、都心や広域拠点との連携を強化しながら、地域特性を生かした都市機能の更新・強化を進める。

資料：都市計画マスタープラン（平成 24 年 3 月　仙台市都市整備局計画部都市計画課）

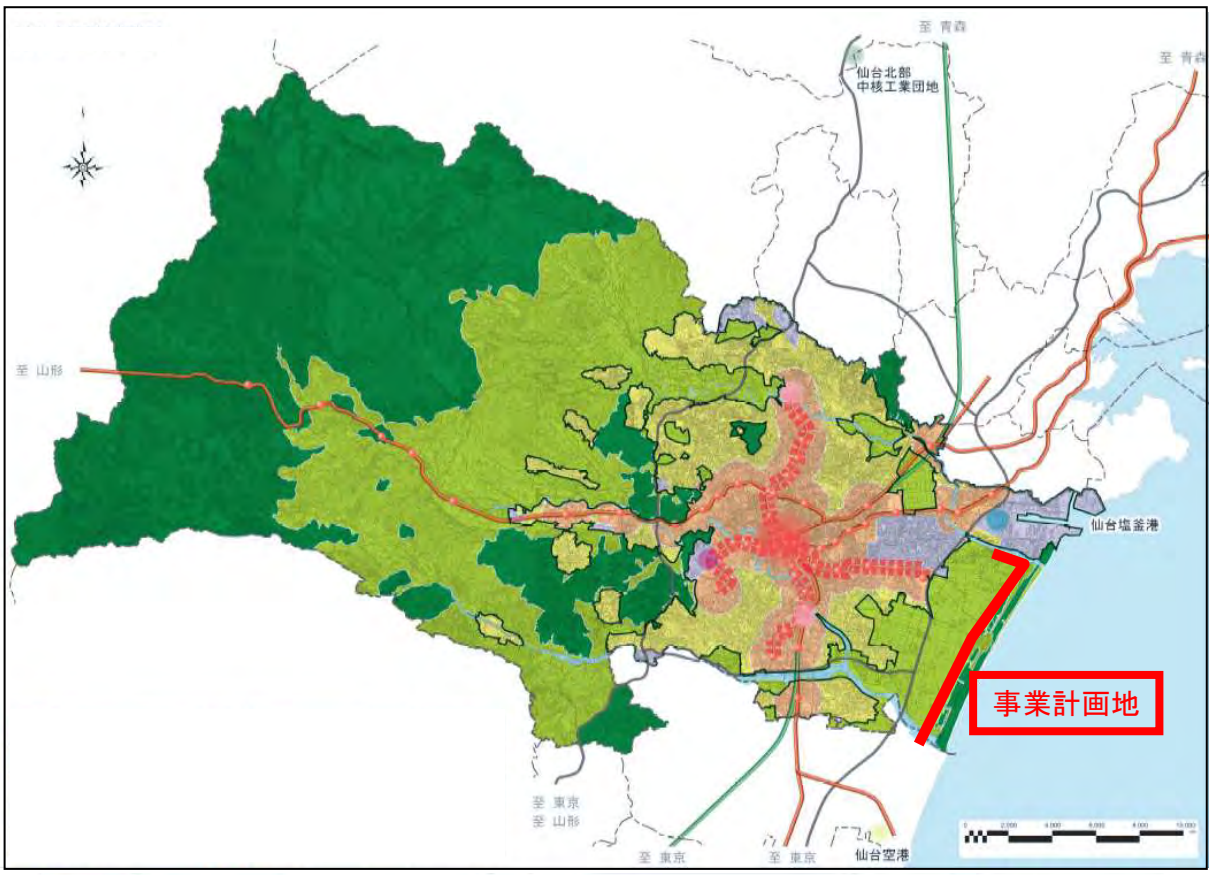

	自然環境保全ゾーン		都心		東北新幹線
	集落・里山・田園ゾーン		広域拠点（泉中央地区・長町地区）		鉄道在来線
市街地ゾーン	鉄道沿線区域	機能拠点	国際経済流通拠点（仙台塩釜港周辺地区）		地下鉄（東西・南北線）
市街地ゾーン	工業・流通・研究区域	機能拠点	学術文化交流拠点（青葉山周辺地区）		自動車専用道路
市街地ゾーン	郊外区域		都市軸（地下鉄東西線沿線・南北線沿線）		行政界（市域界）

資料：都市計画マスタープラン（平成 24 年 3 月　仙台市都市整備局計画部都市計画課）

図 6.2.6-14　土地利用方針図

(5) 仙台市「杜の都」景観計画（平成 21 年 3 月　仙台市都市整備局計画部都市景観課）

「仙台」は「杜の都」と呼ばれ、広瀬川沿いの緑豊かな環境と市街地を含む丘陵、定禅寺通と青葉通のケヤキ並木など、自然の恵沢とそれらと相まった都市の風景が魅力である。こうした姿は、伊達政宗公による屋敷林の奨励以来、戦後復興のまちづくり等を経て積み上げられてきたものであり、「杜の都の環境をつくる条例」や「広瀬川の清流を守る条例」、さらには「杜の都の風土を育む景観条例」をはじめとする自主条例による枠組みを、より実効性の高い施策として展開し、仙台の伝統と個性を誰もが実感できる都市の創生を図るものであり、市民・事業者・行政との協調と連携による風格ある「杜の都」の景観形成を進めていくもので、平成 21 年 3 月に策定された。事業計画地は、田園地ゾーンに位置している。

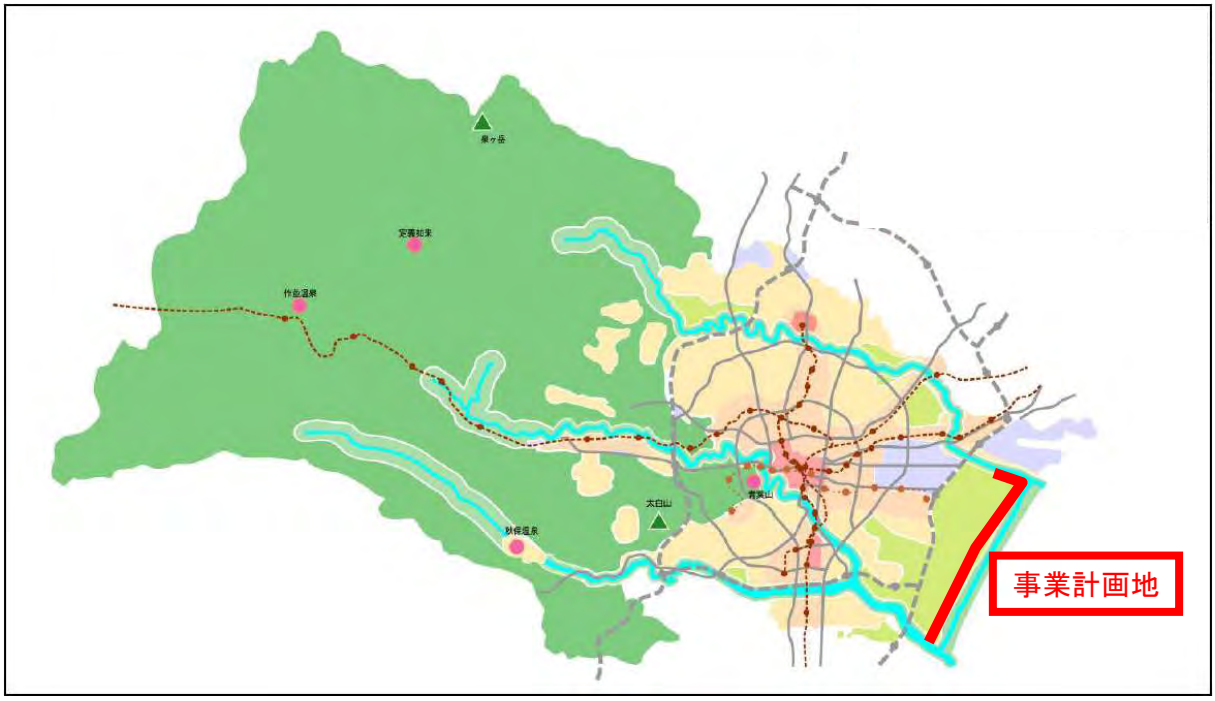

資料：仙台市「杜の都」景観計画（平成 21 年 3 月　仙台市都市整備局計画部都市景観課）

図 6.2.6-15　景観計画におけるゾーン

表 6.2.6-40　景観計画区域における景観形成の方針

景観特性	ゾーン名称	ゾーン特性
自然景観	山並み緑地ゾーン	奥羽山系から市街地西部に広がる山並み・丘陵地等からなる地域で、奥山の自然公園や里山の中山間地域を含む広大な自然緑地ゾーン
	河川・海岸地ゾーン	奥羽山系から太平洋に悠々と流れる七北田川・広瀬川・名取川の河川沿いと海岸の貞山運河沿いからなる雄大な水系ゾーン
	田園地ゾーン	仙台平野に広がる穀倉地帯と根白石・六郷・七郷等の農村集落からなる広大な田園地ゾーン
市街地景観	商業業務地ゾーン	交流拠点となる仙台駅を中心とする都心部と泉中央・長町等の広域拠点からなる商業業務地ゾーン
	沿線市街地ゾーン	地下鉄や JR などの南北・東西交通軸上、旧街道沿いを含む沿線上などに広がる住宅・商業等の複合用途からなる市街地ゾーン
	郊外住宅地ゾーン	ニュータウン開発等により市街地外縁部の郊外地域に広がる住宅地ゾーン
	流通業務地ゾーン	市街地東部の工業団地・卸町・仙台港周辺地域と、東北縦貫自動車道インターチェンジ周辺地域等からなる流通業務地ゾーン
	行楽地ゾーン	仙台城跡や山間の秋保・作並等の温泉地と定義如来等の自然と調和した風景を楽しめる行楽地ゾーン

資料：仙台市「杜の都」景観計画（平成 21 年 3 月　仙台市都市整備局都市景観課）

表 6.2.6-41　景観形成の方針（田園地ゾーン）

● 広がりのある緑豊かな田園景観の保全と形成を図る ● 田園地帯の原風景となる居久根や農村集落の景観の保全と形成を図る ● 遠景を望む眺望ポイントとしての景観形成を図る
■ 六郷、七郷、根白石、岩切、田子等広がりと、まとまりのある田園地帯を形成維持し緑豊かな田園景観とする。 ■ 岡田、上飯田、野村、根白石等まとまった居久根のある農村独特の田園風景を原風景として維持する。 ■ 仙台東部地区等は、蔵王等の山並みや丘陵地景観、市街地の街並みが眺望できる広がりのある田園を保全する。 ■ 田園地帯にある大沼、南長沼等の沼や七郷堀等の流れの景観を保全する。

資料：仙台市「杜の都」景観計画（平成 21 年 3 月　仙台市都市整備局都市景観課）

表 6.2.6-42　建築物等に対する方針（田園地ゾーン）

■ 田園景観や農村集落景観との調和に配慮する建築物等の形態・意匠、色彩、高さ等とする。 ■ 伝統文化を継承する居久根との調和に配慮する建築物等の形態・意匠、色彩、高さ等とする。 ■ 田園地に突き立つ塔類や建築物等は、遠方の蔵王や太白山、泉ヶ岳、七ツ森などの眺望景観に配慮する形態・意匠、色彩、高さ等とする。

資料：仙台市「杜の都」景観計画（平成 21 年 3 月　仙台市都市整備局都市景観課）

(6) 仙台市みどりの基本計画（平成 24 年 7 月仙台市建設局百年の杜推進部百年の杜企画課）

仙台市みどりの基本計画は、前計画「仙台グリーンプラン 21」を踏まえ、社会状況の変化、東日本大震災からの復興、生物多様性を支える自然環境の保全、新たな都市構造に対応した質の高い緑あふれる都市空間の形成、市民や事業者が主体となる緑のまちづくりの促進を重要な課題ととらえ、これまでの施策を見直し、東部地域の緑の再生及びより緑豊かな都市づくりの推進を目的として策定された。

表 6.2.6-43(1/2)　仙台市みどりの基本計画の概要

基本理念	みんなで育む「百年の杜」
基本方針	・安全・安心のまちづくり ・自然環境の保全・再生 ・生活環境の向上 ・仙台らしさを育む ・市民協働の推進
目指すべき「百年の杜」の将来の姿	① 自然災害から市民生活を守るみどり ・海岸林や公園の丘などにより、津波、暴風、飛砂などの自然災害から市民生活が守られている。 ・丘陵部などの樹林地が保全され、適正に管理されている。 ・災害発生時などに避難場所や復旧支援の場などの多様な用途に利用できる身近な公園がある。 ・市民、市民活動団体、事業者などが日常的に公園と関わりを持ち、非常時にも地域の実情に応じて活用している。 ② 地球環境を守り、地域環境をつくるみどり ・奥山から、里山、市街地、田園、海岸へとみどりが連続し、多様な生物が生息・生育している。 ・多様な自然環境が法律や条例により適切に保全され、多様な生態系サービスをもたらす里山・田園などが継続的な営みにより適正に管理されている。 ・保存緑地や都市緑地の保全及び都市の緑化により、都市にみどりのネットワークが形成され、身近な地域に様々な生物が生息・生育している。 ・みどりの適正な管理により、木質資源の循環や健全な水循環が確保されている。 ・市民、市民活動団体、事業者などが連携し、みどりの保全活動を行っている。 ③ 暮らしの質を向上し、ゆとりと潤いをもたらすみどり ・市民ニーズに対応して公園が整備され、多様な管理運営により、多くの市民に利用されている。 ・ユニバーサルデザインが導入され、また遊具や樹木が適切に管理されており、誰もが安全に安心して公園を利用できる。 ・公園、街路樹、河川、公共施設や民間施設などのみどりを身近に感じることができる。 ・公園の整備、運営や維持管理に市民、市民活動団体、事業者が積極的に参加しており、日常的に多くの市民が様々な活動で公園に集まり、活発な交流がある。 ④ 仙台らしさを表すみどり ・歴史資源や文化資源がみどりで彩られ、杜の都の風格を感じることができる。 ・屋敷林（居久根）が農地とともに保全・再生され、田園地域の文化的景観が守られている。 ・都心部にみどりがとけ込み魅力的な都市景観をつくっている。 ・青葉山公園、西公園や八木山動物公園などの鉄道沿線に拠点となる公園が整備され、市民や観光客でにぎわっている。 ⑤ 市民が育むみどり、みどりに育まれる市民生活 ・市民、市民活動団体、事業者がみどりは市民共有の財産であるという意識をもち、主体的にみどりを守り、育む活動を行っている。 ・みどりを未来につないでいくために、世代を越えて、みどりを学ぶ活動が行われている。 ・みどりにより人・世代・地域がつながりを持ち、多様なコミュニティが形成されている。

資料：仙台市みどりの基本計画（平成 24 年 7 月　仙台市建設局百年の杜推進部百年の杜推進課）

表 6.2.6-43(2/2)　仙台市みどりの基本計画の概要

基本理念	みんなで育む「百年の杜」
目標	●質に関する目標 目標 1 自然災害を防ぎ、被害を軽減する「みどりの質」を高める。 目標 2 生物多様性の保全や地球温暖化の緩和に寄与する「みどりの質」を高める。 目標 3 市民ニーズに対応し、快適な暮らしを支える「みどりの質」を高める。 目標 4 歴史や文化と調和し、仙台らしさを表す「みどりの質」を高める。 目標 5 市民が仙台のみどりを地域の誇りと感じ、様々な主体が連携して市民がみどりの活動を行う「みどりの活動環境の質」を高める。 ●量に関する目標 目標 1 市全域のみどりの総量の維持・向上を目指す（平成 21 年度市全域の緑被率 78.8%） 目標 2 都市計画区域の都市公園など（都市公園及びその他のオープンスペースとなる施設緑地）を市民一人当たり 20 ㎡とする（うち都市公園は市民一人当たり 17 ㎡）（平成 22 年度 都市公園など一人当たりの面積 15.8 ㎡、都市公園 12.8 ㎡） 目標 3 市街地のみどりの総量の維持・向上を目指す。（平成 21 年度 市街地の緑被率 29.8%） 市街化区域において担保性のある緑地を 250ha 増やす。（平成 22 年度 市街化区域における担保性のある緑地 約 2、200ha（重複無）） ●みどりの市民満足度調査による評価項目 身近なみどりが量と質ともに十分であると感じている市民の割合

資料：仙台市みどりの基本計画（平成 24 年 7 月　仙台市建設局百年の杜推進部百年の杜推進課）

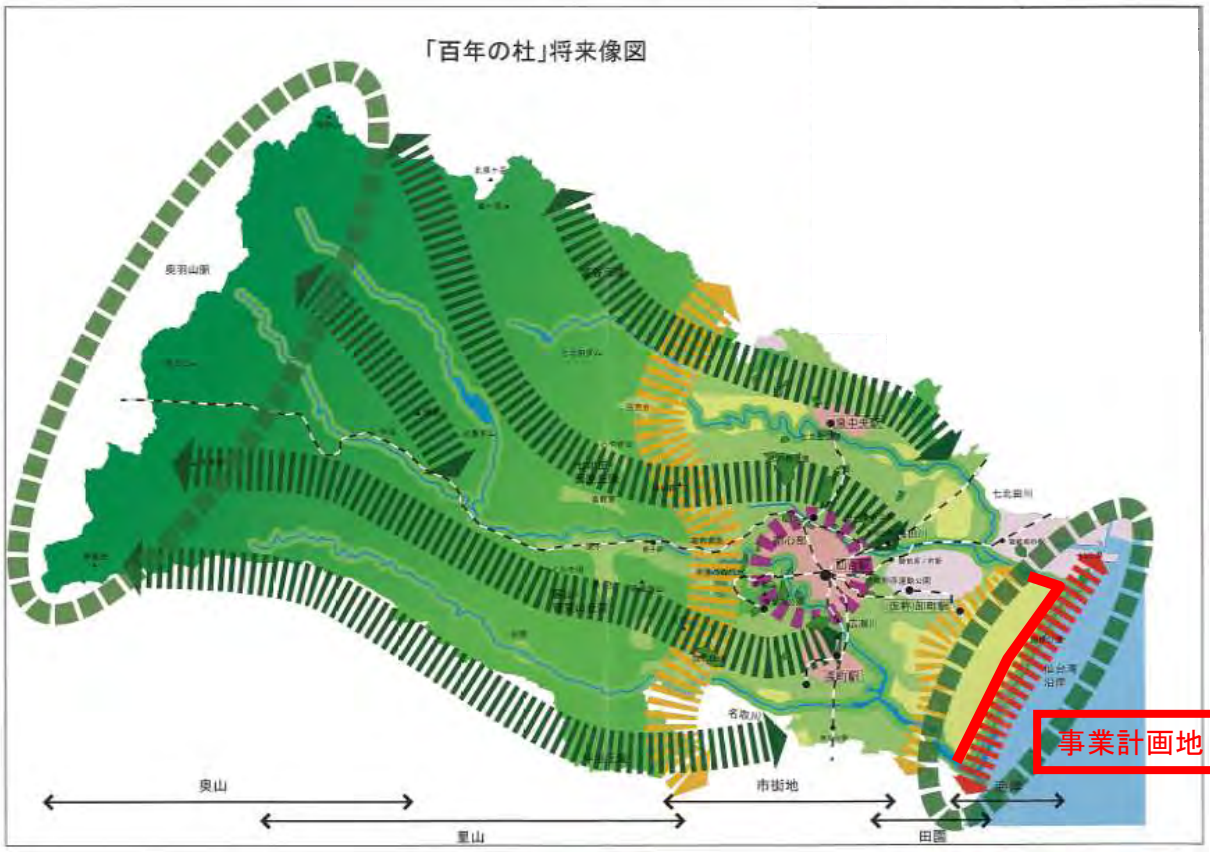

	凡　例	概　要
みどりの骨格	みどりの核	豊かな自然環境を有する奥羽山脈のみどりと仙台湾のみどり
	水が育むみどり軸	奥羽山脈から仙台湾をつなぐ水の軸
	山地・丘陵地のみどり	天然林や植林地、雑木林等の多様な自然環境を有する山地・丘陵地のみどり
	田園のみどり	農地や屋敷林（居久根）などの田園のみどり
みどりの市街地	みどりと共生する暮らし空間	豊かなみどりに包まれた潤いある生活空間
	みどり美しいまちなか空間	杜の都にふさわしいみどりによる魅力あふれるまちなか空間
	みどり豊かな産業活動空間	適切なみどりの配置による安らぎと賑わいの都市空間
	みどりの拠点	主な都市公園等（8ha以上）及び市街化区域内の保存緑地（4ha以上）
みどりのネットワーク	自然とまちをつなぐみどり	みどりの骨格とみどりの市街地をつなぎ、生物多様性を保全するみどりのネットワーク
	市街地を縁取るみどり	市街地を包み込み自然環境や自然景観を守るみどりのネットワーク
	歴史・文化のみどり	都心部を取り囲み、杜の都の風格を与えるみどりのネットワーク
	沿岸部の防災のみどり	自然災害から都市を守る海岸林や海岸公園などのみどり

※みどりのネットワークについては（東部の市街地を縁取るみどりを除く）津波災害や土砂災害などの自然災害を減災する防災のみどりとして位置付ける

資料：仙台市みどりの基本計画（平成 24 年 7 月　仙台市建設局百年の杜推進部百年の杜推進課）

図 6.2.6-16　みどりの将来像図

表 6.2.6-44　宮城野区のみどりのまちづくりの方向性

	概要	みどりのまちづくりの方向性
宮城野区	東部は太平洋に面し、蒲生干潟や海岸松林、歴史的資源である貞山運河などを有し、また七北田川の下流には農地が広がり、良好な田園景観を形成していたが、震災により大きな被害を受けている。北部には利府町・富谷町の樹林地と一体となった県民の森緑地環境保全地域があり、コナラ・アカマツの雑木林が分布している。 市街地には、日本の都市公園 100 選に選定されている榴岡公園や大規模な運動施設を有する宮城野原公園、ため池や周辺の樹林地などの自然環境を生かした与兵衛沼公園、大堤公園、鶴ケ谷中央公園などの公園が分布している。また仙台駅東口から宮城野原公園に至る宮城野通はケヤキ並木を中心としたにぎわいのある通りとなっている。 さらに、文化財がある（仮称）岩切緑地、高森山公園や善応寺、大拙庵などの社寺林のある保存緑地など、歴史的・文化的資源と調和するみどりが分布している。	・震災の被害を受けた蒲生干潟や海岸林、貞山運河などの自然資源を再生する。また七北田川などの河川や農地を保全・再生する。(仮称)岩切緑地や与兵衛沼公園については、豊かな自然環境を生かした整備を進める。 ・市街地に分布する樹林地については、特別緑地保全地区などの指定を検討する。 ・七北田川や貞山運河のサイクリングロードによる交通ネットワークの構築に合わせ、沿川にあるみどりを生かした魅力ある都市空間を創出する。 ・街区公園などの身近な公園については、市民ニーズに応じた整備・再整備を進めるとともに、適正な機能の維持・改善に努めるなど、誰もが安全に安心して利用できるような管理を行う。 ・街路樹については地域の実情に応じた適正な維持管理を進める。 ・都心部においては、公共施設や民有地の緑化を進める市街地のみどりの回廊づくり事業を進め、杜の都にふさわしいみどりあふれる都市景観を形成する。 ・高砂中央公園や近隣公園を整備することにより、仙台港背後地区の魅力を向上する。 ・鶴ケ谷中央公園は健康づくりの拠点として活用する。 ・保存緑地に指定されている社寺林や保存樹木に指定されている名木・古木などの歴史的景観と調和したみどりを保全する。また、津波により被災した屋敷林（居久根）の再生や集団移転先となる地域での屋敷林（居久根）の創出に努める。 ・被災を受けた都市公園の早期復旧に努めるとともに、災害時の一時的な避難場所ともなる身近な公園の整備や地域防災計画に指定されている広域避難場所、地域避難場所となる公園において防災機能の向上を図る。

資料：仙台市みどりの基本計画（平成 24 年 7 月　仙台市建設局百年の杜推進部百年の杜推進課）

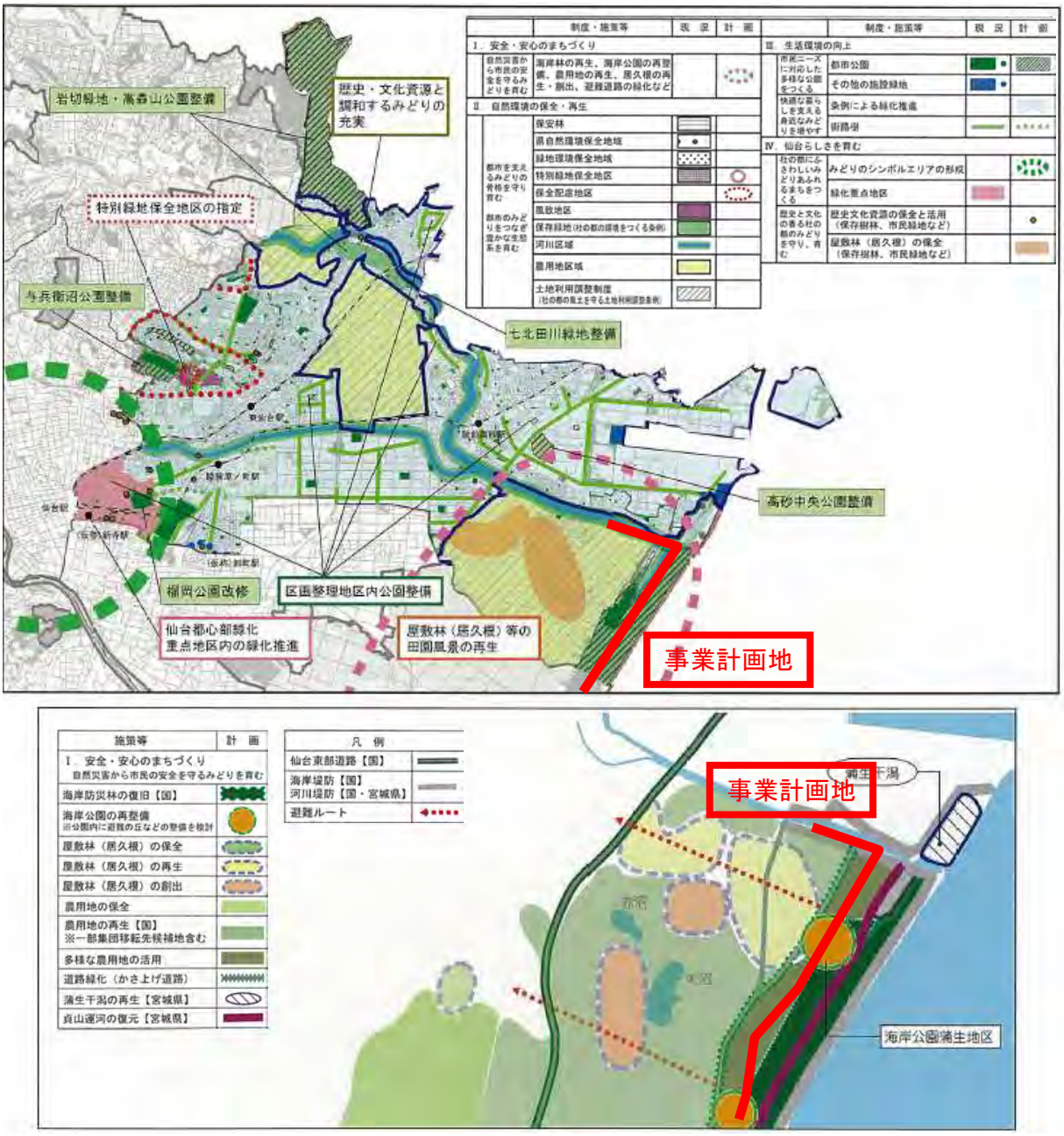

資料：仙台市みどりの基本計画（平成 24 年 7 月　仙台市建設局百年の杜推進部百年の杜推進課）

図 6.2.6-17　具体的施策図（宮城野区）

表 6.2.6-45　若林区のみどりのまちづくりの方向性

	概要	みどりのまちづくりの方向性
若林区	海浜地域の井土浦の干潟、海岸松林や広瀬川、大沼などのため池、歴史的遺産である貞山運河や六郷堀、七郷堀などの水辺景観が広がり、東部地区では、海岸公園、大沼水辺の広場、農業園芸センターなどの魅力的なレクリエーション施設が分布するとともに、田園地域には優良農地が広がり、仙台の田園景観を特徴づける居久根が分布していたが、震災によりいずれも大きな被害を受けている。 卸町通には緑量のあるケヤキ並木があり、グリーンベルトを形成している。 市街地には、陸奥国分寺跡や薬師堂などの歴史的資源が分布しており、周辺の樹林と一体となった歴史的景観を形成している。広瀬川沿いの宮沢緑地では、水に親しむことができ、数多くの市民イベントが開催されている。	・震災の被害を受けた海岸林、井土浦、農地、大沼などのため池、広瀬川などの河川について保全・再生を図る。また貞山運河や六郷堀、七郷堀などの歴史的資源を復元するとともに、その活用を図る。 ・街区公園などの身近な公園については、市民ニーズに応じた整備・再整備を進めるとともに、適正な機能の維持・改善に努めるなど、誰もが安全に安心して利用できるような管理を行う。 ・街路樹については、地域の実情に応じた適正な維持管理を進める。 ・卸町地区においては、市民緑地の活用や民有地の緑化などと合わせ、みどりあふれ魅力ある地区形成を行うため、公園やケヤキ並木を中心とした地区の緑化重点地区指定を検討する。 ・海岸公園は津波減災機能を持つ海岸防災林を再生するとともに、利用者の安全確保に配慮しながら、スポーツ・レクリエーション施設の再整備を進める。 ・歴史的資源である社寺林や屋敷林（居久根）を保全するとともに、みどりと調和した歴史的景観や田園景観を保全する。また、津波により被災した屋敷林（居久根）の再生や集団移転先となる地域での屋敷林（居久根）の創出に努める。 ・保存樹木として指定されている名木・古木の保存をするとともに、地域資源としての活用を図る。 ・被災を受けた都市公園の早期復旧に努めるとともに、災害時の一時的な避難場所ともなる身近な公園の整備や地域防災計画に指定されている広域避難場所、地域避難場所となる公園において防災機能の向上を図る。

資料：仙台市みどりの基本計画（平成 24 年 7 月　仙台市建設局百年の杜推進部百年の杜推進課）

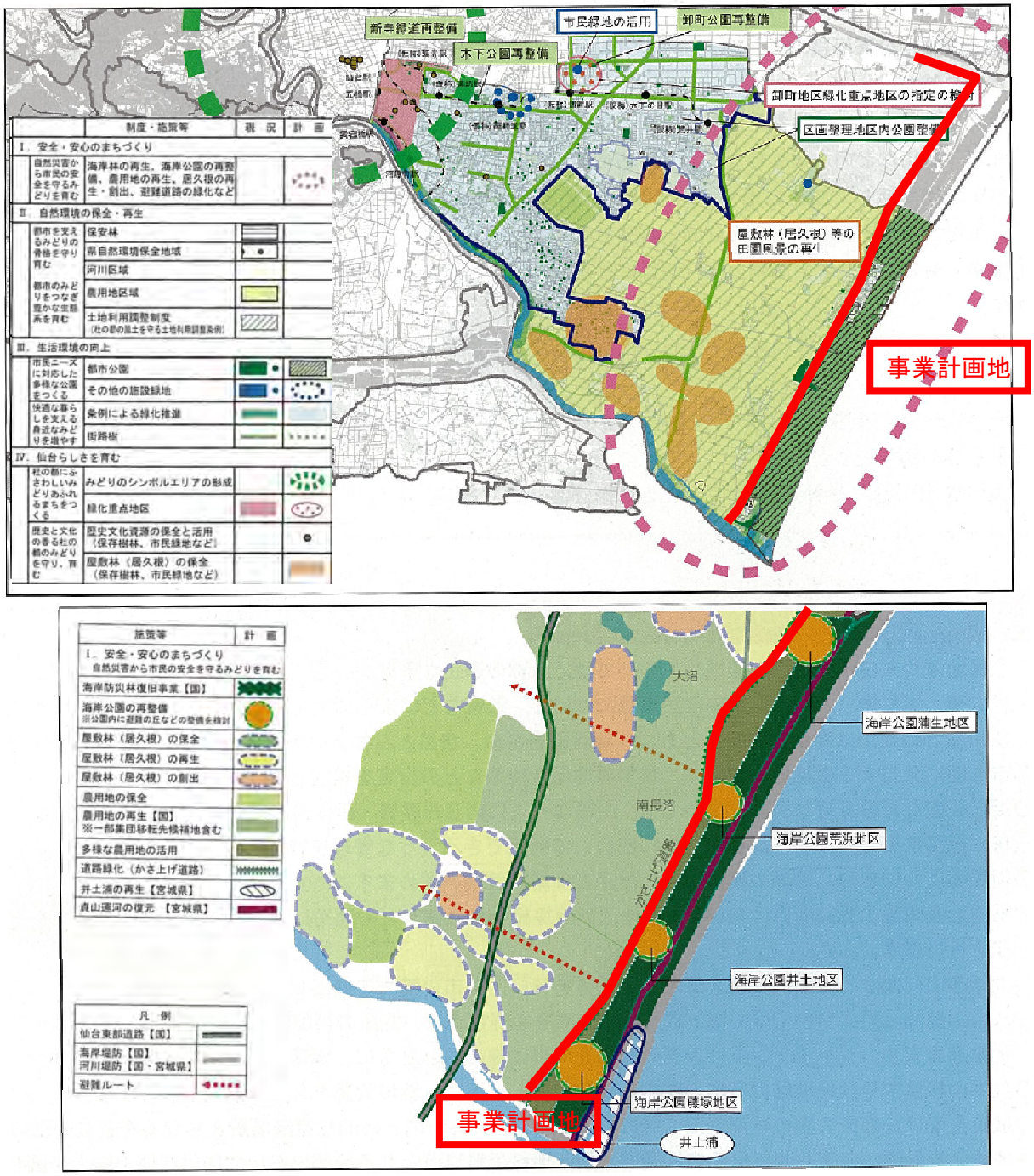

資料：仙台市みどりの基本計画（平成 24 年 7 月　仙台市建設局百年の杜推進部百年の杜推進課）

図 6.2.6-18　具体的施策図（若林区）

表 6.2.6-46　太白区のみどりのまちづくりの方向性

	概要	みどりのまちづくりの方向性
太白区	西部の秋保地域には自然豊かな森林が，太白山周辺地域には丘陵地や農地が分布している。また，名取川や広瀬川，笊川などの水辺景観が広がり，名取川右岸地域には優良農地が分布している。 市街地に隣接して旗立緑地や金剛沢緑地などの自然環境が豊かな緑地があり，散策路などが整備されている。また，市街地には大年寺山公園，縄文の森広場，地底の森ミュージアムなど，みどりと調和する歴史的遺構も数多く分布し，八木山動物公園，仙台市野草園などのレクリエーション施設もあり，都市の魅力を形成している。また，八木山地区では松並木や風致地区に指定されている樹林地などにより，みどりあふれる景観を形成している。その他，橋本農園，二ツ沢などの樹林地が保存緑地として指定されている。	・秋保地域や太白山周辺の丘陵地域については，森林の適正な管理を行うことにより，保全を図るとともに，秋保大滝，盤司岩，太白山などの自然資源について，散策などによる活用を図る。また，名取川や広瀬川，笊川などの河川は保全を図るとともに，利活用を進め，自然とふれあいを体験できる場として提供する。 ・市街地に分布する樹林地について，特別緑地保全地区などの指定を検討する。 ・街区公園などの身近な公園については，市民ニーズに応じた整備・再整備を進めるとともに，適正な機能の維持・改善に努めるなど，誰もが安全に安心して利用できるような管理を行う。 ・街路樹については，地域の実情に応じた適正な維持管理を進める。 ・あすと長町緑化重点地区においては，地区計画等緑化率条例などの運用により，みどりあふれ魅力ある地区形成を行う。 ・大年寺山公園は，歴史的資源を生かした整備を行い，都市の魅力を向上する。 ・八木山動物公園については，地下鉄東西線の開業を見据えて，施設の再配置，リニューアル及びバリアフリー化を進める。ジャイアントパンダの導入を円滑に進めるとともに、関連施設の再整備を図る。 ・八木山松並木や秋保地区の名木・古木を保存するとともに，地域資源としての活用を図る。 ・被災を受けた都市公園の早期復旧に努めるとともに，災害時の一時的な避難場所ともなる身近な公園の整備や地域防災計画に指定されている広域避難場所，地域避難場所となる公園において防災機能の向上を図る。

資料：仙台市みどりの基本計画（平成 24 年 7 月　仙台市建設局百年の杜推進部百年の杜推進課）

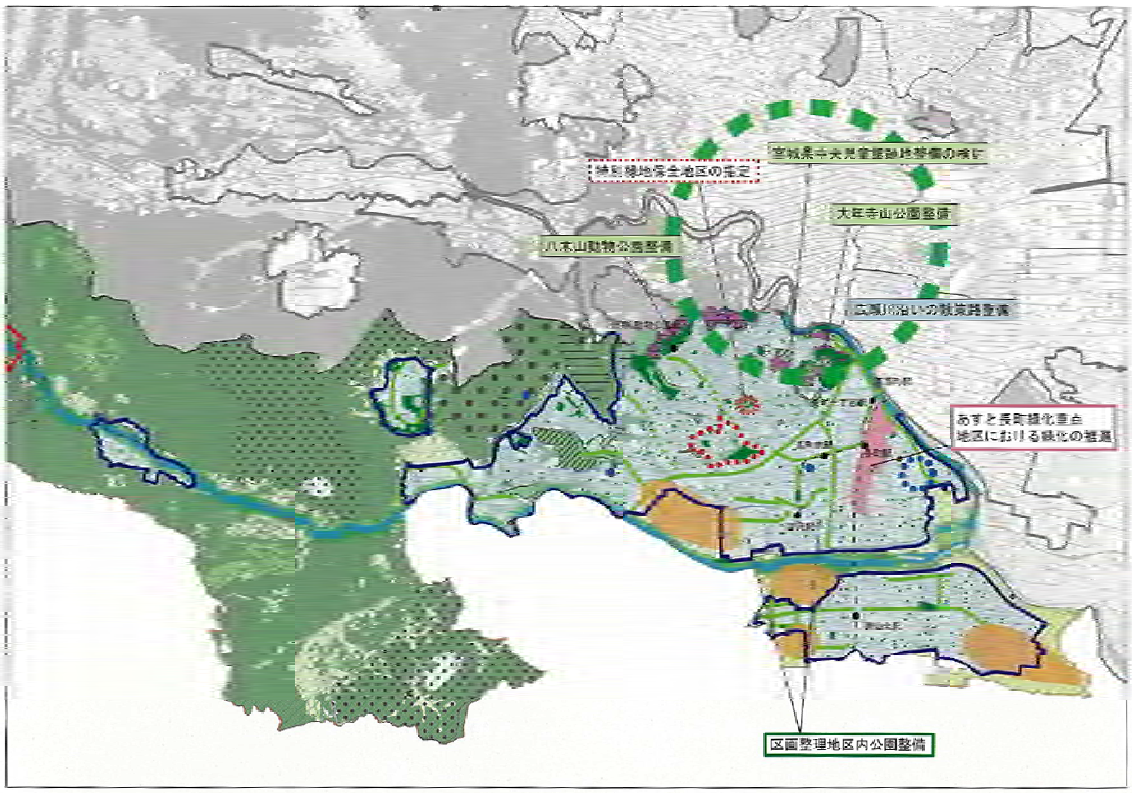

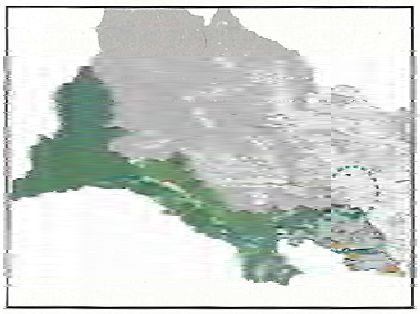

制度・施策等	現況	計画
Ⅱ. 自然環境の保全・再生		
都市を支えるみどりの骨格を守り育む / 都市のみどりをつなぎ豊かな生態系を育む		
国定公園・県立自然公園		
保安林		
県自然環境保全地域		
緑地環境保全地域		
特別緑地保全地区		
保全配慮地区		
風致地区		
保存緑地(杜の都の環境をつくる条例)		
河川区域		
環境保全区域(広瀬川の清流を守る条例)		
農用地区域		
土地利用調整制度(杜の都の風土を守る土地利用調整条例)		
市有林造林育林事業、民有林振興事業など		

制度・施策等	現況	計画
Ⅲ. 生活環境の向上		
市民ニーズに対応した多様な公園をつくる / 都市公園	●	
その他の施設緑地	●	
快適な暮らしを支える身近なみどりを増やす / 条例による緑化推進		
街路樹		
Ⅳ. 仙台らしさを育む		
杜の都にふさわしいみどりあふれるまちをつくる / みどりのシンボルエリアの形成		
緑化重点地区		
歴史と文化の香る杜の都のみどりを守り、育む / 歴史文化資源の保全と活用(保存樹林、市民緑地など)		
屋敷林(屋久根)の保全(保存樹林、市民緑地など)		

資料：仙台市みどりの基本計画（平成 24 年 7 月　仙台市建設局百年の杜推進部百年の杜推進課）

図 6.2.6-19　具体的施策図（太白区）

(7) 新・仙台市環境行動計画[改定版]（平成 22 年 3 月　仙台市）

新・仙台市環境行動計画は、仙台市環境行動指針に基づき、仙台市の環境への影響を管理する環境マネジメントシステムを確立し、適切かつ効果的に運用することにより、市の事務事業の実施による環境への負荷を低減することを目的として、平成 18 年 3 月に策定、平成 22 年 3 月に改定された。この計画は PDCA サイクルを運用し、市の事務事業にともなう環境負荷の低減にむけて継続的な改善を行う。対象とする項目については下表のとおりである。

表 6.2.6-47(1/2)　環境行動計画における管理項目

活動	特定理由	管理項目
エネルギー・燃料の使用	地球温暖化の原因となる人為的な温室効果ガスの排出を抑制するため。	「電力」「都市ガス」「プロパンガス」「灯油」「重油」「ガソリン」「軽油」「圧縮天然ガス（自動車用）」
資源の有効利用、廃棄物の減量とリサイクル推進	限りある資源の有効利用を図るとともに廃棄物の減量やリサイクルを推進するため。	「水道使用量」「紙類使用量（ＰＰＣ用紙及び外注印刷物）」「一般廃棄物排出量」「産業廃棄物排出量」「リサイクル率」「本市発注工事における建設副産物」
新エネルギー等の活用	地球温暖化や地域大気汚染の防止に有効な太陽光発電、天然ガスコージェネレーション等の新エネルギー等の導入及び低公害車等の導入を推進するため。	「新エネルギー等導入施設数」、「公用車に占める低公害車等の比率」
大気・水環境等の保全	事業の実施や災害等の緊急事態に伴う環境汚染を防止するとともに、事業者・消費者として規制を受ける環境関連の法令等の遵守を確実にするため。	「汚染物質の排出状況及び自主基準による管理」「ＰＣＢの適正管理」「フロン・ハロンの適正管理」「産業廃棄物の適正処理」「アスベストの飛散防止」「その他の法規制遵守」「緊急事態の対応」
グリーン購入の推進	環境負荷の低減に資する物品等を調達し、環境負荷の低減を図るとともに、資源循環の促進及び環境に配慮した物品やサービス等に係る開発や市場の形成を促すため。	「グリーン購入」

資料：新・仙台市環境行動計画[改定版]（平成 22 年 3 月　仙台市）

表 6.2.6-47(2/2)　環境行動計画における管理項目

活動	特定理由	管理項目
温室効果ガス排出量	システムの適切かつ効果的な運用を図る項目であるとともに、本計画が「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 20 条の 3 に規定する地方公共団体実行計画のうち市の事業者・消費者としての計画部分を含むものであるため。	「(1)で管理するエネルギー・燃料の使用に伴う二酸化炭素排出量」、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第 3 条に定める「一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量」「下水汚泥焼却に伴う温室効果ガス排出量」「下水処理に伴う温室効果ガス排出量」「麻酔（笑気ガス）の使用に伴う温室効果ガス排出量」

資料：新・仙台市環境行動計画[改定版]（平成 22 年 3 月　仙台市）

(8) 仙台市震災復興基本方針（平成 23 年 4 月　仙台市企画調整局企画調査課）

仙台市震災復興基本方針は、東日本大震災による被害からの復旧の基本的な方向性を示すものとして、平成 23 年 4 月に策定された。復興にあたっては、自然と調和する「杜の都」の環境先進性を生かし、生活やビジネスのスタイルも含めた新しい次元の防災・環境都市の再構築を目指すとしている。

表 6.2.6-48　復興にあたっての施策の方向

施策の方向	概要
1. 被災された方が安心できるトータルケアの推進	仙台を支える市民一人ひとりの安心の確保が最優先の課題であり、避難所生活者への多様なサービスの提供、世帯ごとの居住環境の早期確保、暮らしの安心や再建を支える対応による被災された方への総合的な支援に全力で取り組む。
2. 日常生活の安心を支える施設等の早期再開と生活サービスの安定供給	一日も早く平常の市民生活を送ることができるよう、暮らしの基盤であるライフラインや交通環境の早期回復、元気・憩い・安心の力となる市民利用施設や未来を担う子どもたちを育む学校の早期再開、安心できる十分な医療・福祉サービスの提供や燃料・食糧・日用品・生活サービスなどの安定的な供給をめざす。
3. 都市活力の源となる地域経済と地域生活基盤の復興再生	市民の暮らしの安心の基盤であり都市活力の源となる地域経済の復興再生に向け、 地域企業の経営再建、復興需要が地域経済を潤し雇用を生み出す取り組み、観光関連産業や商店街の支援を図る。また、東部地域の早期の復興再生に全力で取り組むとともに、丘陵地域の被災宅地や市街地の被災建築物の支援方策の検討を進める。
4. 仙台の再生と沿岸地域全体の復興を牽引する本格的な取り組みの推進	震災からの早期復興をめざして組織体制を強化し、希望を持って生活していただくための生活再建はもとより、安全・安心にも配慮した被災地の復興と再生に向け、復興計画の策定に速やかに着手するとともに、復興事業を推進するための予算の確保や、自治体の復興を支援する国への要望活動の推進に取り組む。

資料：仙台市震災復興基本方針（平成 23 年 4 月　仙台市企画調整局企画調査課）

このうち、東部地域については、甚大な被害を受けた当該地域は仙台市の食糧生産や工業・物流の拠点であり、がれき等の早期撤去、農業支援、東部地域の今後のまちづくりなど、早期の復興再生に全力で取り組み、また、丘陵地域の被災宅地の復興や市街地の被災建築物の修繕･建て替えの支援方策を検討するとしている。

表 6.2.6-49　地域の復興再生に向けた取り組みの内容

地域	取り組みの内容
東部地域	○震災からの復興に向け、がれき等の早期撤去に全力を注ぐ。撤去したがれきは仮置き場に運搬し、その処分や資源化を進める。 ○東部地域の排水機能を復旧するため、当面、仮設ポンプを設置し、浸水した農地の強制排水を実施するとともに、農地へ流入した海水による塩害対策を進める。 ○関係機関との連携により、被災農家への情報提供や農家の要望を把握するためのネットワークを早急に構築する。 ○農家の再建のため市独自の利子補給制度を実施するとともに、さらなる支援策を検討する。 ○津波等により甚大な被害を受けた東部地域の集落や住宅地については、市民生活の安心・安全を確保した上で再生を図る必要があることから、農地再整備・集落再生のあり方など、東部地域の今後のまちづくりについて、防災面を重視しつつ、地域との協働による取り組みを進める。
丘陵住宅地域・市街地	○広範囲にわたって被災した住宅地については、地質調査などにより現状を把握し、宅地の安全性を確保するための方策を検討する。 ○地震により重大な損傷を受けた建築物については、構造的な補強のための改修・修繕や建て替え等に関する支援方策を検討する。

資料：仙台市震災復興基本方針（平成 23 年 4 月　仙台市企画調整局企画調査課）

(9) 仙台市震災復興ビジョン（仙台市震災復興計画素案）（平成 23 年 5 月　仙台市震災復興本部震災復興室）

仙台市震災復興ビジョンは、東日本大震災からの復興に対する仙台市の考え方や方向性を示すものとして、平成 23 年 5 月に策定された。防災面に関しては「完全な防災」に限界があることを認め、自然の力を受け止めつつ自然と協調する知恵により都市を守る「減災」を基本とし、環境面に関しては都市防災やエネルギー利用などを見つめなおし、住まい方や経済活動のあり方、都市のあり方などについて、市民とともに、新しい視点による取り組みを進める、「新次元の防災・環境都市」を目指すとしている。

このビジョンの中の重点項目の一つとして、東部地域の住まい・生産の再構築が掲げられており、震災により未曾有の被害を受け、多くの人命・財産が失われた当該地域の復興に当たっては、住民の命を守ることを最優先にまちづくりと農業の再生を行い、人々の交流の拠点となる空間を創造するとしている。そのために、防災施設整備と土地利用の見直しを合わせた総合的な防災対策を図ることを基本に、浸水区域の推定を行う津波シミュレーションなどに基づき、市民協働で検討を進める。

表 6.2.6-50　東部地域の復興に関する基本的な考え方

項目	基本的な考え方
防災施設	東部地域における防災施設に関しては、単一の施設による完全な防災ではなく、複数の施設を複合的に組み合わせることによる減災を基本とする。 具体的には、海浜地域において、国・県と連携しながら、海岸・河川の堤防や海岸防災林などの防災施設、盛土構造とした公園緑地や幹線道路などの公共施設、高台などの避難施設などを、津波シミュレーションに基づいて効果的に機能を発揮するよう配置し、津波に対して高い防災機能を備えた施設整備を行う。
住まいの安全と土地利用	住民の皆様の命を守るためには、施設だけに頼った対策では不十分であり、今回の被害状況に応じた土地利用の見直しや、安全性を確保するための建築制限などもあわせて、総合的な防災対策を行う。
新たなまちづくり	東部地域のまちづくりは、総合的な防災対策によって高い防災機能を備えることを基本とする。 地下鉄東西線など環境にやさしい公共交通の利便性を生かすとともに、太陽光発電をはじめとする自然エネルギーの活用を支援することなどにより、自然環境と調和した先進的なまちづくりのモデルとなるよう整備を進める。 また、住まいの移転や再建に当たっては、コミュニティの維持に配慮しながら、防災集団移転促進事業や土地区画整理事業などの活用と、さらなる制度の拡充を国に求めるなど、できる限り住民の皆様の負担の少ない形で進める。
農業の再生	東部地域の農業再生に向けては、排水機能の早期回復を進め、除塩対策など早急な農地の復旧に取り組むとともに、営農の再開に対する支援を充実する。 また、幅広い有識者の知見を取り入れながら、東部地域を仙台の地域特性を踏まえたより生産性の高い農業地域として再生する。 そのため、農業生産の効率化を目指し大規模区画の再ほ場整備などの生産基盤整備や、共同化・法人化など、農業経営のあり方について検討する。 さらに、消費ニーズを的確に捉えた農業生産を推進するとともに、六次産業化や農商工連携などによる消費需要に応える商品開発や生産体制の構築などに取り組む。
人々が集い交流する空間の創造	東部地域の復興への歩みを、他の地域にお住まいの方々が共有し、東部の復興に関わっていくことができるよう、海浜地域の緑地での市民参加による植樹や、田園地域における市民参加型の農業の仕組みを検討する。 また、様々なレクリエーション施設やスポーツ施設を有していた海岸公園の再整備を行うとともに、居久根のような緑のある田園地帯の原風景や、貴重な歴史的資源でもある貞山運河、市民が海と触れ合う場である海水浴場などを再生し、東部地域に、震災からの復興を後世に継承し、訪れる人々が「命」の大切さを感じ、憩いと交流の拠点となる空間を創造する。
協働による復興	今後、東部地域の復興を考えるに当たっては、津波シミュレーションなどを用いた丁寧な説明に努め、地域の皆様のご意見を伺いながら、防災機能のあり方をはじめとする新たなまちづくりに取り組む。

資料：仙台市震災復興ビジョン（仙台市震災復興計画素案）（平成 23 年 5 月　仙台市震災復興本部震災復興室）

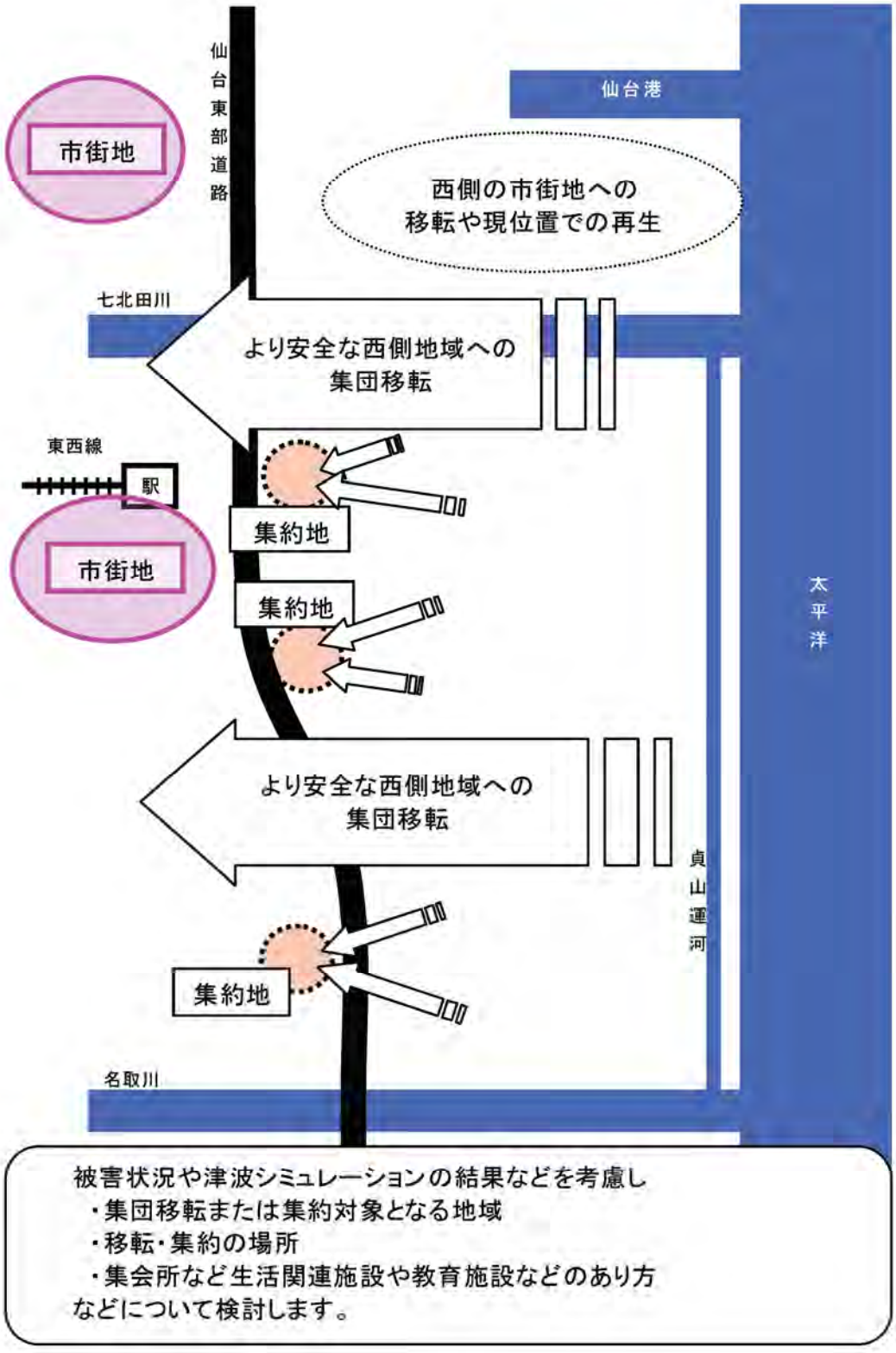

資料：仙台市震災復興ビジョン（仙台市震災復興計画素案）（平成 23 年 5 月　仙台市震災復興本部震災復興室）

図 6.2.6-20　東部地区の住まいに関する大まかなイメージ

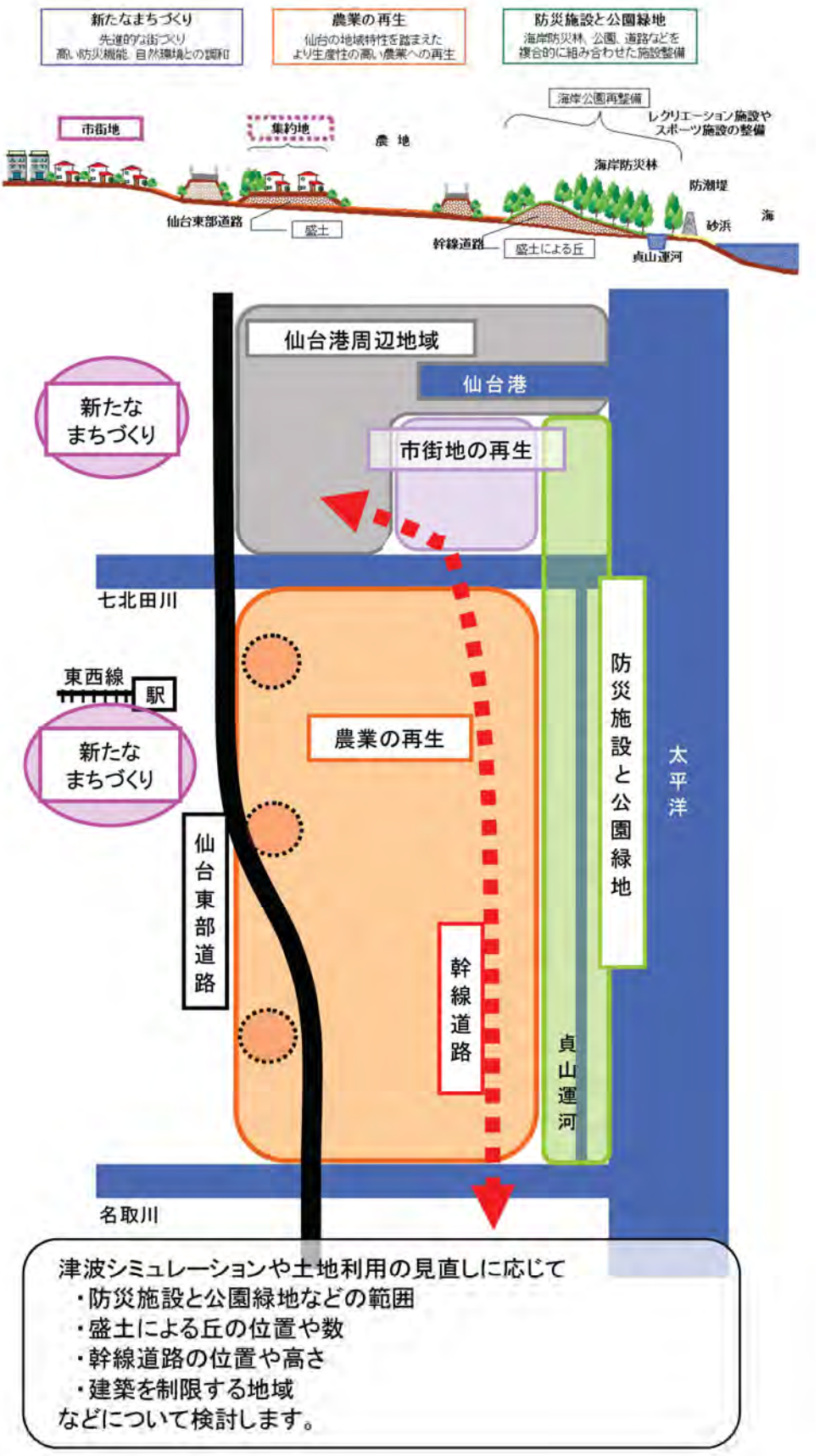

資料：仙台市震災復興ビジョン（仙台市震災復興計画素案）（平成 23 年 5 月　仙台市震災復興本部震災復興室）

図 6.2.6-21　東部地域の土地利用

(10) 仙台市震災復興計画（平成 23 年 11 月　仙台市震災復興本部震災復興室）

仙台市震災復興計画は、仙台市が市民とともに東日本大震災からの復旧・復興に向けて取り組むべき施策を体系的に定め、計画的に推進していくことにより、一日も早い復興を達成することを目的として、平成 23 年 11 月に策定された。震災復興計画は、仙台市基本計画を補完するものという位置づけであり、仙台市基本構想、仙台市基本計画とともに総合的に取り組む。

本計画においては、減災を基本とする多重防御の構築や、エネルギー対策など環境政策の新しい展開に向けた取り組みなどを総合的に推進しながら、「新次元の防災・環境都市」を掲げ、しなやかでより強靭な都市の構築に向けて、多様で幅広い市民力とともに、本市の復興を力強く推進することが、復興に当たっての基本理念とされている。

また、重点施策として「100 万人の復興プロジェクト」が掲げられている。本事業はその第 1 番目「津波から命を守る」津波防災・住まい再建プロジェクトの中の、「県道塩釜亘理線等をかさ上げ」「堤防機能の付加」により津波に対する減災対策として実施するものである。

表 6.2.6-51(1/2)　100 万人の復興プロジェクト

プロジェクト	概要
「津波から命を守る」津波防災・住まい再建プロジェクト	津波により甚大な被害を受けた東部地域の再生に向けて、適正に処理したがれき等も活用して県道塩釜亘理線等をかさ上げし、堤防機能の付加や海岸防災林の整備など､津波に対するさまざまな減災対策を講じる。津波被害の危険性が高い地域については、より安全な西側地域への移転を促進することなどにより安全な住まいの確保を図る。
「安全な住まいの土台をつくる」市街地宅地再建プロジェクト	地すべりや擁壁崩壊などの甚大な被害が発生した市街地の丘陵地区等の宅地について、宅地復旧関連事業等による復旧を推進します。 国の支援制度の対象とならない宅地については、早期再建を促進するため、復旧費用の一部助成など本市独自の支援制度を創設する。
「一人ひとりの暮らしを支える」生活復興プロジェクト	被災された方一人ひとりの暮らしの復興に向けて、関係機関と連携しながら、雇用・就労等の経済基盤確立や恒久的な住まいの確保など、総合的な生活再建支援を進める。 被災された方々が、安心して生活再建に取り組むことができるよう、心と身体の健康の確保に向け、一人ひとりの状況に合わせたきめ細かな支援を進める。
「力強く農業を再生する」農と食のフロンティアプロジェクト	農地のがれき撤去を早期に完了するとともに、農業用施設の復旧や農地の除塩など、営農再開に向けた取り組みを加速する。 東部地域を「農と食のフロンティア」として復興するため、農地の集約・高度利用や法人化などの農業経営の見直し、大学や研究機関、民間資本等との協力による市場競争力のある作物への転換や6次産業化の促進などの取り組みを支援する。

資料：仙台市震災復興計画（平成 23 年 11 月　仙台市震災復興本部震災復興室）

表 6.2.6-51(2/2)　100 万人の復興プロジェクト

プロジェクト	概要
「美しい海辺を復元する」海辺の交流再生プロジェクト	津波被害の軽減効果もある海岸防災林を整備し、美しい海浜景観を再生する。 多くの市民が海や自然と再び触れ合うことができる魅力的な交流ゾーンとして、本市の貴重な自然環境である蒲生干潟や井土浦等の東部海岸の再生について、国・県等の関係機関と連携して取り組む。
「教訓を未来に生かす」防災・仙台モデル構築プロジェクト	未曾有の災害を経験した都市として、その教訓を生かした取り組みを進め、防災に関する「仙台モデル」を構築するとともに、学都の知的資源との連携により防災に関する知を集積し、国内外へ発信する。 震災時の課題を踏まえた避難所の運営や機能の見直し、自助・共助を促進するための普及啓発活動や「地域防災リーダー」の育成、学校での新たな防災教育などに取り組む。
「持続的なエネルギー供給を可能にする」省エネ・新エネプロジェクト	新市街地形成が予定される地区において、民間資本との協働によりエコモデルタウン事業に取り組み、特定のエネルギーに過度に依存せず、かつエネルギー効率の高い都市を目指すとともに、非常時にも安心な都市づくりを進める。 多様なエネルギー源の確保を目指し、大規模太陽光発電事業等の誘致を促進するなど、次世代エネルギーの拠点づくりを進める。
「都市活力や暮らしの質を高める」仙台経済発展プロジェクト	復興過程で生まれる新たな需要や先駆的プロジェクトを推進力とし、地域企業の取引拡大と競争力の強化を図るとともに、成長性のある企業の立地を促進し、雇用の拡大に取り組む。
「都市の魅力と復興の姿を発信する」交流促進プロジェクト	さまざまな国際会議など、コンベンションの誘致により仙台・東北の復興を国内外に積極的に発信するとともに、大型観光キャンペーンを展開し、東北への交流人口の回復を力強く牽引する。 規制緩和や特例措置などの支援策を最大限に活用しながら民間活力を積極的に呼び込み、都市の魅力を高める施設等の誘致を目指す。
「震災の記憶を後世に伝える」震災メモリアルプロジェクト	アーカイブ機能を有するメモリアル施設を整備し、震災の脅威と復興への取り組みを後世に継承する。 市民との協働による仙台・東北の復興の姿を広く発信する仕組みづくりや、復興事業に学都の知的資源や民間のノウハウ・資金などを導入できる仕組みづくりを進める。

資料：仙台市震災復興計画（平成 23 年 11 月　仙台市震災復興本部震災復興室）

この「100 万人の復興プロジェクト」のうち、津波防災、農地再生及び海辺の交流再生プロジェクトにおいて、東部地域の復興について詳細が述べられている。

表 6.2.6-52(1/2)　「津波から命を守る」津波防災・住まい再建プロジェクト

プロジェクト		概要
県道かさ上げなどによる「津波減災」		・海岸・河川堤防に加え、県道塩釜亘理線等の道路のかさ上げにより堤防の機能を付加し、流失しにくい海岸防災林を復旧するなど、津波による被害を軽減する対策を講じる。 ・県道のかさ上げや丘などの整備に当たっては、適正に処理したがれきやたい積土砂の活用を図る。 ・仙台港および周辺部については、港湾の機能を維持しつつ、浸水や流出物による被害を抑えるための対策を、県等の関係機関と連携して講じる。
避難のための施設の確保		・津波から避難するための丘や建物等の避難施設や、車による避難にも配慮した道路の整備、仙台東部道路の緊急避難場所としての活用など、津波から逃げ、市民の命を守るための施設を、集落等の状況を勘案しながら複層的に確保する。
安全な住まいの確保	津波の浸水深と危険性との関係	・学術的な調査・研究によると、津波の浸水深が2mを超えると家屋が流失する割合が高くなるとされ、今回の震災に関する本市における調査でも同様の結果が出ていることを踏まえ、予測される浸水深が2mを超える地区を、津波による被害の危険性が高い地区とする。
	移転の対象となる地区	・さまざまな防災施設の整備を行ってもなお予測される津波の浸水深が2mを超え、被害の危険性が高い地区については、住宅の新築や増築などを禁止し、西側地域への移転を促進することにより、安全な住まいの確保を図る。 ・移転先としては、田子西地区、荒井東地区の土地区画整理事業地や荒井地区の土地区画整理事業計画地などのほか、仙台東部道路に近接する地域において盛土等により安全性を確保した造成地などを候補とし、移転する方々の意見を伺いながら選定する。 ・移転を進めるに当たっては、国の防災集団移転促進事業の活用を基本としつつ、本市独自の支援制度により移転にかかる負担のさらなる軽減を図る。 ・移転先でのまちづくりは、方向性などについて住民の意見を伺いながら、協働で取り組む。

資料：仙台市震災復興計画（平成 23 年 11 月　仙台市震災復興本部震災復興室）

表 6.2.6-52(2/2)　「津波から命を守る」津波防災・住まい再建プロジェクト

プロジェクト		概要
安全な住まいの確保	一定の建築制限を設ける地区	・地区の一部で予測される津波の浸水深が2mを超えるものの、地形や周辺の土地利用の状況などから、建物の流失等の被害が小さいと想定される地区では、住宅の新築や増築などは禁止しないが、安全性をより高めるために、一定の制限を設ける。 ・避難施設を検討するとともに、より安全な地域への移転や、現位置での防災性の向上に対する本市独自の支援制度を創設し、安全確保に向けた取り組みを進める。
	予測される浸水深が2m以下となる地区	・津波による浸水は予測されるものの、建物の流失等のおそれは低いことから、建築に関する制限は行わない。 ・避難施設を検討するとともに、より安全な地域への移転や、現位置での防災性の向上に対する本市独自の支援制度を創設し、安全確保に向けた取り組みを進める。 ・防災機能の向上やコミュニティの維持に配慮しながら、まちづくりを進める。
	復興公営住宅の整備	・平成25 年度からの入居に向け、本市による建設や民間住宅の買い取り等により復興公営住宅を整備し、被災された方々の恒久的な住まいの早急な確保を図る。

資料：仙台市震災復興計画（平成 23 年 11 月　仙台市震災復興本部震災復興室）

資料：仙台市震災復興計画（平成 23 年 11 月　仙台市震災復興本部震災復興室）

図 6.2.6-22　津波対策施設イメージ

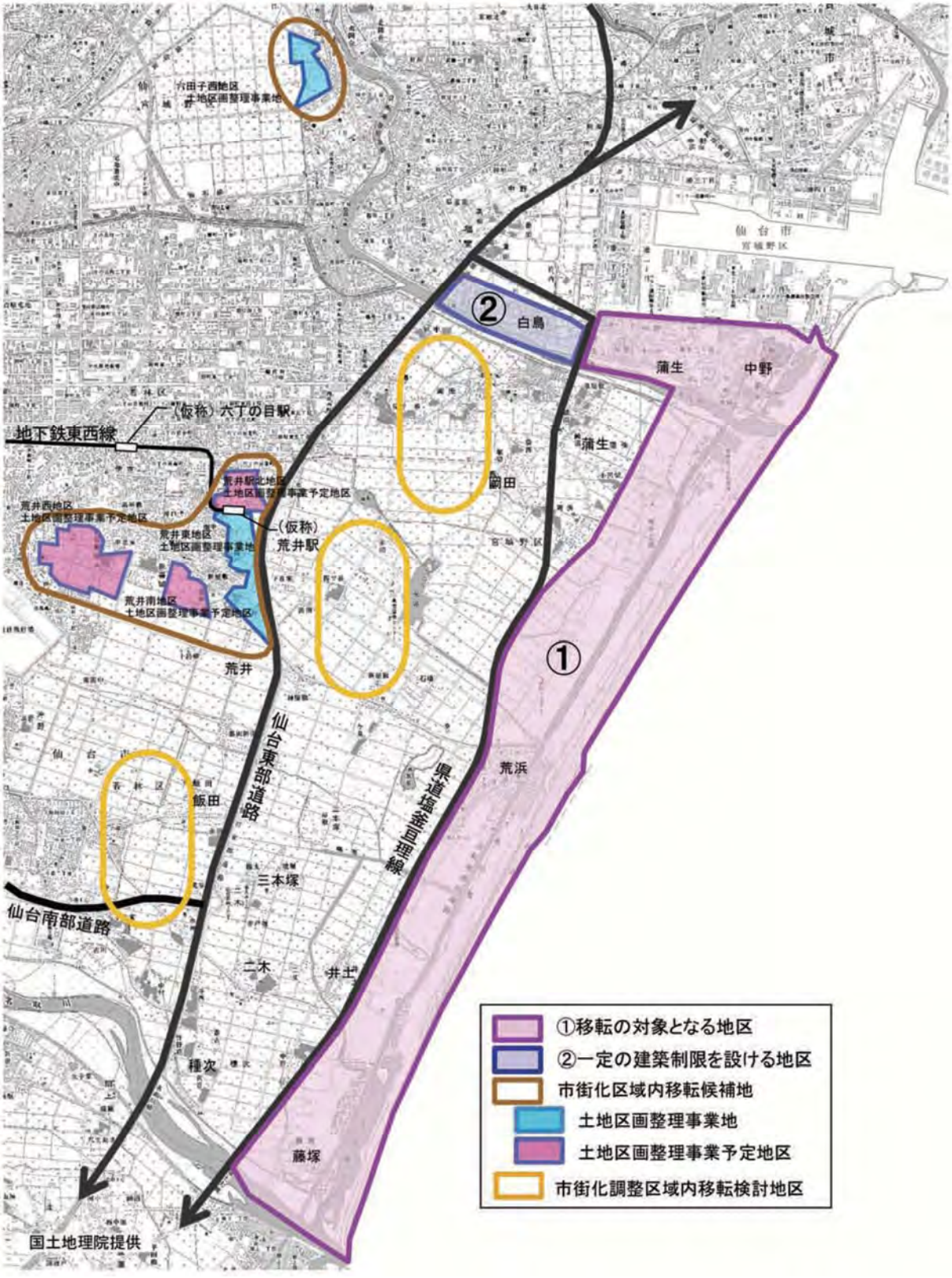

資料：仙台市震災復興計画（平成 23 年 11 月　仙台市震災復興本部震災復興室）

図 6.2.6-23　安全な住まいの確保

表 6.2.6-53　東部地域の土地利用

ゾーン	土地利用の方針
港地区復興特区ゾーン	・復興特区制度を積極的に活用して、港地区における被災企業の復旧支援や新たな成長産業の集積を促進する地域である。
農と食のフロンティアゾーン	・農地の集約・高度利用や法人化などの農業経営の見直し、市場競争力のある作物への転換や6次産業化などを促進する地域である。 ・「『力強く農業を再生する』農と食のフロンティアプロジェクト」を展開する。 ・農と食のフロンティアゾーンのうち、県道塩釜亘理線などかさ上げする道路より東のエリアについては、農業者の営農意欲の低下、地盤沈下、塩害等の懸念もあり、農業者の意向に配慮しながら、農業者の生活再建に資する農地利用の多様化を検討する。
海辺の交流再生ゾーン	・本市の貴重な自然環境である蒲生干潟や井土浦、海岸防災林と一体となった海岸公園などにより、多くの市民が海や自然と再び触れ合うことのできる魅力的な地域である。 ・「『美しい海辺を復元する』海辺の交流再生プロジェクト」を展開する。 ・避難のための丘や避難路、震災の記憶を継承するメモリアル施設などの設置も検討する。
集団移転後の跡地	・七北田川から北の地区では、港地区復興特区ゾーンの一部として、新たな土地利用を検討しながら、都市基盤の再整備を行う。 ・七北田川から南の地区では、農と食のフロンティアゾーンや海辺の交流再生ゾーンの一部として、新たな土地利用を検討しながら、農地とともに一体的に整理・再編を行う。

資料：仙台市震災復興計画（平成 23 年 11 月　仙台市震災復興本部震災復興室）

資料：仙台市震災復興計画（平成 23 年 11 月　仙台市震災復興本部震災復興室）

図 6.2.6-24　東部地域の土地利用イメージ

表 6.2.6-54　「力強く農業を再生する」農と食のフロンティアプロジェクト

プロジェクト	概要
農と食のフロンティアの構築	・東部地域を、農業が成長力のある産業に生まれ変わる拠点として位置づけ、農業の担い手が将来に夢を持って安全・安心な「新しい食」のあり方を提案していく「農と食のフロンティア」を構築する。
農地の復旧と再生	・農地のがれき撤去について、早期の完了を目指して進めるほか、用排水路や排水機場の復旧、農地の除塩対策などを進める。
農業者の経営基盤強化支援	・大規模土地利用型農業や土地集約型農業など、多様な担い手の育成と多様な農産物の生産体制の構築を支援する。 ・需要に合致した生産設備や農業生産技術の調達と更新、安定した経営基盤の確立に向け、大規模ほ場整備など、生産基盤強化に取り組む。 ・意欲のある生産者が持続的かつ発展的に農業経営できるよう、農業法人化や民間資本との提携などを支援する。
都市近郊農業の展開	・都市近郊の農地を、憩いを求め、自然に触れたいと希望する市民との接点と位置づけ、優れた生産技術を有する農業者による家庭菜園等の技術指導や観光の視点を取り入れた農園など、サービス産業としての農業のあり方を検討するとともに、その実現や参入に向けた支援に努める。
6次産業化の促進	・マーケティングの視点を強化した高付加価値な農産物の生産に加え、農業者自身による食品加工、流通、販売への参入を支援するなど、農業の高付加価値化や高度化を促進する。

資料：仙台市震災復興計画（平成 23 年 11 月　仙台市震災復興本部震災復興室）

表 6.2.6-55　「美しい海辺を復元する」海辺の交流再生プロジェクト

プロジェクト	概要
海岸防災林・蒲生干潟等の再生	・飛砂、風害等の防備機能に加え、流失しにくく、津波被害の軽減効果を持つ海岸防災林を、海浜の景観や環境に配慮して再生する。 ・蒲生干潟や井土浦など、今回の津波で大きな損傷を受けた本市の貴重な自然環境の再生については、その手法を検討しながら取り組む。 ・歴史的資源である貞山運河の復元や、居久根などの田園風景の再生に取り組む。
スポーツ・レクリエーション施設の再整備	・海岸公園については、防災の視点や自然環境に配慮しながら、野球場、サッカー場、馬術競技場などのスポーツ施設や、冒険広場などのレクリエーション施設、サイクリングロードなどの再整備により、市民の健康づくりや多様な交流を創出する。
海岸を訪れる市民の安全確保	・海岸部の多くの市民が集まる施設については、避難路や避難施設などによる十分な安全対策を講じる。

資料：仙台市震災復興計画（平成 23 年 11 月　仙台市震災復興本部震災復興室）

(11) 仙台市復興整備計画（平成 24 年 7 月　仙台市・宮城県）

仙台市復興整備計画は、復興に係る具体的な事業計画として平成 24 年 7 月に策定された。復興整備計画における目標は、防災基盤整備、住居確保、営農再開など、以下に示す 8 点である。

表 6.2.6-56　仙台市復興整備事業における目標

①東部地域の再生に向けて，国と連携しながら，海岸堤防や河川堤防の整備（1 次防御），県道塩釜亘理線や市道のかさ上げ（2 次防御）など，津波に対する様々な減災対策を講じ，想定される最大クラスの津波に対しても「命を守る」基盤の整備を進める。
②今後想定される津波に対し，被災された方々の負担軽減を図りながら，より安全な西側地域への移転や防災性の向上と合わせた現地再建などを促進し,安全な住まいの確保を図る。
③農地や関連施設にかかる各種復旧支援により，迅速な営農再開に努める。
④東部地域において，農業生産基盤の再生や強化，マーケティングの視点を強化した高付加価値化や食品加工，流通，販売等の異業種間の連携などを促進し，「農と食のフロンティア」としての復興を図る。
⑤海岸部の貴重な自然環境・歴史的資源の再生に向け，国との連携により美しい海辺の再生を図る。
⑥海岸公園の再整備により，市民の健康づくりや多様な交流を創出するとともに，海岸部における避難道路や避難施設等による安全確保を図る。
⑦震災の記録と記憶を後世へ継承するため，記録の集積およびメモリアル施設の整備などを進める。
⑧復興特区制度の活用や企業誘致などにより，新産業の創出と集積，雇用の拡大を図る。

資料：仙台市震災復興整備計画（平成 24 年 7 月　仙台市・宮城県）

復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向としては、以下の 4 点があげられている。

表 6.2.6-57　仙台市復興整備事業における土地利用の基本的方向

仙台東部道路より東側の地区を中心に，農地の集約・高度利用や法人化などの農業経営の見直し，市場競争力のある作物への転換や6次産業化などを推進する「農と食のフロンティアゾーン」とする。また，かさ上げする県道塩釜亘理線及び市道より東側のエリアについては，農業者の意向に配慮しながら，農業者の生活再建に資する農地利用の多様化を検討する。
蒲生干潟や井土浦，海岸防災林と一体となった海岸公園は，市民が海や自然と再び触れ合うことのできる「海辺の交流再生ゾーン」とし，避難のための丘や避難路，メモリアル施設などの整備を検討する。
仙台港周辺地区については，被災企業の復旧支援や新たな成長産業の集積を促進する「港地区復興特区ゾーン」とする。
集団移転先は，移転希望者の意向を確認しながら土地区画整理事業地内や市街化調整区域内に用地を確保し，移転後の跡地については，七北田川から北側の地区では，港地区復興特区ゾーンの一部として，新たな成長産業の集積などの土地利用を検討しながら，都市基盤の再整備を行い，七北田川から南側の地区では，農と食のフロンティアゾーンや海辺の交流再生ゾーンの一部として，メモリアル施設や避難の丘の整備など，新たな土地利用を検討しながら，農地とともに一体的に整備・再編を行う。

資料：仙台市震災復興整備計画（平成24年7月　仙台市・宮城県）

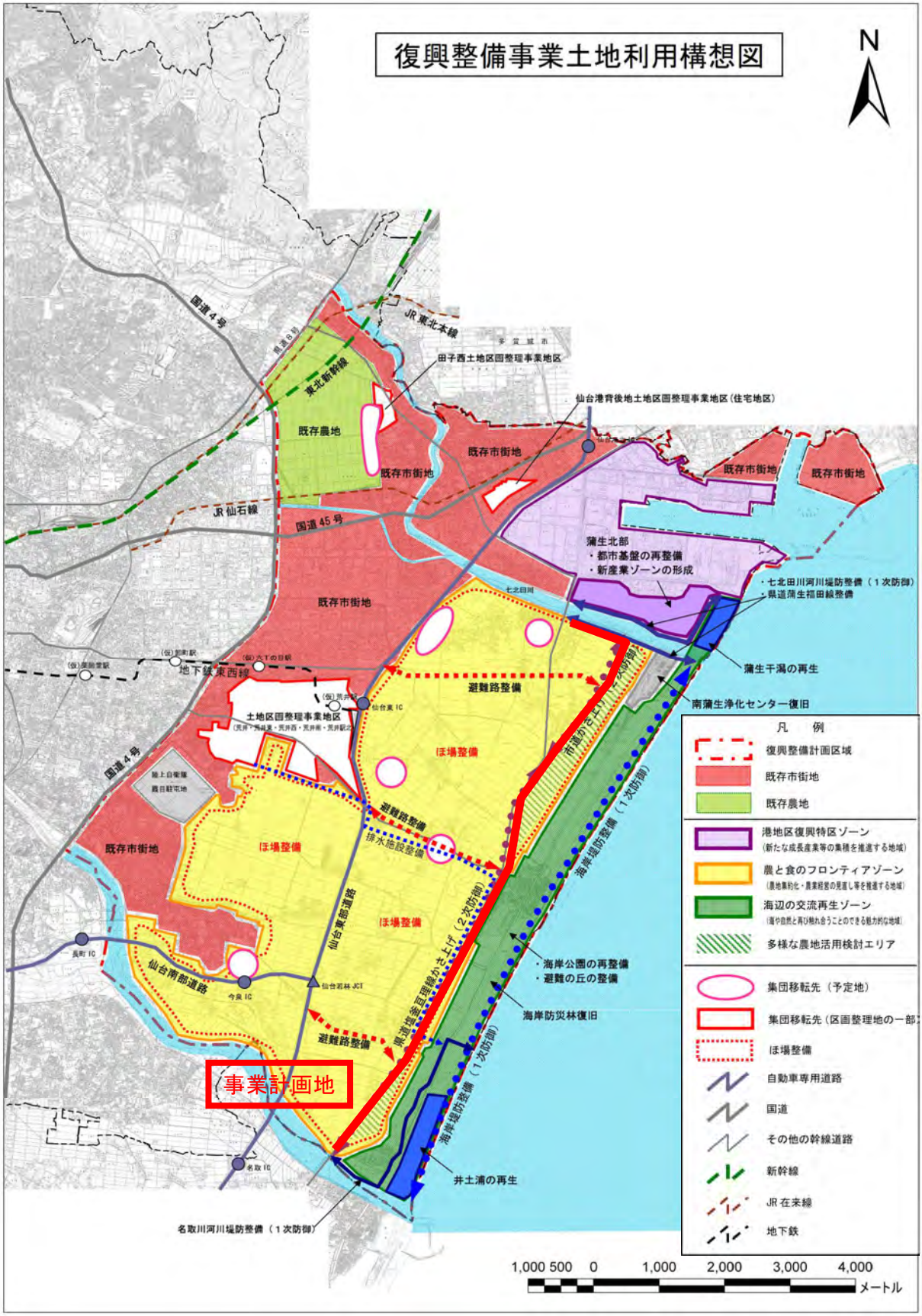

資料：仙台市震災復興整備計画（平成 24 年 7 月　仙台市・宮城県）

図 6.2.6-25　仙台市復興整備事業土地利用構想図

(12) 仙台市実施計画（平成 24 年 4 月　仙台市）

仙台市実施計画は、「仙台市基本構想」に掲げる都市像の実現に向けた長期計画である「仙台市基本計画（平成 23 年度～平成 32 年度）」に加え、東日本大震災からの復旧・復興に向け策定した「仙台市震災復興計画（平成 23 年度～平成 27 年度）」を上位計画とし、両計画に掲げる目標や施策の方向について総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものであり、平成 24 年度から平成 27 年度までの 4 年間に取り組む施策を明らかにするものである。

表 6.2.6-58（1/2）　100 万人の復興プロジェクト

プロジェクトの概要		具体的な事業
「津波から命を守る」津波防災・住まい再建プロジェクト	甚大な津波被害を受けた東部地域の再生に向け、多重防御の考え方に基づき、津波に対する様々な減災対策を講じるとともに、より安全な西側地域への移転促進などにより安全な住まいを確保する。	1. 東部復興道路整備事業 2. 津波避難道路整備事業 3. 津波避難施設整備事業 4. 津波等避難支援事業 5. 移転対象地区における住まいの移転促進事業 6. 移転対象地区における住まいの安全確保支援事業 7. 津波被災地域まちづくり支援事業 8. 震災復興関連組合土地区画整理事業 9. 復興公営住宅整備事業
「安全な住まいの土台をつくる」市街地宅地再建プロジェクト	甚大な被害が発生した市街地の丘陵地区等の宅地について、国の支援制度に基づく公共事業による復旧を行うほか、公共事業の対象とならない被災宅地については、本市独自の支援により早期再建を促進する。	1. 被災宅地復旧事業 2. 被災宅地復旧支援事業 3. 宅地造成履歴等情報提供事業
「一人ひとりの暮らしを支える」生活復興プロジェクト	被災された方々の暮らしの復興に向けた経済基盤の確立や恒久的な住まいの確保、心身の健康づくりなどに重点を置いた総合的な生活再建支援を進める。	1. 被災者生活再建支援事業 2. 雇用対策事業 3. 復興公営住宅整備事業 4. 市民健康づくり推進事業 5. 震災に伴う子どもの心のケア事業 6. 東部地域包括ケアシステム推進事業 7. 被災者への情報提供事業
「力強く農業を再生する」農と食のフロンティアプロジェクト	農地や農業用施設など営農再開に向けた取り組みを加速するとともに、東部地域の「農と食のフロンティア」としての復興に向けたさまざまな取り組みを進める。	1. 津波被災地域農業基盤再生事業 2. 被災農業者経営支援事業 3. 農商工連携推進事業 4. 農と食のフロンティア創造推進事業
「美しい海辺を復元する」海辺の交流再生プロジェクト	居久根や海岸防災林の整備などにより美しい海辺景観を再生するほか、多くの市民が海や自然と触れ合う魅力的な交流ゾーンとして、東部地域の再生を図る。	1. 海岸公園整備事業 2. 市民協働による復興記念植樹事業 3. 居久根の再生事業 4. 津波避難道路整備事業 5. 津波避難施設整備事業 6. 津波等避難支援事業

資料：仙台市実施計画（平成 24 年 4 月　仙台市）

表 6.2.6-58（2/2）　100 万人の復興プロジェクト

プロジェクトの概要		具体的な事業
「教訓を未来に生かす」防災・仙台モデル構築プロジェクト	避難機能の見直し、普及啓発や防災教育をはじめとした「防災人」づくりなどを進め、震災の教訓を生かした防災に関する「仙台モデル」を構築するとともに、国内外へ発信する。	1. 仙台市地域防災計画の見直し 2. 避難所等への防災対応型太陽光発電システム整備事業 3. 災害用資材・備蓄等強化事業 4. 災害対策本部等情報連絡体制強化事業
「持続的なエネルギー供給を可能にする」省エネ・新エネプロジェクト	次世代エネルギーの研究・開発拠点づくりを進めるなど、特定のエネルギーに依存しないエネルギー効率の高い都市を目指す。	1. エコモデルタウンプロジェクト推進事業 2. 次世代エネルギー産業創出促進事業
「都市活力や暮らしの質を高める」仙台経済発展プロジェクト	復興需要や先駆的プロジェクトを推進力としながら地域企業の競争力強化を図るとともに、本市の持つ特性を生かしつつ成長性の高い企業の立地を促進し、雇用の拡大に取り組む。	1. 東北復興交流パーク事業 2. 東北復興創業スクエア事業 3. 地域企業ビジネスマッチングセンター事業 4. 震災復興販路拡大支援事業 5. ものづくり関連産業復旧･復興支援事業 6. 商店街震災復興対策事業
「都市の魅力と復興の姿を発信する」交流促進プロジェクト	国際会議等、さまざまなコンベンションの誘致により、仙台・東北の復興を国内外に積極的に発信するとともに、新たな観光資源の創出や大型観光キャンペーンの展開により、東北への交流人口の回復を力強く牽引する。	1. コンベンション誘致事業 2. 復興誘客推進事業 3. 観光プロモーション推進事業 4. 広域観光連携推進事業 5. 海外プロモーション事業 6. 地下鉄東西線（仮称）国際センター駅周辺整備事業 7. ジャイアントパンダ導入事業
「震災の記憶を後世に伝える」震災メモリアルプロジェクト	震災による被災状況や復旧・復興の過程を記録・保存し市民等へ提供するとともに、震災復興にかかるメモリアル施設を整備するなど、震災の脅威と復興への取り組みを後世に継承する。	1. 震災・復興資料等アーカイブ事業 2. 震災メモリアル･市民協働プロジェクト事業 3. 震災復興メモリアル施設整備事業

資料：仙台市実施計画（平成 24 年 4 月　仙台市）

表 6.2.6-59（1/2）　都市像の実現を牽引する重点施策

プロジェクトの概要		具体的な事業
学びを多彩な活力につなげる都市づくり	「未来を育み創造する学びの都」を実現するため、学びを楽しむ「ミュージアム都市」づくりや学都・仙台の資源を多面的に生かすまちづくりを推進するとともに、未来を担う子どもたちや若者の学びを支え社会に羽ばたく力を育む取り組みを進め、都市の活力につなげる。	1. 創造都市推進事業 2. ミュージアム連携事業 3. 学都推進事業 4. 確かな学力育成事業 5. 学校教育施設整備事業 6. 中学校区・学びの連携モデル事業 7. 学校支援地域本部事業

表 6.2.6-59（2/2）　都市像の実現を牽引する重点施策

プロジェクトの概要		具体的な事業
地域で支えあう心豊かな社会づくり	「支えあう健やかな共生の都」を実現するため、共に生き、健康で、安全・安心な地域と暮らしの環境整備を推進するとともに、高齢者や障害者の福祉、子育て支援、災害への対応などのさまざまな課題に対して、地域のつながりを生かしながら多層的に対応できる仕組みづくりを進め、誰もが心豊かに暮らすことができる社会をつくる。	1. 男女共同参画の総合的推進事業 2. 市民健康づくり推進事業 3. 市立病院移転新築事業 4. 介護サービス基盤整備促進事業 5. 総合的な介護予防推進事業 6. 障害者施設整備事業 7. 地域リハビリテーション推進施設整備事業 8. 児童館整備事業 9. 放課後子どもプラン推進事業 10. 市立幼稚園の保育機能拡充支援事業 11. 保育基盤整備推進事業 12. 多様な保育サービスの充実 13. 緊急輸送道路防災対策費 14. 下水道地震対策事業 15. 下水道浸水対策事業 16. 水道施設災害対策事業 17. 都市ガス防災対策事業
自然と調和した持続可能な都市づくり	「自然と調和した持続可能な潤いの都」を実現するため、低炭素・資源循環都市づくりや、「杜の都」にふさわしい緑豊かで美しい都市づくりを進めるとともに、機能集約型の都市構造と誰もが利用しやすい総合交通ネットワークを整え、暮らしの質や都市の活力を高めながら持続可能な都市づくりを進める。	1. 低炭素都市づくり推進事業 2. ごみ減量・リサイクル推進事業 3. 市街地のみどりの回廊づくり事業 4. 都市緑化推進事業 5. 仙台駅周辺地区交通結節機能強化事業 6. 青葉通再整備事業 7. あすと長町整備事業 8. 東西線沿線まちづくり推進事業 9. 地下鉄東西線建設事業 10. バス事業活性化支援事業 11. 東西線関連道路整備事業
人をひきつけ躍動する仙台の魅力と活力づくり	「東北を支え広く交流する活力の都」を実現するため、地域産業の振興や交流人口の拡大、本市の資源を生かした都市型産業の育成などに取り組むとともに、地下鉄東西線により新たに生まれる都市軸を最大限活用するための戦略的な機能の集積や活性化を図り、東北の持続的な成長を支える仙台の都市全体の魅力・活力づくりを進める。	1. 中心部商店街活性化促進事業 2. 農商工連携推進事業 3. 観光プロモーション推進事業 4. 広域観光連携推進事業 5. 海外プロモーション事業 6. 産業立地促進事業 7. 産学連携促進事業 8. 東西線沿線まちづくり推進事業 9. 青葉山公園整備事業 10. 地下鉄東西線（仮称）国際センター駅周辺整備事業 11. 仙台駅周辺地区交通結節機能強化推進事業

資料：仙台市実施計画（平成 24 年 4 月　仙台市）

表 6.2.6-60　迅速な復興及び都市像の実現に向けた経営方針

経営方針		具体的な事業
多様な主体との協働による復興と将来に向けたまちづくりの推進	仙台が震災から早期の復興を果たすとともに、従前にも増して魅力と活力に溢れる都市としての再生を図っていくためには、行政による取り組みのみならず、市民、企業、大学、NPO 等多様な主体が相互に連携しながら、知恵と力を結集していく体制の構築が必要である。 多様な主体による新しい協働の仕組みづくりを推進していくことで、復興に向けた歩みを加速させるとともに、仙台の強みである学都の知的資源や民間のノウハウ・資金などを効果的に導入し、本計画に掲げる取り組みを着実に推進する。	1. 多様な市民活動推進事業 2. まちづくり支援専門家派遣事業 3. 新しい市民協働の仕組みづくり事業 4. 区民協働まちづくり事業 5. 市民センターによる地域づくり支援事業 6. 市民センター整備事業 7. コミュニティ・センター整備事業 8. 地域連携・協働拠点としての区役所の機能強化
持続可能な行財政基盤の確立	今後、復興事業を中心に膨大な財政事業が発生するが、実施計画を着実に推進し、早期の復興と都市の持続的発展に向けた取り組みを両立させていくためには、中長期的な財政見通しを踏まえながら、持続可能な財政基盤を確立していくことが不可欠である。 復興財源の確保などに向けて、引き続き国に対する働きかけなどに努めていくとともに、施策の重点化、組織の見直し、公共施設の経営改革など、行財政改革の取り組みを徹底する。	－

資料：仙台市実施計画（平成 24 年 4 月　仙台市）

(13) 名取市環境基本計画（平成 15 年 3 月　名取市）

名取市環境基本計画は、平成 11 年 3 月に制定された名取市環境基本条例の目的である「現在と将来の市民の健康で文化的な生活の確保」を実現するために、平成 15 年に策定された。

計画の基本理念は、「人と自然が共生できる市土の構築と将来世代への継承」「環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な市土の構築」「すべての事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減からの地球環境の保全」となっている。

基本目標と具体的施策は表 6.2.6-34 に示すとおりとなっている。

また、これらの施策に加えて、5 つのリーディングプロジェクトとして「生活環境の創造へのチャレンジ」「自然環境の創造へのチャレンジ」「自然環境の保全へのチャレンジ」「生活環境の保全へのチャレンジ」「地球環境の保全と創造へのチャレンジ」が挙げられている。

表 6.2.6-61(1/2)　名取市環境基本計画における基本目標と施策

基本目標	目標値	施策
多様な自然の保全と創造	緑水率：38%以上	・環境保全地域の森林の保護 ・森林の無秩序な開発の防止 ・森林の適正管理 ・多自然型川づくり ・維持流量の確保 ・ビオトープゾーンの形成 ・「蛍の里」の復元 ・親水公園の整備 ・ため池の整備 ・いぐねと鎮守の森の保全 ・「名取の巨木」の選定 ・公園の整備と街中でのスペースの確保 ・街路樹のあるシンボルロードの整備 ・緑地率の高い都市の誘導
動植物の保護	希少な動植物の種数：現況と同数またはそれ以上	・動植物のモニタリング調査の実施 ・自然観察会の継続と充実 ・身近で自然とふれあえる場のマップづくり ・自然保護団体との情報交換 ・特徴のある森づくり ・市民によるふれあいの場づくり ・希少な動植物の保護 ・自然保護パトロールの充実 ・用排水路の生息環境の保全 ・環境保全型農業の促進 ・外来種の移入の防止
街の潤いの創造	花いっぱい運動：100%の地区で実施	・花いっぱい運動の展開 ・住宅地での緑化の促進 ・事業所での緑化の促進
水質汚濁の防止	増田川中流の BOD：2.0mg/L	・水質モニタリングの強化 ・水生生物の観察 ・公共下水道、農業集落排水の整備等 ・汚れた水を流さない運動の展開
交通による公害の防止	国道 4 号の二酸化窒素濃度：0.032ppm 以下	・緩衝帯の確保による影響の緩和 ・道路構造対策等の促進 ・渋滞の緩和活動の促進 ・航空機騒音対策の促進 ・新幹線騒音対策の促進

表 6.2.6-61(2/2)　名取市環境基本計画における基本目標と施策

基本目標	目標値	施策
生活型の公害の防止	苦情件数：0 件	・地域での監視体制の強化 ・焼却に対する規制とマナーの徹底 ・生活騒音・夜間騒音の防止
散乱ごみの排除	散乱ごみが少ないと思う人の割合：80%以上	・「ポイ捨て禁止条例（仮称)」の制定 ・散乱ごみ追放モデル地区の設定 ・水辺の一斉清掃活動の展開 ・不法投棄防止パトロールの強化 ・犬の飼い方勉強会の実施
ごみの減量	1 人あたりの排出量：710g/日	・生ごみの堆肥化促進 ・購入段階でのごみ減量運動の展開 ・グリーン購入の促進 ・リサイクルの拠点づくり ・資源回収の促進 ・リサイクルの取組みの強化
地球温暖化の防止	家庭・事業所・行政の二酸化炭素排出量：毎年 1%ずつ削減	・「地球環境問題対策委員会（仮称）の設置 ・環境モニター制度によるエネルギー使用量の把握と削減 ・エネルギー削減費を積み立てるグリーン予算制度の導入 ・自転車利用の促進 ・住宅への太陽光発電導入促進 ・公共施設へのソーラーシステムの率先導入 ・公共施設の省エネ化の推進
参加	－	・「地域づくり委員会（仮称)」による自主活動の促進 ・体験型の環境学習プログラムの開発 ・環境学習出前講座の充実 ・市民の知恵の募集と活用 ・こどもエコクラブの充実

資料：名取市環境基本計画（平成 15 年 3 月　名取市）

(14) 名取市第四次国土利用計画（平成 22 年 11 月　名取市政策企画課）

名取市第四次国土利用計画は、名取市が国土利用計画法第 8 条の規定に基づき、名取市の区域における国土（以下「市土」という。）の利用に関して必要な事項を定めるものであり、市土の総合的かつ計画的な利用を図るための指針とするもので、同法第 8 条第 2 項の規定により、宮城県国土利用計画を基本とし、名取市基本構想に即して平成 22 年 11 月に策定された。

市土利用の基本方針としては、市土の有効利用及び土地利用転換の適正化、市土利用の質的向上、市土利用をめぐる新たな動きへの対応が挙げられている。

この計画では、名取市を「丘陵部地域」「平野部地域」「海浜部地域」に 3 区分し、それぞれの地域における利用方針が示されている。

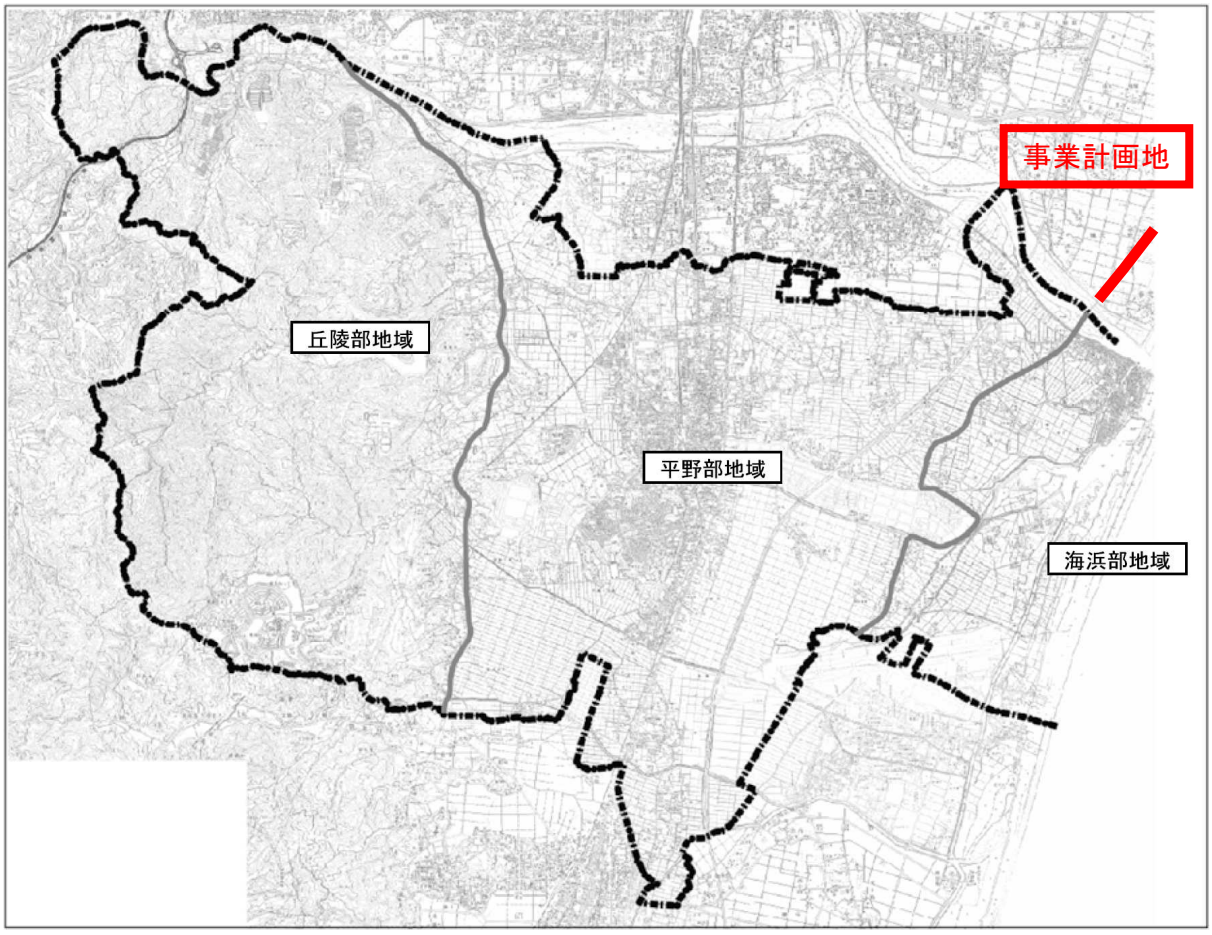

資料：名取市第四次国土利用計画（平成 22 年 11 月　名取市政策企画課）

図 6.2.6-26　名取市国土利用計画地域区分

表 6.2.6-62　地域別の土地利用の概要

地域	概要
丘陵部地域	西部を中心に広がる丘陵部地域については、大半が森林であり、県自然環境保全地域や緑地環境保全地域に指定され、水源かん養機能をはじめ、山地災害防止機能、保健文化機能、生活環境保全機能などの森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、自然環境に配慮した環境の活用と共生を推進するとともに、環境学習や観光・交流の場としての活用に努める。また、高舘丘陵部における住宅団地においては、良好な住環境の維持・保全とともに、適切な市街地形成を促進する。愛島西部においては、今後も自然環境や治水、災害防止に十分配慮して、居住機能の充実、工業・流通業務機能の集積などを推進する。 なお、高舘熊野堂の国道 286 号沿線地区については、東北縦貫自動車道仙台南インターチェンジが至近であり、隣接の仙台市においても商業機能等が充実してきていることから、土地利用の需要動向と開発の高まりに応じ、適切な措置を講じていく。
平野部地域	東部の平地を中心に形成された農業区域については、農業生産機能の維持・強化に向け、農道、用排水施設の整備・保全などによる農業生産基盤の充実、整備された優良農地の保全及び有効利用に努めるとともに、都市と農村との交流空間としての活用に努める。 農業等と共存する市街地以外の集落区域については、生活道路の整備や合併処理浄化槽の設置促進など生活環境・基盤整備を総合的に推進し、水と緑の豊かな自然と共生する快適でうるおいのある集落環境の創出を図り、定住の促進及び地域の活性化に努める。中央部の既成市街地については、中心市街地活性化等、市街地の再生整備を行うとともに、安全・安心・快適な居住空間としての都市機能の強化を図り、良好な居住環境の維持・確保に努める。 また、既成市街地の隣接地区や仙台空港アクセス鉄道沿線などに形成された市街地についても、人々が集うにぎわいと活力あふれる市街地として成熟していくよう、開発計画に基づき都市整備を推進していく。 飯野坂東部地区、増田西地区、高舘熊野堂地区及び上余田地区においては、宅地や業務地などの需要動向や本市の地域特性による市街化圧力の高まりなどを見ながら、既成市街地に隣接して一部市街地の拡大を図る。 なお、仙台東部道路名取インターチェンジ、空港インターチェンジ周辺地区については、周辺地域との土地利用の調整を図りながら、新たな産業系市街地の検討を進め、開発の高まりに応じ、適切な措置を講じていく。
海浜部地域	太平洋に面し、南北の海岸線に沿って貞山運河が流れ、仙台空港、閖上漁港を有する地域については、水産業の振興に向けた生産基盤の充実を図るとともに、都市との交流空間としての活用や新たな観光・交流資源の創出に努める。また、閖上海岸・広浦の豊かな自然環境や貞山運河の歴史環境の活用に向けた環境整備を図る。閖上地区の活性化を図るため、既成市街地に隣接して土地区画整理事業による一部市街地の拡大を図るとともに、漁港の背後地については、漁港及びレクリエーションなどの多種多様な利用に対応した整備を図る。仙台空港周辺地区は、緩衝緑地と一体となった公園の整備等、周辺環境と調和した土地利用を図る。

資料：名取市第四次国土利用計画（平成 22 年 11 月　名取市政策企画課）

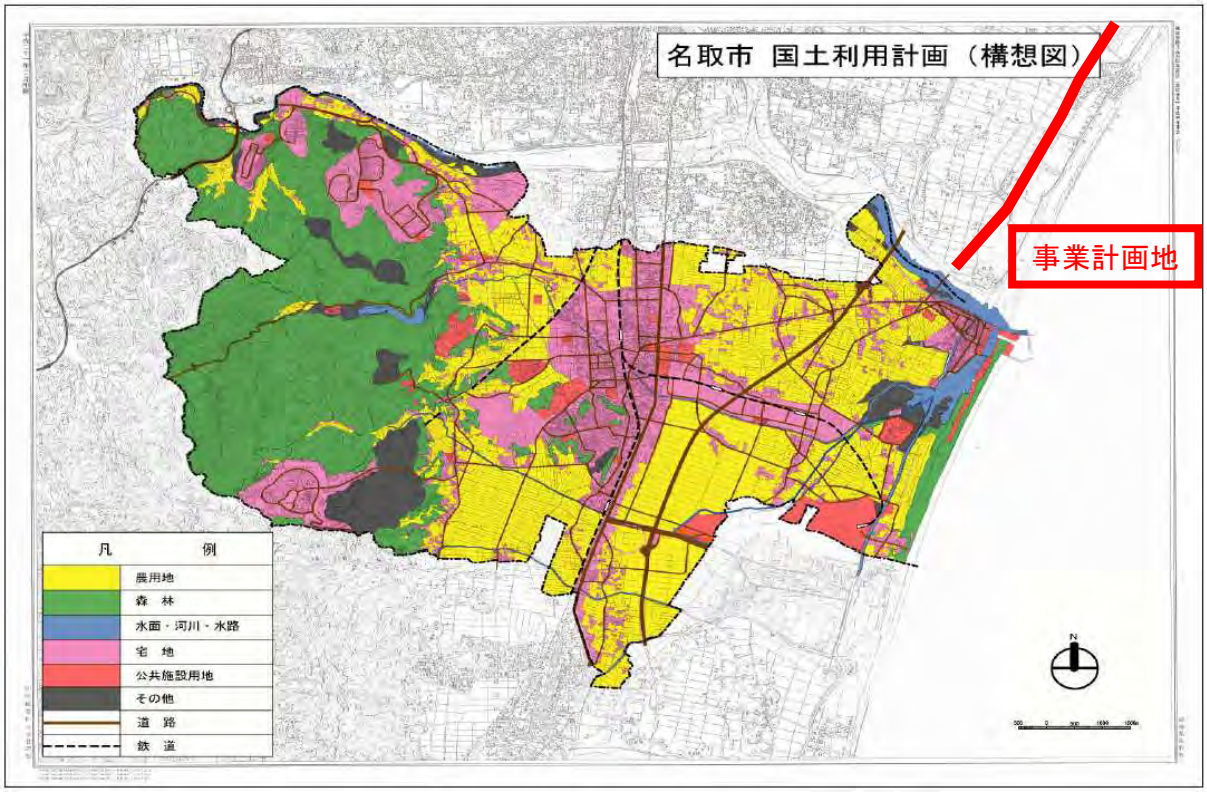

資料：名取市第四次国土利用計画（平成 22 年 11 月　名取市政策企画課）

図 6.2.6-27　名取市国土利用計画構想図

(15) 名取市第五次長期総合計画（平成 22 年 11 月　名取市政策企画課）

名取市は、名取市第四次長期総合計画 （平成 12 年度～平成 22 年度） に基づき、「仙台空港臨空都市整備事業」「安全・安心」「子育て支援」「職住近接型のまちづくり」などに力を入れて取り組んできたが、着実な成果を上げてきた施策がある一方、一部施策において積み残した課題もあった。市民ニーズの多様化や社会・経済情勢の大きな変化により経営的視点に立った新たな取り組みが求められている。

名取市第五次長期総合計画はこのような課題を踏まえ、新たな時代の要請や市民ニーズに的確に対応できる総合的・戦略的なまちづくりを推進していくための指針として平成 22 年 11 月に策定された。

名取市長期総合計画では「ふるさとへの愛着を育み、人々をひきつける魅力と元気あふれるまちへの成長」を基本理念、「元気創造これからも名取」を将来像として、以下の 6 つの施策を柱として構成されている。

表 6.2.6-63(1/2)　名取市長期総合計画主要施策

将来像	分野目標
健康でいきいきと暮らせる都市の創造	・健康づくりの促進 ・保健・医療体制の充実 ・地域福祉の推進 ・社会保障の適正な運用 ・子育て環境の充実 ・高齢者福祉の充実 ・障がい者福祉の充実
人を育て歴史文化が輝く都市の創造	・学校教育力の向上 ・教育環境の充実 ・家庭・地域の連携による教育力の強化 ・生涯学習の推進 ・生涯スポーツの振興 ・文化財の保護・伝承及び活用 ・文化芸術活動の促進
安全・安心・快適な都市の創造	・地球温暖化対策の促進 ・循環型社会の形成 ・自然環境の保全・創造 ・良好な生活環境の保全 ・地域防災力の向上 ・消防・救急救助体制の強化 ・安全で災害に強い都市空間の整備 ・交通安全・防犯対策の推進 ・消費者行政の推進

資料：名取市第五次長期総合計画（平成 22 年 11 月　名取市政策企画課）

表 6.2.6-63(2/2)　名取市長期総合計画主要施策

将来像	分野目標
飛躍を支える都市基盤の創造	・地域特性を生かしたまちづくりの推進 ・交通体系の構築 ・快適な市街地の形成 ・上・下水道の整備 ・憩いの空間の整備
活力と交流に満ちた都市の創造	・地域ブランドの確立と多様な販路拡大の推進 ・持続的に発展する農業の振興 ・環境と共生する林業の振興 ・活力ある水産業の振興 ・地域を支える商工業の振興 ・戦略的な企業誘致と雇用の拡大 ・戦略的な観光の振興
安定的で活力ある都市の創造	・市民との協働によるまちづくりの推進 ・地域コミュニティ活動の活性化 ・シティセールスの推進 ・交流の輪が広がる施策の推進 ・男女共同参画社会づくりの推進 ・安定的で堅実な地域経営の推進

資料：名取市第五次長期総合計画（平成 22 年 11 月　名取市政策企画課）

土地利用の方針については、(14)で掲げた名取市第四次国土利用計画が、総合計画における土地利用計画として位置づけられている。

(16) 名取市震災復興計画（平成 23 年 10 月　名取市建設部震災復興室）

名取市震災復興計画は、東日本大震災により大きな被害を受けた市民生活の早期再建をはじめとして、地域の社会的機能や社会経済活動の迅速な復旧と、半世紀にわたり築き上げてきた名取市の魅力の回復など、市民とともに計画的な復興に取り組んでいくための指針とすることを目的として、平成 23 年 10 月に策定された。本計画は、名取市第五次長期総合計画を踏まえた、復旧・復興に関する震災対策の特別計画として位置づけられている。

本計画においては、

・災害への対応力を高め、健やかで安心感ある暮らしを回復させる
・コミュニティの絆を強化し、市民力を結集したまちづくりを展開する
・産業基盤・地域資源のスピード感ある復旧と事業展開で活力と雇用を創出する
・チャレンジ精神に富んだ連携で、地域の新しい魅力や元気を次代に継承・発展させる
・次代の社会的要請に応え、多世代が安心して暮らす新たな生活舞台をつくる

の 5 つが復興に向けた課題として挙げられている。

沿岸部の復興に向けたまちづくりの考え方として、5 つのテーマが提示されている。

表 6.2.6-64　沿岸部の復興に向けたまちづくりの考え方

施策の方向	概要
住む人に安心感があるまちづくり	・津波を含む自然災害軽減を踏まえた土地利用を行う。 ・地震、津波、洪水、液状化、地盤沈下などの自然災害に対する被害の軽減を総合的に配慮した計画とする。
名取市全体で考えるまちづくり	・名取市の復興に向けた土地利用は、非浸水地域を含め、名取市の未来を築く計画とする。 ・市内の既存ストック（中心市街地、りんくうタウン、丘陵地の団地など）を活用する。 ・市内各地区や近隣市町村との連携を強化したネットワーク型の都市を形成する。
土地の記憶を継承するまちづくり	・長い時間かけて形成された自然の地形、地盤、景観を生かす。 ・閖上海岸、名取川河岸、あんどん松、広浦、貞山運河、防潮林、居久根（イグネ）などを継承する。 ・暮らす人、訪れる人に安心感を与え、生業に、観光レクリエーションに、再び海と共生するまちをつくる。 ・夏祭りや社寺など地域の文化やつながりを継承する。
地域・集落の持続性を大切にするまちづくり	・農業、漁業、水産業などそれぞれの未来の夢を描き、その実現に挑戦する。 ・極端な人口減少、少子高齢化に伴い地域持続が困難にならない新たな魅力をつくる。
次代の暮らしを見据えた、新たなまちづくり	・市民が満足する中心性をもつコンパクトな都市とする。 ・地球環境時代に向けた地域づくりを実践する。 ・沿岸部に立地した都市の住民として、海と共存するライフスタイルを求める。

資料：名取市震災復興計画（平成 23 年 10 月　名取市建設部震災復興室）

津波対策の方針としては多重防御ラインの形成と避難路の確保を基本として以下の 4 点を津波対策の方針とした。

表 6.2.6-65　津波対策の基本方針

津波対策の方針	概要
堤防の強化や津波防災機能を備えた道路による多重防御	・海岸堤防、河川堤防を強化する。 ・南北道路に津波堤防機能を付加する。（市道（盛土）、県道塩釜亘理線（盛土））
自然地形の活用や盛土による安全の確保	・河川流や海流などにより生み出された自然地形（自然堤防や砂州など）を生かした土地利用を展開する。 ・地盤沈下が発生しているため、沿岸域の市街地・集落の復興にあたっては盛土を検討する。 ・津波からの安全性を確保するため、盛土や津波回避機能を擁した高床式構造物を検討する。
高台避難場所と避難路の確保	・避難場所として、丘状公園や耐浪建築物、盛土構造の高台などを配置する。 ・避難場所への多様な避難道路（避難時の交通手段（徒歩／自動車）、複数ルート、沿道建物が倒壊しても通行可能な幅員構成、渋滞を引き起こさない道路容量の確保など）を整備する。
防災システムの強化と防災教育の充実	・停電を想定した自立的な避難路誘導のあり方を検討する。 ・夜間発災も想定した防災報知システムを配備する。 ・子どもへの防災教育、地域での避難訓練を徹底する。

資料：名取市震災復興計画（平成 23 年 10 月　名取市建設部震災復興室）

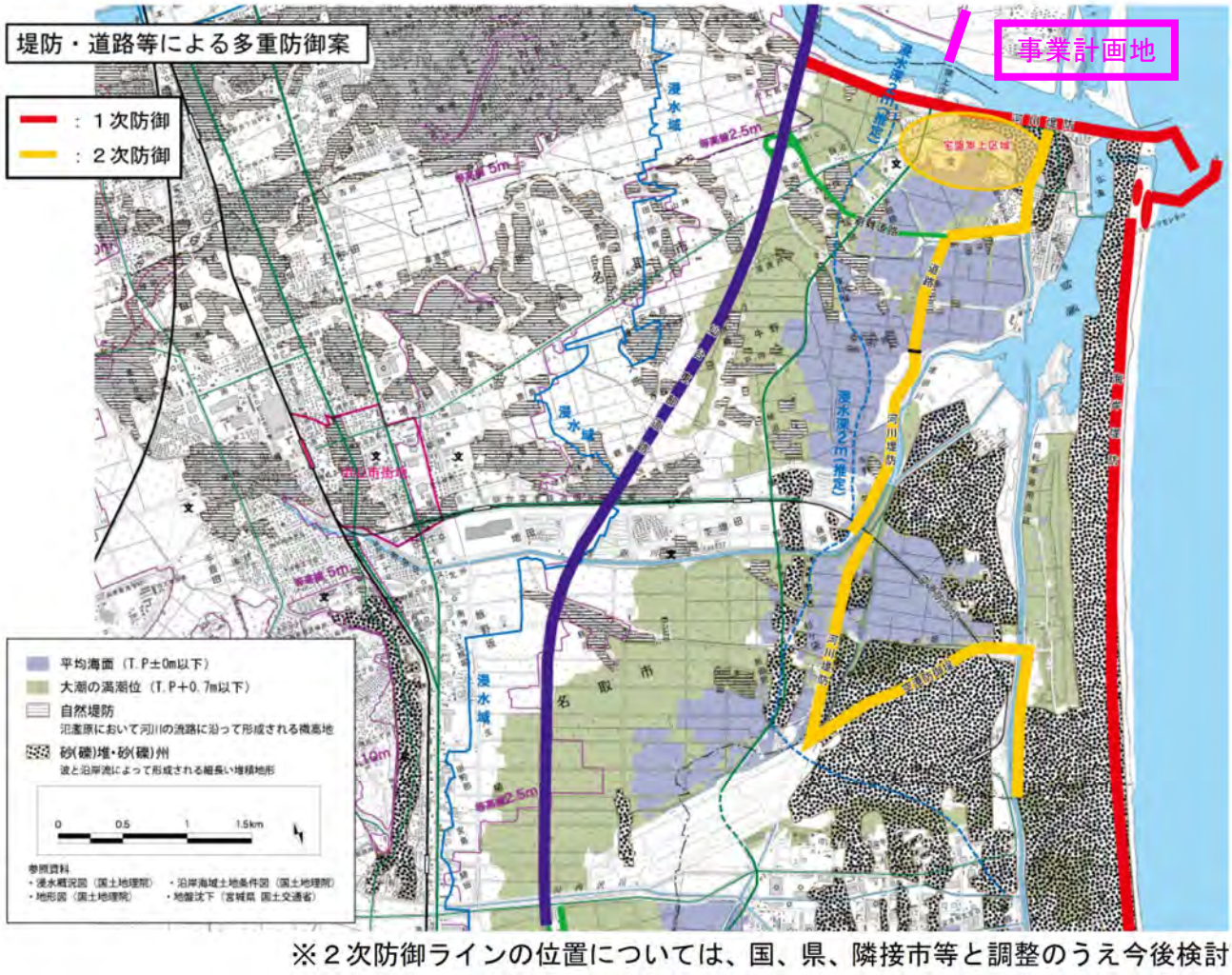

資料：名取市震災復興計画（平成 23 年 10 月　名取市建設部震災復興室）

図 6.2.6-28　名取市における堤防・道路等による多重防御案

沿岸地域の土地利用については、海岸堤防や 2 次防御ラインの設置を踏まえ、大きく二つの地域にわけ、以下のように設定された。

表 6.2.6-66　沿岸部の土地利用の方針

ゾーン	土地利用の方針
地域産業の再生と新たな産業を誘導するゾーン（1 次防御ライン（海岸堤防等）から 2 次防御ラインの間）	海岸線から 2 次防御ラインの間のゾーンについては、今回のような津波の場合、津波の流速を抑え、浸水を浅く留めることが困難と想定されるため、基本的には居住を制限する。特に、閖上地区の市街地については、水産業、水産加工業等の地域産業を再生するとともに、新たな産業を誘導するゾーンとする。なお、居住する場合は耐浪建築物を整備することとし、津波避難施設（津波避難タワー、津波避難ビル等）により避難先を確保する。また、海岸沿いについては、白砂青松の景観を持続させるべく、市民生活や農業を守る防潮林の再生を目指す。
津波や内水対策を講じながら居住機能を再建するゾーン（2 次防御ラインから仙台東部道路の間）	2 次防御ラインから仙台東部道路の間のゾーンについては、避難対策及び防災システム等の津波対策や、内水対策を施すことにより、居住機能を再建するゾーンとする。

資料：名取市震災復興計画（平成 23 年 10 月　名取市建設部震災復興室）

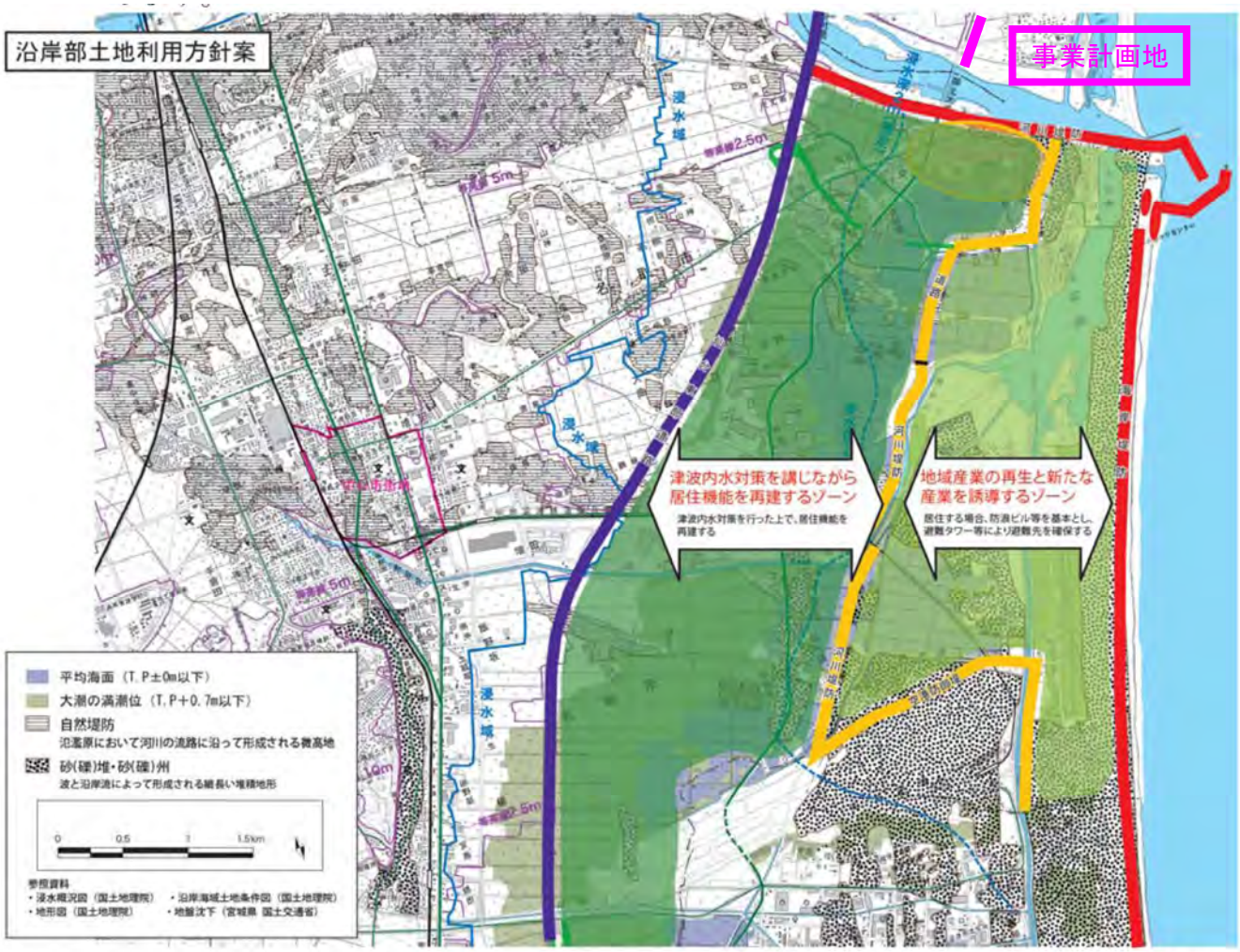

※２次防御ラインの位置については、国、県、隣接市等と調整のうえ今後検討

資料：名取市震災復興計画（平成 23 年 10 月　名取市建設部震災復興室）

図 6.2.6-29　名取市における沿岸部土地利用方針案

復興に向けた具体的な事業としては、閖上地区の被災市街地復興土地区画整理事業、下増田地区の防災集団移転促進事業があり、また、復興を牽引する連携プロジェクトとして、閖上と下増田のまち再生プロジェクトが、掲げられている。

表 6.2.6-67　閖上地区の土地利用の方針

ゾーン	土地利用の方針
海岸部	海岸沿いでは、市民生活や地域農業を守る防潮林の復旧を図る。防潮林の造成は時間がかかることから、条件を整え、市民協働の事業として早期に着手する。また、堅固な防潮林の造成には真直ぐな根を伸ばせる盛土が求められるため、瓦礫の活用を検討する。市民からはコンクリートの海岸堤防でなく、白砂青松を持続できる盛土の要望があることも勘案し、国、県との協議の中で、美しい海岸部の風景を残しながら、地区の安全性を高める。
貞山運河西側	閖上の新しい住宅市街地の位置については、仙台東部道路の西側と、現在の閖上 1、2 丁目中心の名取川沿い、その中間の県道塩釜亘理線付近を選ぶ 3 つの住民意見がある。津波対策を施した閖上 1、2 丁目の安全は計画目標を達成できると判断されるところから、ここを中心に県道塩釜亘理線付近を含むエリアを選定する。今後、更なる安全・安心のための具体的な街のイメージ形成や、まちの復興に伴う各世帯の経済的な問題などは、具体的な内容を含めて今後協議を続けていく。
貞山運河東側	貞山運河東側については、基本的に非居住とし、次のような施設の整備により活用を図る。 ◇3・11メモリアル施設（例えば、メモリアル広場やミュージアムなど） ◇産業関連施設（例えば、水産業・空港連携産業・観光産業など） ◇マリン・フィールドスポーツ施設（例えば、マリーナ、ビーチ、フィッシング、サイクリングなど） このエリアの基盤整備に関しては、時間がかかる嵩上げ等は最小限に止め、耐浪建築を基本としたまちづくりを行い、仮設的に産業拠点を整備し、その運用を支援することにより、スピード感あふれる各産業の復興を図る。また、魚市場背後への堅固な防浪構造物の配置や、貞山運河水上バス運営などについても検討していく。
田園・集落地区	2 次防御ライン西側の田園エリアには農家集落が点在しており、これらは主に自然堤防や砂州の微高地に建設されているが、今回の津波による被害もある。したがって、ニーズに対応して地盤の嵩上げや施設の耐浪化を施すなど、きめ細かな対策が必要だと考えられる。また、2 次防御ラインの整備に伴い内水氾濫などの課題もあるため、内水排水対策には十分な対策を講じる。

資料：名取市震災復興計画（平成 23 年 10 月　名取市建設部震災復興室）

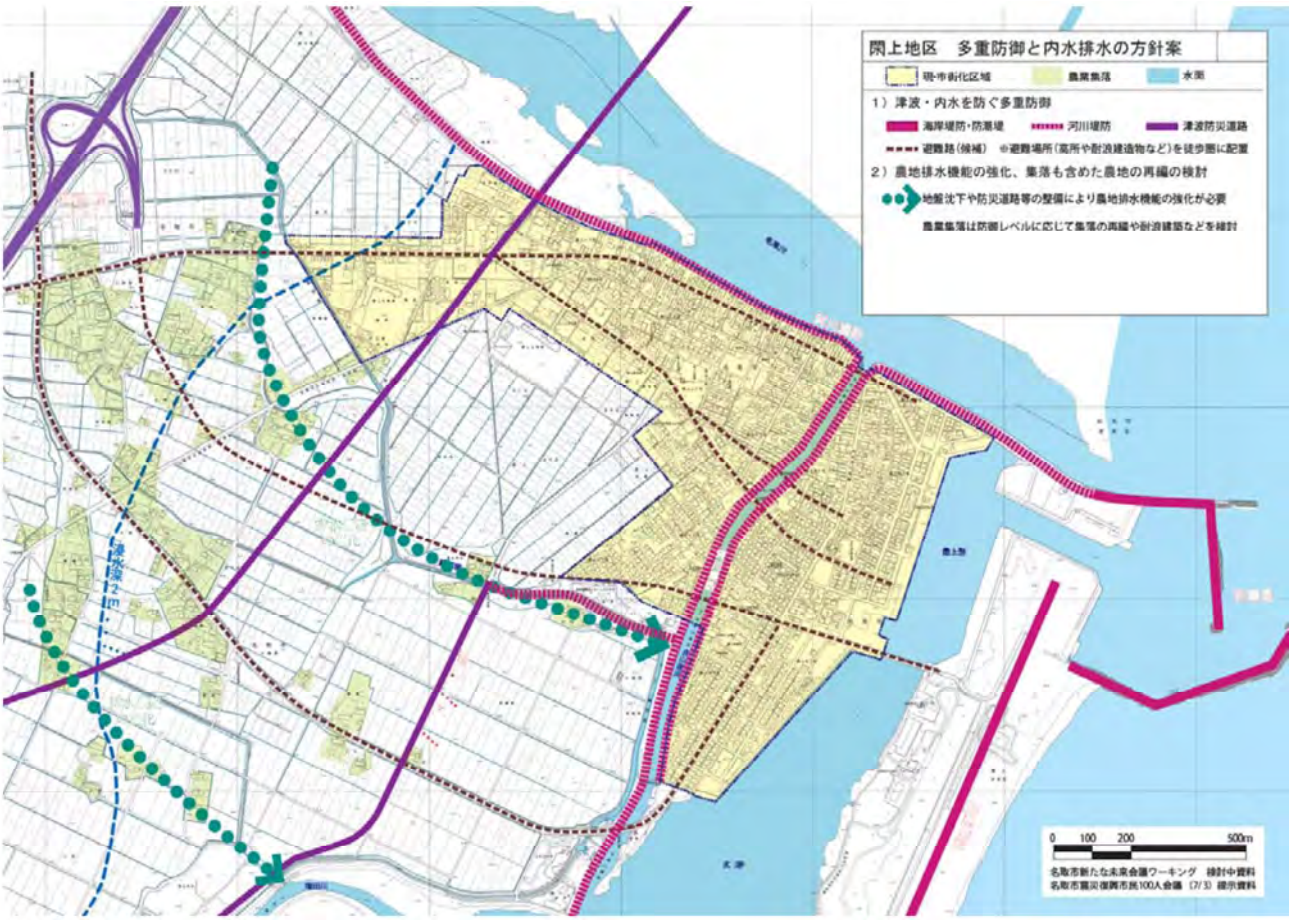

資料：名取市震災復興計画（平成 23 年 10 月　名取市建設部震災復興室）

図 6.2.6-30　閖上地区の多重防御と内水排水対策イメージ

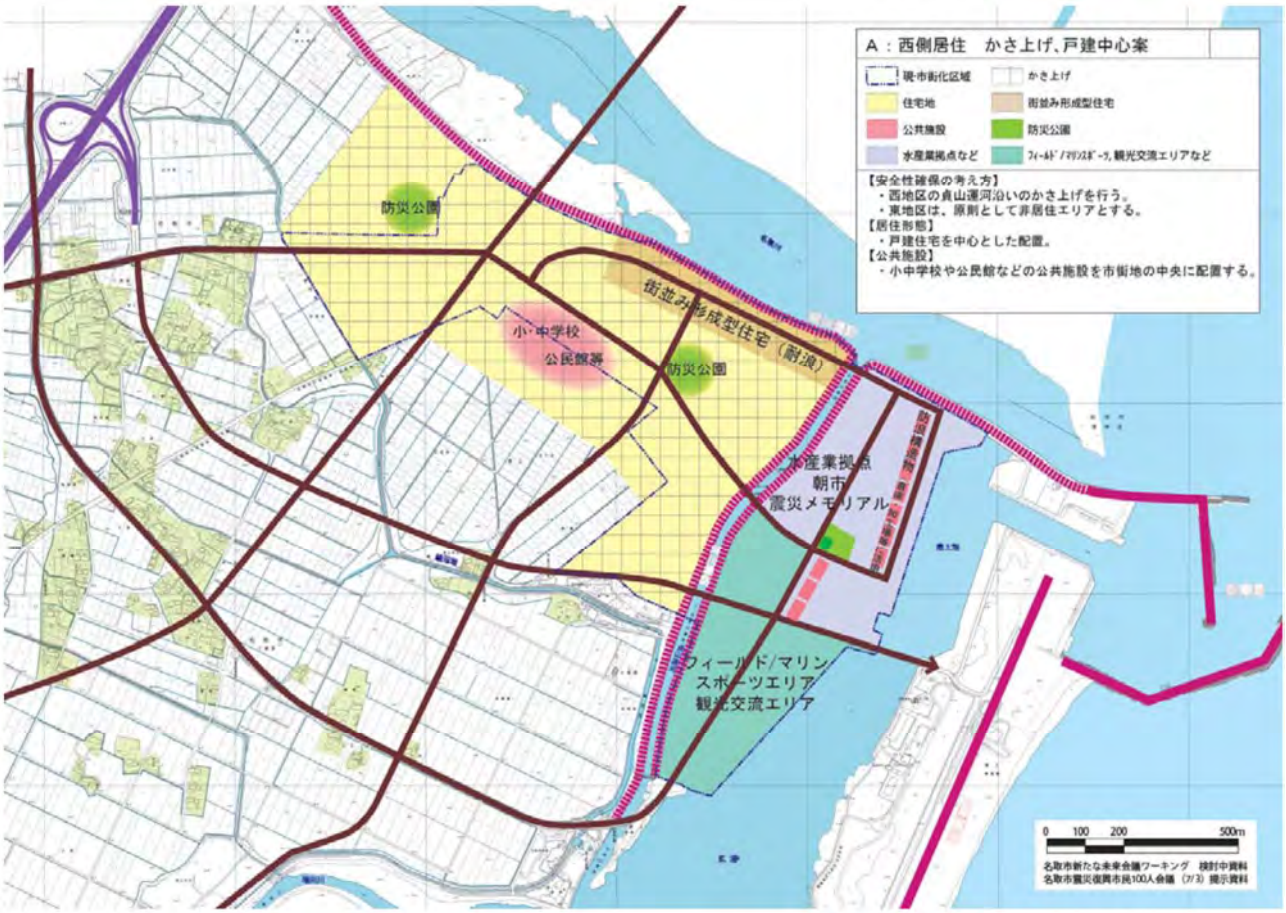

資料：名取市震災復興計画（平成 23 年 10 月　名取市建設部震災復興室）

図 6.2.6-31(1/3)　閖上地区の土地利用イメージ A

（西側居住　かさ上げ、戸建中心案）

資料：名取市震災復興計画（平成 23 年 10 月　名取市建設部震災復興室）

図 6.2.6-31(2/3)　閖上地区の土地利用イメージ B
（東西居住　かさ上げ、戸建・集合住宅組合せ案）

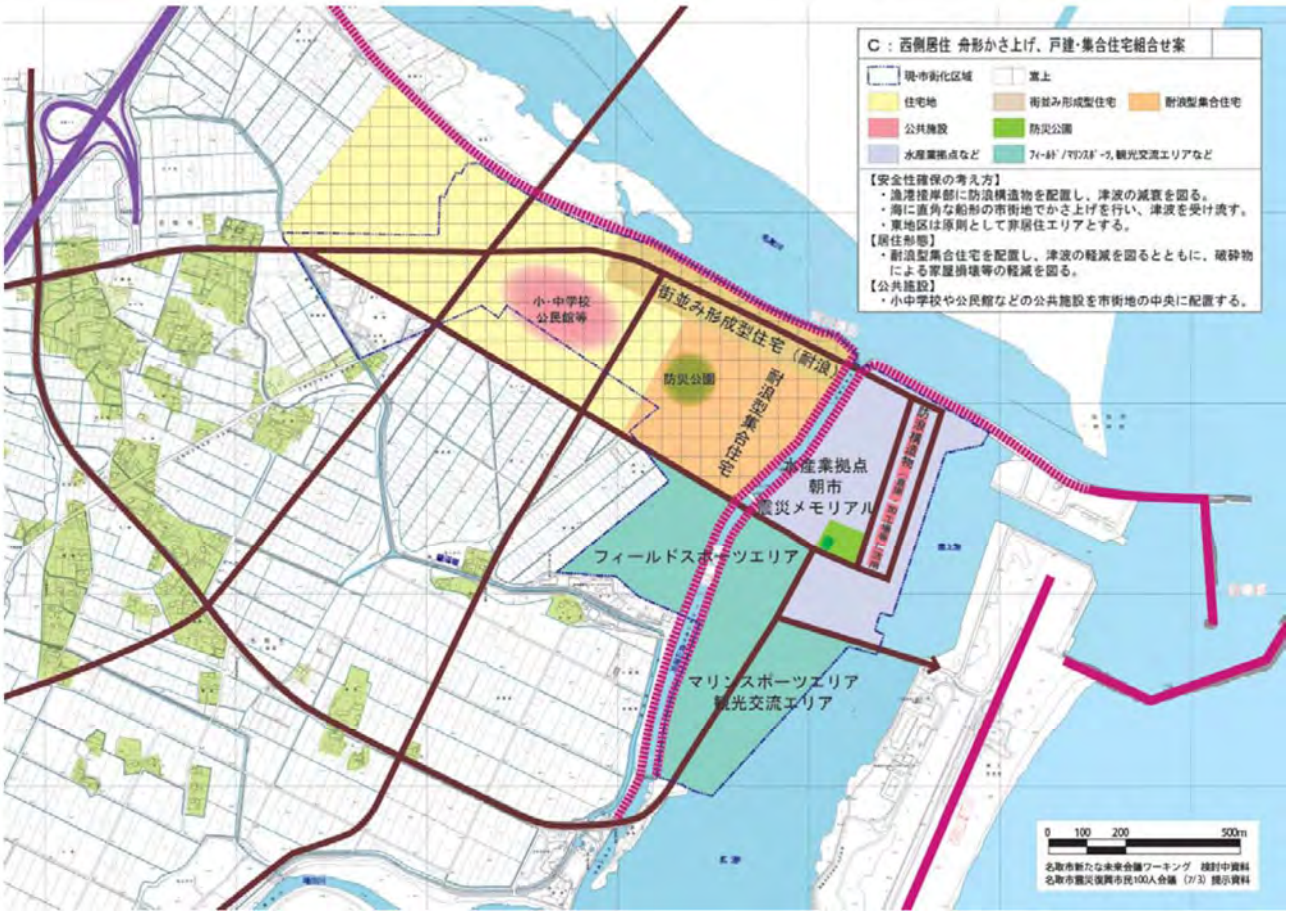

資料：名取市震災復興計画（平成 23 年 10 月　名取市建設部震災復興室）

図 6.2.6-31(3/3)　閖上地区の土地利用イメージ C
（西側居住　舟形かさ上げ、戸建・集合住宅組合せ案）

表 6.2.6-68　下増田地区の土地利用の方針

ゾーン	土地利用の方針
2次防御ライン東側	2 次防御ライン東側の田園エリアでは、今回の地震による地盤沈下の問題や、集落の集団移転、県立農業高校の移転など、田園・集落地区としての再建が困難であると考えられる。そのため、水と緑など地区の持つ地域資源を生かした自然活用型の交流ゾーンとしての活用や、新たな産業を誘導するエリアとして位置付けて、土地利用の展開を検討していく。
田園・集落地区	2 次防御ライン西側の田園エリアには農家集落が点在しており、これらは主に自然堤防や砂州の微高地に建設されているが、今回の津波による被害もある。したがって、ニーズに対応して地盤の嵩上げや施設の耐浪化を施すなど、きめ細かな対策が必要だと考えられる。また、2 次防御ラインの整備に伴い内水氾濫などの課題もあるため、内水排水対策には十分な対策を講じる。

資料：名取市震災復興計画（平成 23 年 10 月　名取市建設部震災復興室）

資料：名取市震災復興計画（平成 23 年 10 月　名取市建設部震災復興室）

図 6.2.6-32　下増田地区沿岸部の土地利用イメージ

資料：名取市震災復興計画（平成 23 年 10 月　名取市建設部震災復興室

図 6.2.6-33　沿岸部の土地利用イメージ

表 6.2.6-69　閖上と下増田のまち再生プロジェクト主要施策

ゾーン	中心的な取り組み	主要施策
再生期	閖上・下増田のまちの復興に向けた事業の推進	閖上地区：被災市街地復興土地区画整理事業、下増田地区：防災集団移転促進事業
	恒久的な住宅への移行支援	住宅再建支援、被災地区における災害公営住宅整備等
	地区の復興を先導する公共施設の整備	コミュニティの拠点となる学校・公民館等の再整備
	防災性の高いまちづくりの推進	地域防災計画、津波被害地区の宅地嵩上げ補助等
	復興に向けた協働のまちづくりの推進	公民館を核としたコミュニティの再生、復興まちづくりを担う地域住民組織の支援
	地域への愛着を育てる教育と将来を担う人材の育成	子どもたちの海と陸（おか）の体験・遊びの場づくり
展開期～発展期	生命を守る避難・救援のネットワーク形成	
	日常生活の魅力を高める環境づくり	次代の居住スタイルに対応した住宅地・商業地

資料：名取市震災復興計画（平成 23 年 10 月　名取市建設部震災復興室

(17) 名取市震災復興整備計画（平成 23 年 10 月　名取市建設部震災復興室）

名取市復興整備計画は、復興に係る具体的な事業計画として平成 24 年 3 月に策定された。復興整備計画における目標は、防災配慮、ネットワーク形成、地域文化継承など、以下に示す 5 点である。

表 6.2.6-70　名取市復興整備事業における目標

目標	概要
住む人に安心感があるまちづくり	防災に配慮した土地利用を行い、自然災害に対する被害の軽減を図るため総合的な対策を講じる。
名取市全体で考えるまちづくり	市内の既存ストックの活用を図りながら非浸水地域を含めた市内各地区や近隣市町とのネットワークを考慮した都市を構築する。
土地の記憶を継承するまちづくり	自然地形・地盤・景観の活用、地域資源の活用、海との共生など、地域の文化を継承する。
地域・集落と産業の持続性を大切にするまちづくり	農地の大区画化や利用集積を図り農業の再生に努めるとともに、水産加工業等も含めた産業の振興に努め、持続性のある新たな魅力あるまちをつくる。
次代の暮らしを見据えた、新たなまちづくり	多世代に配慮したコンパクトまちづくりを行うとともに、地球環境時代に向けた地域づくりと自然と共存するライフスタイルを実現する。

資料：名取市震災復興整備計画（平成 23 年 10 月　名取市・宮城県）

復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向としては、以下の 3 点があげられている。

表 6.2.6-71　名取市復興整備事業における土地利用の基本的方向

区域	土地利用の基本的方向
貞山運河の東側	水産業等の地域産業再生と新たな産業を誘致するゾーンとし、沿岸部にレクリエーション施設（震災メモリアル施設、マリーナ、ビーチなど）や防潮林を整備する。
貞山運河と 2 次防御ラインの間（下増田地区）	農業・地域産業の再生と新たな産業を誘致するゾーンとする。
2 次防御ラインの西側	閖上地区の居住機能を再建するとともに、農業集落の再生やほ場整備事業により農地を再編する。

資料：名取市震災復興整備計画（平成23年10月　名取市・宮城県）

資料：名取市震災復興整備計画（平成 23 年 10 月　名取市・宮城県）

図 6.2.6-34　名取市復興整備事業土地利用構想図